

令和6年第1回定例会 12月定例会議

中之条町議会会議録

令和6年12月4日 再開

令和6年12月19日 閉会

中之条町議会

令和6年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和6年12月4日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和6年12月4日 午前9時30分						
	散会	令和6年12月4日 午前10時02分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	6番	佐藤 力也	7番	関 美香	8番	大場 壯次		
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		小板橋 千晶		書記		林 沙晶	
	議事書記		割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和6年12月4日午前9時30分開議)

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 審議期間の決定
- 第3 議案第 1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 2号 令和6年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 3号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 4号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 5号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 6号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 7号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 8号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第 9号 令和6年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 第4 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第11号 中之条町町営住宅管理条例の一部改正について
- 第5 陳情第2号・第3号



◎ 再 開

○議長(安原賢一) みなさん、おはようございます。

第1回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに令和6年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと録画録音される恐れがあります。予めご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますのでご覧いただきたいと思っております。

また、議会改革推進特別委員長より視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

次に、11月13日には、町村議会議長全国大会に出席して参りました。大会では、1件の決議と2件の特別決議、37件の要望を採択し、全国町村議会が一致結束して行動していくことが確認されました。

また、豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席し、大会では、1件の決議と8件の要望を採択しました。

11月13日には、群馬県町村議会議長会臨時総会も開催され、「議会議員報酬額の見直しの検討に関する要請」を決定しました。11月15日に石内会長、黒岩副会長及び坂本副会長が熊川町村会長を訪問し、要請文を手交しました。

さて、今期定例会議には、補正予算や条例の制定や改正など、重要案件が予定されています。慎重審議のうえ、適切な議決をお願いします。

この際、町長からご挨拶願います。町長

○町長（外丸茂樹） 一言ご挨拶を申し上げます。本日は12月定例会議を開催させていただいたところ、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。議員の皆様におかれましては、師走のお忙しいところ、まち5にご出席いただき、またランナーとしても参加をいただき大変ありがとうございます。皆様のご協力をいただいたことでまち5は第10回を迎えることができました。天気にも恵まれ、過去最大の規模の大会となりましたが、ランナーの笑顔を見ることができ、大きな事故なく開催できたことに感謝を申し上げます。

今年を振り返ると、能登半島地震で始まりましたが、自然災害への備えとして防災意識の高揚と防災力の強化を再認識した1年でありました。歳末には、例年どおり、消防団による夜警会を実施するなど、町民が健やかに安心して新年を迎えられるよう町政を運営してまいりますので引き続きご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の定例会議に上程させていただく案件は、一般会計・特別会計・事業会計の補正予算、条例の一部改正、合計11議案でございます。慎重審議を賜りご議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただ今の出席議員は15名です。

これより令和6年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条によりまして、6番 佐藤力也さん、7番 関美香さん、8番 大場壯次さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり、本日から12月19日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、12月定例会議の審議期間は本日から12月19日までの16日間と決定しました。

○

◎ 議案第 1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算（第6号）

◎ 議案第 2号 令和6年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 3号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 4号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 5号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 6号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 7号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 8号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 9号 令和6年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○議長（安原賢一）日程第3 議案第1号から第9号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは日程に従いまして、議案第1号から議案第9号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算（第6号）につきまして申し上げます。

今年もいよいよ12月となり、本年度当初予算のご議決をいただいてから5回の補正をお願いしておりますが、12月定例会議にあたりまして、予算の補正をお願いいたします。

今回お願いをいたします補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の補正とともに、事業確定等による補正をお願いするものでございます。

なお、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け、情勢適用の原則に基づく給与改定関係議

案につきましては、あらためて提案させていただく予定でありますのでよろしくお願いいたします。補正額は、歳入歳出それぞれ1億4,133万9,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ108億63万8,000円といたしたいものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金3,094万2,000円、県支出金1,281万4,000円、寄附金8,500万円、諸収入341万2,000円の増額を見込ませていただき、不足する財源につきましては、繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出につきまして、各款毎に主な内容につきまして申し上げます。

なお、人事異動に伴う人件費補正につきましては、後ほど補足の中で説明をさせていただきます。

2款 総務費では、役場庁舎管理事業におきまして、猛暑による夏場の水道及び電気使用量の増加による、上下水道料及び電気料の増額を、また役場庁舎内の無線LAN（ラン）のアクセスポイントの設置にかかる費用をお願いし、普通財産管理事業では、支障木伐採にかかる費用を見込ませていただきました。

都市等交流対策事業では、都市間の交流が活発に行われていることに伴う、各団体への補助金の増額を、ふるさと納税事業では、寄附の増加が見込まれることから、報償品や感謝券の印刷代、ポータルサイトへの掲載料及びふるさと思いやり基金への積立金等の増額をお願いするものであります。

3款 民生費では、社会福祉事業において、令和5年度の実績により、国や県への返還金をお願いし、障害者自立支援給付事業では、利用サービス等が増加したことによる給付費の増額を、地域生活支援事業では、「障害者相談支援事業委託料」の増額分について、吾妻広域への負担金の増額を計上させていただきました。

また、障害児入所給付費等給付事業では、放課後デイサービス利用量の増加に伴う給付費の増額を見込ませていただいております。

4款 衛生費では、保健衛生事務費において、四万へき地診療所事業特別会計への繰出金の増額を、予防事業では、令和5年度実績に伴う国庫負担金・補助金の返還金を計上させていただきました。

後期高齢者医療人間ドック助成事業では、希望者の増加に伴い、委託料の増額をお願いいたしました。

環境にやさしいまちづくり推進事業では、高齢者世帯エアコン購入費等補助金について、希望件数の増加に伴う補助金の増額を、六合診療所運営管理事業では、医師住宅の整備にかかる費用についてお願いするものであります。

6款 農林水産業費では、農産物ブランド化事業において、花ゆかりの商標登録にかかる手数料を、小規模農村整備事業では、横尾竹井地区の農作業道路整備工事において、委託料と工事請負

費の組み替えをお願いするものであります。

7款 商工費では、商工振興対策事業において、住宅リフォーム補助金の申請の増加に伴う補助金の増額を、四万地区源泉管理事業では、湯の泉の湯、及び山鳥の湯にかかる温泉ポンプの購入費用を、四万清流の湯運営管理事業では、露天風呂等の配管洗浄手数料をお願いするものであります。

ふるさと交流センターつむじ運営管理事業では、ショップの仕入れ及びカフェの材料代の増額をお願いし、中之条ガーデンズ運営管理事業では、特産物の仕入れ代の増額のほか、樹木剪定等にかかる業務委託料の増額を見込ませていただきました。

8款 土木費では、町単独道路維持事業において、路側や側溝などの修繕費用の増額、及び除雪を開始する前に支障木の伐採が必要な箇所があるため、伐採にかかる委託料を計上させていただきました。

また、道路施設長寿命化修繕計画事業では、点検調査にかかる費用が確定したため、業務委託料の減額等をお願いするものでございます。

10款 教育費では、地域学校協働本部事業において、コミュニティ・スクールの講師への謝礼の増額をお願いし、小学校運営管理事業では、中小体育館内の時計及び六合小の地下タンクの修繕にかかる費用等を見込ませていただきました。

六合中学校教育振興事業では、長野原中学校との交流事業にかかる講師への謝礼をお願いするものであります。

また、ツインプラザ運営管理事業では、燃料費の増額を計上させていただいております。

続きまして、議案第2号 令和6年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ146万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ18億3,905万2,000円といたしたいものでございます。

歳入では、4款 県支出金、及び7款繰越金の増額を見込ませていただきました。

歳出では、2款 保険給付費において実績見込みによる療養費の増額をお願いし、5款 保健事業費では、人間ドックの償還払い申請見込者数が、実績見込みを上回ることから、増額をお願いするものでございます。

議案第3号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ95万3,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ7,045万9,000円といたしたいものでございます。

歳入では、10月から実施しております、コロナワクチン接種に係る、1款 診療収入と6款 諸収入の増額を、4款 繰入金では、一般会計からの繰入金の増額を見込ませていただきました。

実績により、3款 県補助金及び5款 繰越金の減額を計上させていただいております。

歳出につきましては、人事異動によりまして、事務費を減額し、人件費の増額をお願いしております。

また、へき地診療所運営事業におきましては、電子カルテシステムの購入費の確定により減額となっております。

議案第4号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ89万2,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ6億2,513万8,000円といたしたいものでございます。

歳入では、施設の入所状況から、1款 サービス収入の減額をお願いいたします。

歳出では、1款 総務費の一般行政経費において、人事異動に伴う人件費の減額をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ90万9,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ4億3,512万7,000円といたしたいものでございます。

歳入では、繰越金の増額をお願いし、歳出では、人事異動に伴う人件費等の増額をお願いするものでございます。

議案第6号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、予算第3条で定めた収益的支出において、事業費を180万1,000円減額し、補正後の予算総額を1億225万8,000円といたしたいものでございます。

補正の内容としては、職員給与費において、職員の人事異動に伴う、正職員の減及び会計年度任用職員の業務量増加に伴う報酬の増額をお願いするもので、予算第5条で定めた職員給与費を、180万1,000円減額するものとなっております。

議案第7号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的収入における水道事業収益を250万円増額し、補正後の予算総額を2億5,972万8,000円といたしたいもので、内容につきましては、浄水場において落雷により流量計が被害を受けたことによる保険料でございます。

収益的支出におきましては、水道事業費用のうち薬品費を50万3,000円増額し、補正後の予算総額を2億5,485万2,000円といたしたいものでございます。

次に、資本的支出におきましては、建設改良費を680万円増額し、補正後の予算総額を1億7,217万2,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、水道山から三ノ原浄水場に送水するための、設計及び地質調査業務にかかる費用の増額を見込ませていただきました。

続きまして、議案第8号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出において2万9,000円増額し、補正後の予算総額を4億7,475万8,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、企業債利子償還金の確定等により、増額をお願いするものでございます。

議案第9号 令和6年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における農業集落排水事業費用を38万7,000円減額し、補正後の予算総額を2億3,111万4,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、企業債利子償還金の確定等による減額をお願いするものでございます。

以上が、今回お願いします補正の主な内容であります。いずれも今年度執行していかねばならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議いただきたくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

議案第1号、総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足の説明を終わります。

日程第3としてただいま審議中の議案第1号から第9号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

◎ 議案第11号 中之条町町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第10号及び第11号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行予定となっております。

改正の主な内容につきましては、再犯防止対策の観点から、その整備及び実施が推進されるべき制度の一つとして、「自由刑の単一化」が掲げられ、懲役及び禁錮を新たに創設される拘禁刑として単一化されます。

その趣旨は、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能としようとするものであります。

上位法の改正に伴い、町関係条例においても文言の整理を行う必要があることから、関係条例6本を一括して改正を行うため、整理条例の制定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第11号 中之条町町営住宅管理条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、まず、六合地区の小雨団地1棟2戸におきまして、昭和54年度に建設し、老朽化が著しく耐震性が低いことから、今年度解体を実施し、用途廃止したいものでございます。

また、小雨ハイツにつきましては、3DKの1世帯分を、今後、六合診療所における医師住宅として使用していきたいことから、条例の一部改正をお願いしたいものでございます。

これによりまして、町営住宅管理戸数は228戸から225戸となります。

以上、条例の制定及び一部改正につきまして、説明をさせていただきました。

ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

日程第4としてただ今審議中の、議案第10号及び第11号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

◎ 陳情第2号・第3号

○議長（安原賢一）日程第5 陳情第2号・第3号について議題とします。

陳情文書を朗読させます。局長

（議会事務局長 陳情文書表朗読）

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただ今朗読したとおり、陳情第2号を文教民生常任委員会に、陳情第3号を産業建設常任委員会に付託します。

◎ 散会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の5日は、午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦勞様でした。

（散会 午前10時02分）

令和6年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令和6年12月5日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和6年12月5日 午前9時30分						
	散会	令和6年12月5日 午後12時00分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	6番	佐藤 力也	7番	関 美香	8番	大場 壯次		
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		小板橋 千晶		書記		木暮 駿希	
	議事書記		割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	欠 席	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和6年12月5日午前9時30分開議)

第1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質問質疑は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間を60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残りの5分、3回目が残りの1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができることとされていまして、議員と執行部が活発な質問により、よりよい町づくりを目指し、議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、富沢重典さんの質問を許可します。富沢重典さん、ご登壇願います。9番、富沢さん

○9番（富沢重典）おはようございます。今日は、区長会中之条地区の区長の皆様が傍聴に来られているということで、先日のまちなか5時間リレーマラソン、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、地域クリーン作戦補助金についてお伺いいたします。行政区や町民からの声がございましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） それでは、富沢重典議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域クリーン作戦補助金につきましては、高齢化現象などから、行政区における運営が大変になってきているという状況から、少しでも地域を支援したいとの考えの下、令和5年度に創設をさせていただきました。行政区の区長さんからは、「大変ありがたい」、「少しでも補助があれば助かる」などの声をいただいております、町といたしましては大変効果が上がっていると認識をいたしております。

○議長（安原賢一） 9番、富沢さん

○9番（富沢重典） 令和4年12月定例会議の会議録の一部を読ませていただきます。人口減少と高齢化が進む中、地域によっては地域の生活環境を維持することが大変になってきております。伊参地区にあっては、高齢化率が50%を超える状況でもあります。区長さんをはじめ、住民の方々から「道路愛護も大変だ」、「町道の草刈りも大変になってきている」、「町でも支援してもらいたい」、「町道維持管理作業に補助を考えてもらいたい」といった声が聞かれています。これからも道路愛護、町道の草刈り等、地域の方々のお力を借りなくてはなりません、県で実施しているクリーン作戦の町としての地域クリーン作戦のような補助制度を考えて、地域を少しでも応援していきたいと考えます。また、地域コミュニティ、絆を維持することも同じ状況になってきており、地域の方々の声を聞き、少しでも支援ができればと考えますと述べております。

確かに県で実施しているクリーン作戦の町としてのクリーン作戦のような補助制度を考えるとされており、その前文で、高齢化が進み町民から「道路愛護も大変だ」、「町道の草刈りも大変になってくる」との声や、地域コミュニティ、絆を維持することも同じ状況になってきているとおっしゃっております。初め町長の所信を聞いたとき、まさか役場の職員を派遣するのか、本当に可能かなどと思いながら聞いておりましたが、当初予算に上がってきていたのは、各行政区に年2回、合計2万円の支給というものでした。出さないよりは出したほうがいいと思い、当初予算は賛成いたしました、何ら解決になっていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） 確かにお金だけで解決ができる問題とは考えておりませんが、先ほどのご質問で答弁をさせていただきましたけれども、金額は2万円ではありますけれども、区を代表される区長さんからは、私や担当課に寄せられる意見といたしましては、感謝の意を込めていただけるようなそういったお話もいただいております。地域コミュニティや行政区の維持において効果があったものと認識をいたしておりますし、これが全ての解決策とは思っておりませんが、少しでも地域の方々に寄り添った、そういった気持ちを表す意味でも、これからも引き続き実施してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（安原賢一） 9番、富沢さん

○9番（富沢重典） 職員の皆様にも地域があり、あちらもこちらとは難しいと思います。何とか地

域の方々に協力していただかないと成り立ちません。また、地域コミュニティ、絆を維持するのも同じ状況になってきているとおっしゃっておりますが、地域によっては人口減少とともに、コミュニティの場である公民館の維持も厳しくなっていると考えます。私は、以前から公民館の水道はほとんど使用しないのだから、基本料金を免除したらどうかと言っております。役場からは、休止にして使う月だけ再開したらどうかと言われましたが、うっかり忘れて使えなかったり、非常時に使えなかったり、リスクが多くて行く公民館は少ないと思います。どうせ休止にすれば、基本料金は町に入っていないのですから同じことです。公民館や集会所等、基本料金を免除したら大変喜ばれると思うので、強く要望して、次の質問に移ります。

乳幼児おむつ等助成事業についてお伺いいたします。この質問も以前から何度も質問させていただいている事業ですが、以前は1歳になるまでから、現在は2歳になるまでと拡充した事業です。町長の思いをお聞かせ願います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）乳幼児のおむつの補助についてのお尋ねでありますけれども、子育て支援の一環といたしまして、乳幼児を持つ保護者の方々に意見をお聞きした中から平成27年度より始めた事業でございます。事業内容は、満2歳になる前の乳幼児にかかった紙おむつや、お尻拭き等の購入費用の80%、月額上限3,000円まで補助をするものでございます。令和5年度より対象年齢を満1歳から満2歳へ拡充をさせていただきました。本事業において、おむつ等の購入費用の助成をすることで、保護者の方の経済的負担を軽減をさせていただき、中之条町の子ども達の健全な育成を図り、健やかな成長を切に願うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）今ここで購入しても月額上限3,000円まで支給する制度です。町内、町外の利用状況、また町内業者からの声があればお聞かせ願います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）利用状況についてのお尋ねでございますが、おむつ等の購入先といたしましては、令和5年度の実績で見ますと、町内が52.3%、郡内が16.3%、郡外が24.8%、インターネット購入が6.3%となっております。購入件数を5年前の平成30年度と比較をいたしますと、町内においては51.1%の増加、インターネット購入については97.9%の増加となっており、逆に郡内、郡外ともにそれぞれ10%の減少となっている状況でございます。町内での購入の増加の一因といたしましては、町内に薬局が増えたことにあり、またインターネットの普及により自宅まで届けてもらえる通販の利用が増加傾向にあるものと考えております。保護者の方からは、「毎日使うものであり、費用負担も大きいので大変助かっている」、「インターネットでの購入もできるため助かっている」という声をいただいております。なお、町内業者からは特にご意見等はいただいております。状況でございます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）私は、中之条町で商売し、税金を納めていただいたお金が簡単に町外に出ていってしまうことは問題だと思います。町の補助金ですから、せめて町内で回すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）富沢議員おっしゃるように、確かに町からの助成金でありますから、町内で購入していただくことが最もよい方策であろうと考えております。しかしながら、本事業の対象者が目を離せない乳幼児を抱えた保護者の方であることを考えますと、利便性を優先させることが一番と思われ、実際に対象者からも現行制度での継続を望む声もいただいております。そのため、購入先として町内はもとより、里帰りのときや旅行先、インターネットでの購入等と幅を広げておく必要があると考えます。町への還元につきましては、入学準備応援費など、ほかの施策で行っている事業もありますので、本事業につきましては現行制度での運用についてご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）これも以前から申し上げておりますが、金額の割に役場の担当者も保護者も事務手続が大変なように感じますし、何より町の補助金が町内で回らないことが問題だと思います。利用者がほぼ上限の3,000円に達しているようですし、おむつはどこで購入しても、町の補助金3,000円は町内で買物していただくのがよいと思います。

そこで提案です。あくまでおむつの購入補助であっても、家庭の財布は1つです。また、事務手続も簡素化したほうがよいと思いますので、出生届を提出していただいたとき、中之条商品券を3,000円分掛ける12か月分、3万6,000円分お渡しし、1歳児には検診時に1年分お渡しするというのはいかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）この乳幼児おむつ等購入費助成事業につきましては、制度開始後10年を経過するところでございます。保護者の皆様方にも既に周知されて定着している事業でございます。ご提案の商品券での支給につきましては、過去にも議会でご質問をいただき、お答えいたしましたところでございますが、以前に答弁させていただきましたとおり、商品券での支給となりますと、おむつ以外の商品も購入できることから、子育て支援という趣旨が曖昧になる、こういった懸念もございます。また、先ほど申し上げましたとおり、利便性を考慮し、里帰りのときや旅行先、あるいはインターネットでの購入等も対象としているため、子どもから目を離せない保護者の方からは大変好評をいただいております。申請につきましても、毎月しなくてもよく、乳幼児健診等のついでや都合のよいときに数か月分まとめての申請を奨励するなど、申請への負担軽減に努めております。今後も利用者のご意見をお伺いしながら、より使いやすく充実した制度を目指してまいりたいと考えており

ますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）インターネット等でおむつを購入されてしまっている、その分のお金が3,000円浮くわけですから、それが中之条町の商店街に落ちないのは、いささかいまだに納得できない問題でありまして、ぜひ利用者や町の職員の負担軽減を図ることとともに、せっかく納めていただいた税金が町として容認して町外に出してしまうということが今後ないように前向きにご検討いただければというふうに思います。

次の質問に移ります。この質問も再三お伺いしている質問ですが、福祉タクシー利用料金助成事業についてお伺いいたします。現在利用できる条件をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福祉タクシー利用助成事業につきましてのお尋ねでございますけれども、障害者や加齢等の理由により自動車の運転ができない方、または免許を返納した方など、移動手段に制限を受ける方たちを対象にタクシー料金を助成することで、医療機関への通院や買物、社会参画等への継続した地域生活の支援を行うものでございます。利用対象となる方につきましては、中之条町に住民登録があり、町税等の滞納がない方のうち、1といたしまして運転免許証を所有していない満65歳以上の方、2といたしまして運転免許証を返納した方、3といたしまして該当する身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している方が対象となっております。

助成内容といたしましては、高齢者の方は助成券1枚500円分としての利用できる券の60枚つづりを1冊、追加として20枚つづりを1冊まで購入でき、障害をお持ちの方は60枚つづりを2冊まで無料交付をいたしております。令和元年度より現在の福祉タクシー利用制度に移行し、事業展開をいたしておりますけれども、令和5年度の実績は、高齢者349名、障害者85名の利用者に対し、60枚つづりが505冊、20枚つづりが177冊の合計682冊の交付実績がございます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）現在は免許を所持している場合、この事業を利用できないわけですが、要綱の第1条に、交通手段がないために日常生活に支障を来している町民と書いてあります。何らかの理由で車の運転ができない時期があった場合、交通手段がなくなる方がおられます。私に相談に来てくれた方は、独り暮らしで定期的に瞳孔を開いて目の検査をしているそうです。ふだんは周りに迷惑をかけたくないため車の運転をしているそうですが、眼科に通うときは帰りに運転ができず、路線バスもないためタクシーを利用しているそうです。十分日常生活に支障を来していると思います。

また、交通弱者は不安でなかなか免許の返納は難しいと思います。そもそもこの助成事業、高齢者の事故防止の観点から拡充した事業だと思います。返納を呼びかけるのも大切かもしれませんが、運転をする回数を減らすのも大切だと考えます。体調が優れないときは無理して運転せず、タクシーを気軽に利用していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本事業の利用事業者といたしまして、11月末現在一般のタクシー会社が1社、介護対応ができる福祉タクシー会社が8社となっております。利用者からは、「自分で車を運転できないのでとても助かっている」、「介護タクシーも利用できるため有効活用ができる」といったお声をいただき、障害をお持ちの方や移動手段に制限を受けている方の地域生活支援として福祉タクシー利用助成事業は総じて好評をいただいております。

なお、本事業の対象外となる方は、例えばけがをして一時的に自動車を運転できない方等におかれましては、富沢議員がおっしゃるように、中之条町福祉タクシー利用助成事業実施要綱におきましても、第1条の趣旨にて、交通手段がないために日常生活に支障を来している町民に対して助成するとなっておりますが、第3条の助成対象者として、前述いたしました自動車免許証を有しない満65歳以上の方などを対象としており、対象外となっております。対象外となられた方から、直接的に役場、福祉係窓口への問合せ等は特にございませませんが、免許返納者や免許を持たない高齢者、また障害をお持ちの方といった日常的に移動の困難を感じている方は、本事業を対象としていることから、一時的な移動困難者としての対象外となっている方への支援やその範囲の設定については課題の一つであると考えております。

今後も利用対象となる方々の家庭環境や生活状況、また地域特性を踏まえた上で、ニーズを把握しながら総合的に適切な支援を図ることによって、日常生活における利便性や生活スタイルの向上、また外出機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

また、役場内におきまして、庁内交通会議を通じて地域公共交通等における各移動支援策等の現状や課題について、担当者の意見交換や情報共有を図っておりますが、今後も総合的に公共交通の在り方を検討することによって、タクシー利用を含め、地域住民の方々が生活をしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）タクシーの台数にも限りがあり、すぐに拡充は難しいと思いますが、あまり時間をかけずに拡充をお願いして、最後の質問に移ります。

アウトメディアの取組について、現在の取組とスマートフォンの所持状況についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）この質問につきましては、こども未来課長よりお答えさせていただきます。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本でございます。ご質問の件について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、現在の取組でございますが、本町では平成26年3月にアウトメディア推進委員会を設置

し、本町の子ども達がテレビやDVD、ゲーム、スマートフォン、インターネットなどの電子メディアの過剰な使用や誤った使用による健全な成長の阻害と犯罪被害の防止を目的に、一貫して小中学生のうちには携帯電話やスマートフォンを持たせないことをアウトメディアの決まりとしており、毎年年度当初にチラシを配布するなどして周知しております。

次に、小中学生の携帯電話やスマートフォンの所持の状況につきましては、毎年度実施しているこどもの学び・生活支援計画及び英語力向上支援計画「ステップ」に関する調査において、ふだん1日当たりどれくらいの時間、携帯電話、スマホで通話やメール、インターネットをしますかの問いに対し、携帯電話やスマートフォンを持っていないと回答した児童生徒の人数から、不所持率を算出しております。この調査結果から、中学生では、令和元年度には不所持率は75.2%でしたが、年々その数字が下がってきており、令和5年度では不所持率は45.9%となっております。また、中1、中2、中3と学年が上がるごとに不所持率は下がる傾向にあります。このことから中学校においては約半数以上の生徒が携帯電話やスマートフォンを所持しているものと捉えております。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）実態は、もう少し深刻かもしれません。スマートフォン所持を禁止しているのに所持をしている生徒がいるということは、保護者が持たせたいと考えていることになりませんが、生徒や保護者にアンケート等を行っていただければお聞かせ願います。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）アウトメディア推進委員会ではスマートフォン等を持たせない方針としておりますので、所持に対する希望調査等は行っておりません。一部中学校に寄せられている保護者のご意見として、「スマホの所持を制限することは実態や時代に合っていない」、「スマホは必需品である」、「持っている前提で適切な使い方やマナーなどについて指導してほしい」などの声をお聞きしております。しかし、一方で、「町及び学校がスマートフォン所持の禁止を掲げられているのでありがたい」といった意見も少なくはなく、中学生までは持たせたくないと考えている保護者にとって、町や学校の方針が子どもを説得する正当な理由となっているご家庭もあるようでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）オーストラリアでは16歳未満のSNSを禁止する法案が可決され、賛否が分かれているとの報道もあります。使わなければSNSによる犯罪に巻き込まれるリスクは減りますが、幼い頃から親とSNSになじませたほうがよいか、16歳になって法律から解放されたときが心配だとか、常に進化を続けているインターネット産業に人類は直面しているわけですから、正解はないと思いますが、中之条町のスタイルも義務教育中に犯罪に巻き込まれなければよいと捉える方も

いるかもしれません。

実感として我が子に中学校卒業後、携帯電話を持たせると依存症のように使い続けます。注意してもなかなか効き目がありません。いきなり解放するリスクはあると感じています。何でもかんでも禁止は楽かもしれませんが、G I G Aスクール構想でもう既にインターネットと付き合っているわけですから、上手な使い方を教育したほうがよいのではないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）文部科学省から令和2年7月に通知された、学校における携帯電話の取扱い等についてにおいて、学校における携帯電話の取扱いが示されております。これによると、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小中学校においては学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては原則禁止とすべきであるとされており、文部科学省のこの方針は10年前から変わっておりません。

一方、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合も想定されることから、中学校では一定の条件の下で持込みを認めるべきであることも示されております。具体的な条件としては、次の4つになります。まず1つとして、生徒が自らを律することができるようなルールを学校のほか生徒や保護者が主体的に考え、協力してつくる機会を設けること、2つ目が学校における管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること、3つ目がフィルタリングが保護者の責任の下で適切に設定されていること、4つ目として携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

議員のご質問にもございましたとおり、一般社会に広くデジタルデバイスが普及し、学校教育においても1人1台のデジタル端末を持たせるG I G Aスクール構想に基づくICT化が行われております。もちろんこの流れに歯止めはかけられませんし、将来には児童生徒がスマートフォン等を持つことが当たり前になる時代が来ることも考えられます。このことから、本町においても生徒自らが律することができるルールづくりや、スマートフォン等の危険性、正しい使い方に関する指導に向けた取組を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）家庭のことは家庭で責任を持ってもらい、学校での制限は学校が責任を持つ。所持している子どものほうが多い今、もう限界が来てると思います。

こんな話があります。月曜日に子どもが帰ってくると、昨日みんなでどこどこで遊んだんだって、保護者の方がなぜ誘われなかったか聞くと、私は連絡手段がないから誘われないのだそうです。保護者は、非常に申し訳ない気持ちになったそうです。何週も同じことが続いた後、そういえば最近

言わないなど子どもに聞いてみると、私の前ではそういう話はしなくなったし、連絡し合っているかも私には分からないと答えたそうです。

私は、前教育長にスマートフォンを持っていない子どもがいじめられるようなときが来たらやめたほうが良いと言っておりました。もうそのときは来ているのではないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）本町の学校においてもスマートフォンによるアプリケーションの間違った使い方やSNSでの不適切な投稿によるいじめなど様々な事案により、その都度教職員が間に入って対応し、生徒への指導を要する事態が発生しております。このような事案に対し、学校においては、適切な使い方に対する指導を進め、生徒間で問題が生じた場合は必要な対応を行っていきますが、スマートフォン等に関する問題の解決は教職員だけに任せるのではなく、所有させている保護者の理解と協力が重要であると感じております。

スマートフォンやパソコンなど、インターネットを通じて世界中のありとあらゆる情報が得られたり、多種多様なアプリケーションによって生活を豊かにしてくれるものでもあります。しかし、子ども達にとって有害な情報も多くあり、使い過ぎによる健康被害や犯罪に巻き込まれる危険性も懸念されるものです。また、知らず知らずのうちに犯罪に加担したり、自身が犯罪を犯してしまうこともある危険性が十分にございます。また、大人では思いも及ばないような使い方や機能により、教職員や保護者が分からないところでいじめなど様々な問題が発生していることもあります。

ご事情により子どもにスマートフォンを持たせる必要があるご家庭もあるかと思われれます。しかし、スマートフォンなどをお子様を持たせるからには、ご家庭でしっかりとしたルールをつくり、保護者の管理の下で使用させることは必要不可欠なことと考えます。また、問題が生じた場合、保護者は学校と協力して解決に向け取り組んでいただく必要があることもご理解いただきたいと思っております。

教育委員会としては、メディアコントロールやメディアとの向き合い方などへの取組も検討してまいります。子ども達を守るためアウトメディアを推進し、中学校以下の子ども達には携帯電話やスマートフォンを持たせない方針に変わりはございませんので、今後も粘り強く啓発を行っていきたいと考えております。そして、メディアに頼らない対人関係能力、豊かな心の育成に取り組んでまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）いずれにしましても黙認するのではなく、早急に答えを出していただくことを強く要望して、すみません、スムーズな答弁いただきまして大分予定時間早いのですけれども、私の質問を終わりにします。

○議長（安原賢一） 富沢重典さんの質問が終わりました。

続きまして、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さんご登壇願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司） 通告に基づきまして、私からは3点について質問をいたします。まず、行政区組織について、次にマイナンバーカードと健康保険証を連携させることについて、最後に消防団組織の現状について、以上の3点です。これまでの一般質問で取り上げた問題もありますが、経過や情勢の変化も踏まえて質問いたしますので、町長の答弁をいただければと思います。

まず、1点目が行政区組織についてです。基礎自治体である中之条町において、さらに基礎をつくっているのが行政区組織です。行政区の中にはさらに隣保班を組織するなどして、住民の自治活動を促進するためにご尽力いただいていると理解しております。町の広報や文書の配布など、町の行政事務を円滑に行う上で欠かすことのできない組織ですし、町政を運営する上でこの行政区は本当に必要な存在だと思っています。一方で、高齢化と独居率が高くなる中、住民同士の見守り活動を行い、地域の人同士で安否を確認し合う上でも、また地域の防災、防犯という面からも大変重要な役割を果たしているのが行政区の活動であると日頃から考えております。

今日は、中之条地区の区長さんたちが傍聴に来てくださっておりますが、日頃の活動にご尽力されていることに心からの敬意を表します。

この行政区ですけれども、みなさんの実感としても高齢化と人口減少による活動力の低下は否めないのではないのでしょうか。役員さんの高齢化が進み、新しい人材の育成が難しいこと、区長さんのなり手がなくて四苦八苦している、そういう話もいろんなところで伺います。新しい住民が増えている地区もありますが、行政区に加わらない選択をする方もいるようですし、先日私がお話を伺った方は、そもそも行政区というものがあること自体を知らなかったということでした。都市部からの移住者が増え、海外国籍の方が住まわれ、多文化共生社会の進展に伴い住民ニーズが多様化する中、従来の行政区組織ではなかなか対応し切れない、そういう現状もあると思います。

ここでまず伺います。住民票を町に有する町民のうち行政区組織に加入していない人数を把握していますか。また、そのうち海外国籍の人の人数を把握していますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） それでは、原沢香司議員の質問にお答えをさせていただきます。

少子高齢化や人口減少が叫ばれる中において、地域コミュニティーの現状として、議員がおっしゃる地域組織への加入問題や地域行事等への参加者の減少は当町に限らず全国的に大きな課題であると認識をいたしております。組織への加入や参加は、地域コミュニティーの維持という短絡的なことではなく、例えば日頃から顔を合わせ、会話を交わすことで、災害時の迅速な対応や犯罪の抑止など、安心安全な生活を持続的に行う上でも最も有効なことであると考えております。しかし、いわゆる行政区の付き合いはしないという考えの方が増えている中で、町では全体的な実態把握は非常に難しく、人数などは詳細は把握できてございません。

一方で、転入時に区長さん等へご挨拶に行きたいのですが教えていただけますかといったお声掛けをいただくこともございます。基本的には、町として行政区への加入等を強制できないことから、各行政区において対応いただいておりますところとなっております。各行政区においては対応は異なりますが、例えば区費等を支払わず、組織への未加入世帯へは町からの配布物や区内の連絡などはしないなどの対応を取っている行政区が多いのではないかと考えております。

それから、外国籍の人の人数は把握しているかということでございますけれども、海外国籍の人の場合、就労等の関係で短期的な居住の場合もございますので、先ほど答弁をいたしましたとおり、海外国籍の人数につきましても把握できていないというのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）なかなか行政区へ未加入の方の人数を把握するのは難しいという答弁でございました。また、海外国籍の方についても同様ということでございます。

人数の方が多いか少ないかということはもちろんなのですが、答弁にありましたとおり、町からの配布物ですとか、区内の連絡が行き届いていない世帯があるということは、住民サービスに対して大きなやはり差異を生んでしまっているということだと思いますので、何かしらこれから対応をするべき事態だと考えております。

次に伺いますけれども、町へ転入届を提出する際に、行政区組織について案内を行っていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）転入する際の案内を行っているかというお尋ねでございますけれども、戸建ての家を建てて転入してこられた方などからは、区長さんの名前などを聞かれることもございますけれども、通常、転入者の方に対して行政組織への案内等は行っておらないのが現状でございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）案内は、現状行っていないという答弁でございました。

行政区に入る入らないというのは転居された方の判断になりますので、行政区というものがまずあって、どういう役割を果たしているのか、そのことはぜひ転入時に教えていただきたいと思うのです。区長さんはじめ、みなさん懸命の努力をされているにもかかわらず、やはりこれまでの行政区組織のやり方でこのまま続けていくと、今後の運営はより厳しくなる一方だと思っています。若い世代の方や移住者を含む多様な住民が参加しやすい仕組みをどうやったら構築していただけるのか、具体的に行政区の活動内容を魅力的にするために何ができるのかを今から考えていくことが必要ではないでしょうか。

私は、先日中之条町が主催する未来戦略ミーティングにお邪魔いたしまして、お話を端のほうで伺いました。みなさんやはり今中之条町に住んでいることに対して、町に魅力を感じて、どうした

らこの町をもっとよくできるのか、とても真剣に考えて議論をしていらっしやいます。2年目の取組になりますけれども、昨年お邪魔した際にも大変強く感じたことですが、本当にみなさんの熱意あるお話、今年も引き続いてやられていることに本当に中之条町の未来はまだまだ捨てたものではないし、これから可能性があるということを強く感じた次第です。

冒頭に紹介した行政区の存在自体を知らなかった。このお話は、未来戦略ミーティングに参加した際に伺ったものです。現在、ミーティングでは参加者のみなさんに興味のある話題を自由に話してもらっていると思います。自由に話ができるということはよいことである一方、制限がなくなってしまって、なかなか政策の実現可能性から離れていってしまう、そういったことも危惧されます。せっかく熱い思いのある方たちが集まっている未来戦略ミーティングですので、自由にお話をする一方で、行政の課題を解決してもらうために知恵を借りる、そういうことをお願いしてもよいのではないかというふうに感じています。例えば行政区の活動を活性化するために何が必要か、みなさんに考えてほしいと問題を提起すれば、みなさん町に住む若者、当事者として真剣にアイデアを寄せてくれるのではないのでしょうか。ぜひ未来戦略ミーティングの参加者のみなさんと一緒に、今後の行政区の在り方を考えていく、そういう活動にチャレンジをしていただければと思います提案をさせていただきます。

ほかにも行政区の活動をこれから次の世代に引き継いでいくためにはいろいろと考えられると思います。私自身は今伊参地区に在住し、現在副区長の任にあたっていますけれども、区の構成要因の中では最年少でありまして、ほかの方はみなさん私の親の世代か、それよりもさらに上の方が行政区の仕事を担ってくださっています。道路清掃やその他の行事に出ること自体が難しい。先ほど同僚議員の質問でも触れられましたけれども、やはり地域のコミュニティーを持続していくのが本当に大変だ、こういう状況がこのまま推移すれば、区の活動が維持できなくなってくることは目に見えています。区の割り振りが適当であるのか、世代構成や地理的条件なども加味しながら検討していくことが必要だと考えます。

行政が主体となり、区長さんたち当事者から現在の状況も聞き取り、これからの住民自治組織のあり方を根本から考えていく努力を強めていただきたいと思います。いずれにしても、住民同士がお互いに気遣い、地域を共につくっていく活動が今後ますます重要になることは間違いがありません。場所場所により課題も解決策も様々だと思います。それぞれの区の実態に即し、今後の活動の展望が持てるように行政には多大な支援をしていただくことをお願いして、最初の質問を終わります。

次に、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけることについて伺います。いわゆるマイナ保険証ですが、3日前、12月2日をもって新規の健康保険証が発行されなくなったことをめぐり、報道でも盛んに取上げられております。これまでの一般質問でもこの問題を取り上げ、国民皆保険制度が壊される危機だと指摘してきましたが、いよいよそれが現実のものになってきています。この

問題、基本的には任意であるマイナンバーカードの取得と、全く別の制度である健康保険証をひもづけるという、そもそもの発想に政策的な必然性も根拠もない、そういう類いのものであると私は考えています。しかしながら、国の施策として決まってしまう以上、現場のみなさんはその事務を全うするために大変な苦勞を強いられていると思います。

まず、現状を伺いたいのですが、中之条町における連携の状況と、これまでに連携を解除された方がいるかどうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私も原沢議員と同様に、このところテレビ報道、あるいは新聞などでこのマイナンバーカードの関係について聞かない日はないぐらい、恐らく新しい制度に移行するというところで、国としても、それから国民の方々も不安を抱いているということは十分承知をいたしております。

そこで、今のご質問でございますけれども、中之条町の連携状況につきまして報告をさせていただきます。中之条町の人口に対するマイナンバーカードの保有枚数率は79.1%であります。全国や群馬県の平均を上回っている状況でございます。そのうち国民健康保険加入者のマイナ保険証登録者は73.1%となっております。10月1日現在のマイナ保険証による資格確認利用率は0.23%となっており、全国平均は上回っておりますが、まだまだ利用がされていない状況でございます。

議員ご質問のひもづけ登録が解除された実績でございますが、令和6年11月30日現在では、令和5年度においてひもづけ誤りによる解除が1件あった状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、取得率、連携率とも他の町村より高いということでございます。現場で事務や窓口対応されている職員のみなさんのご尽力のたまものだと思います。

一方で、やはりマイナ保険証の利用率は大変低いという状況です。町長も触れられましたけれども、報道においてはマイナ保険証をめぐる混乱が非常に大きいこと、以前の一般質問でも指摘いたしました。実際の利用に対して個人情報の漏えいなど、不安を抱いている方がとても多いこと、こういったことが利用率が低い原因です。

そして、いよいよ12月2日をもって現行の保険証が発行されなくなった。実際に会う人会う人に保険証への不安の声を伺います。まず、「保険証と資格確認書の違いが分からない」、また「家族が寝たきりで窓口申請に行くことができない。代理で申請に行くことができるのか」など、保険証は健康と命に直結するものですから、不安が大きいのも当然です。施策の内容が分かりづらく、マイナンバーカードを持っていればそのまま保険証として利用できるのではないかと、そういうふうな誤解をされている方も実際にいらっしゃいました。

このような状況を受けて、政府は、ひもづけられたマイナンバーカードと健康保険証のひもづけ

を解除できるようにしたということです。ひもづけが解除できれば、資格確認書が発行されて現行の保険証と同様に医療を受けることができます。

次に伺いますが、連携解除を希望する方はどのようにすれば解除を行えるのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、12月1日からそういうふうに移行されました。これは、国で決定したことでありますけれども、我々地方自治体にとりましては、町民の方々にやはり丁寧にこれからも国の施策でありますけれども、説明をしたり、ご相談に乗らせていただくということは心がけていかなければならないというふうには自治体の長として考えてございます。

そこで、その解除ができるのかというお話でございますけれども、利用登録を解除するには申請が必要となります。解除を希望する方は、解除申請書を加入している医療保険者に提出し、解除申請を受け付けた各保険者は解除のデータ登録を行います。その後、おおむね1、2か月程度でマイナポータル上の健康保険証利用登録の申込状況画面に反映され、解除が完了する、こういった流れになってございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）町長に答弁いただきましたとおり、解除するためには国民健康保険の加入者であれば、役場の窓口に出向いて、そこで書類に記入して申請をするということなのです。連携登録自体はデジタルでできるのに、解除のためには紙を書いて提出をしなければいけない。そして、実際の解除には長ければ2か月を要する。登録するのはスマホの上で完結できるわけなのですけれども、解除には大変な手間と時間がかかる、何とも間が抜けた話なのですけれども、これが我が国のデジタル化の現状だということだと思えます。

次に伺います。連携が解除できるということは、国民健康保険に加入している町民の方に周知されていますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）現在、国民健康保険加入者の方に対しまして、個別に連携登録解除の案内はしておりません。他の市町村の状況等を確認しながら、ホームページへの掲載等、周知の方法につきまして検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）国民健康保険の加入者である町民の方、本当に多くの不安を今抱いているところだと思います。本当にニュースを見てどうすればいいのだというようなことを私のほうにも相談に来られる方いらっしゃいますので、ぜひ分かりやすく解除のお知らせをできるだけ速やかに行ってくださいまして、先ほど町長もおっしゃられたとおり、町民の不安の声にお答えいただきたい。

また、ホームページで告知を検討するというところでございましたけれども、不安を抱えている多

くの方はインターネットを利用しない、またはできない世帯、世代の方がほとんどですので、ぜひ書面なり、音でなり、告知を行うことを要望させていただきたいと思います。

この問題、そもそも現状使われている保険証が存続されれば、マイナ保険証のトラブルは全く問題なく解決いたします。町長には町村長会や国会議員への要請などでもぜひこのことを取上げていただきたいと思います。町民の不安を払拭し、誰もが安心して医療を受けるためにぜひお願いをいたします。このことを申し上げて、マイナ保険証についての質問を終えます。

続いて、3問目、最後の質問です。昨年も消防団のなり手不足と負担軽減について一般質問で取り上げました。今年度から外丸町長の防災に対する強い思いから、防災安全課が設置され、日々町民の安全を守るために尽力されております。消防団の所管も総務課から防災安全課に移管され、より一層活動への支援も強化されていることと思います。

ここで伺います。昨年同じ時期と比べて消防団員の数の推移を教えてください。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、今年度から防災安全課を設置をさせていただきました。特に私が申し上げるまでもなく、本年元日には大きな能登半島の地震があったということから、地域住民の方々も本当に防災に対する考えが非常に強く考えておるといふふうに理解しておりますし、その一方で、やはり消防団の方々に対する我々の期待というのも非常に大きく高まっておりますけれども、相反して消防団の人数の確保が非常に難しいというのは本当に現状でありまして、これは全国的にそういう状況にありますけれども、こういった状況をやはり防災力の観点からも考えていかなければならないということは押さえておきたいと思います。よろしく申し上げます。

それで、お尋ねの団員数の推移でございますけれども、消防団員数の推移につきましては、本年3月の定例会議におきまして、条例の一部改正をご議決いただいたときに、第3分団の組織再編による部の統合と併せて定数の改正を行ったところでございます。定数につきましては、改正前が338名、改正後が298名となり、実団員数につきましては令和5年度289名から現在280名の団員数となっております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）防災安全課の新設、そして日頃の業務を、本当に防災様々やることありますので、大変な中、本当にみなさんが尽力されて消防団の支援も行っていることを重々承知をしております。しかしながら、定員が40名減り、実団員数が9名減っているということで、簡単に団員数の減少には歯止めがかかっていないというのが現状であると認識しています。

昨年の12月定例会議の一般質問において、消防団員の負担軽減こそが団員の減少を止め、消防団を存続させるために不可欠であると訴えました。

次に伺いますが、消防団員のなり手不足を解消するため、隊員の負担軽減は図られていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）一遍に成り手不足を解消するといったような特効薬はございませんけれども、団員の負担軽減について、消防団の方々とご相談をさせていただきながら、行政としても取り組んでおるところでございますので、実態をお話をさせていただきます。

昨年、同じような質問をいただきましたけれども、町といたしましても行事等を精査する中で、負担軽減を図ってまいりました。しかしながら、行事の内容によっては、警備などの安全性の確保や緊急時の対応などにおいて、消防団の方々のご協力をいただかなければならない場合がございます。負担軽減という点では、団長等を中心として、就労形態の変化等の状況を勘案し、少しでも団員の負担軽減となるよう検討を行っているところでございますけれども、今年12月末に実施される各詰所での年末夜警会においては、実施期間を今までは25日から31日までの7日間お願いをいたしておりましたが、27日から30日までの4日間に短縮したいと考えております。今後も団員の負担軽減を図ってまいりたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、消防団長、それから消防団の幹部の方々と、そういった形についてはしっかりと議論をさせていただきながら、消防団員の方々の負担軽減を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）本当に町長おっしゃるとおり、特効薬があればこんな楽なことはないのですけれども、やはりみなさんの就労の形態、また生活、ライフスタイルの変化、本当に様々な要因があって、今消防団はなかなかいただけないという状況でございますけれども、歳末夜警会について、昨年的一般質問でも見直しを求めたものです。本当に忙しく日々を過ごしていらっしゃる団員たちにとって、特に年末の夜警会大変だという声、いまだに聞いていますので、日程が短縮されるということ、本当に大きな一歩前進であると思います。ぜひ引き続き団長をはじめ、消防団のみなさんと協議していただき、さらなる負担軽減を推し進めていただきたいと思います。

ほかにも定期点検や競技会など、現場の団員たちが負担が大きいと感じていることがあります。まずは現場で尽力されている現役の団員たちからしっかりと声を聞いていただき、これからも組織を存続させるために何が必要なのか、精査することが必要であると思います。繰り返しになりますが、消防団は地域にとって絶対に必要な存在です。団員のなり手不足に歯止めがかかっていないことを直視して、これから団の存続を図っていくために何が負担になっているのか、どうすれば活動が持続できるのかを、団員の声に基づいて考えていくことが必要であると思います。引き続き負担軽減のための対策をしっかりと検討いただくことを重ねて求めます。

最近、地元紙でも報道されましたとおり、群馬県内でも消防団のなり手不足を受けて機能別消防団を組織する自治体も増えてきています。従来の消防団には時間的な制約や体力的な負担から参加が難しい人でも、自分のスキルや都合に合わせて活動できるため、より幅広い層の人材を確保でき

ること。特定の分野に特化した活動を行うことで、より高度な専門性を身につけた消防団員を育成することができること。災害の種類や規模に応じて必要な人員を迅速に動員することができること。全員が全ての活動に参加する必要がないため、団員の負担を軽減し、長期的な活動の継続を促すことができること。それら全て多様な人材の活用や専門性の強化、柔軟な対応、団員の負担軽減が、機能別消防団のメリットとして挙げられると思います。

一方で、様々な機能を持つ団員が連携して活動するために、円滑なコミュニケーションや連携体制を構築するのが難しいこと。また、指揮命令系統が複雑化すること。費用の負担が増大することが予想されること。また、基本的な消防活動の担い手の減少などが機能別消防団のデメリットとして挙げられるのではないかと思います。

ここで、中之条町における機能別消防団組織についての検討状況について伺います。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今お尋ねの機能別消防団についての検討でありますけれども、これはもう人口減少、少子化が大きくなるとにかく要因の中で、消防団員の方々の確保が難しくなっているのは、これはもう当然のことですけれども、そういった中におきまして、地域が中之条町は広うございますので、高齢化も進んでおります。やはり消防団員の皆様方だけではもうカバーできない状況がだんだん出てくるのではないだろうか、そんな考えもありますので、お尋ねの機能別消防団、これは全国的に今そういう検討されているようでございます。当中之条町でも今その検討を始めたところでありまして、その実態、状況についてお話をさせていただきます。

地域を代表するボランティア団体の消防団は、消防、防災を担う上でその中心的な組織の一つあるということは間違いがございません。そういった意味におきまして、組織の存続は必要不可欠である一方、地域コミュニティーの変化や少子高齢化によりまして、非常に難しい状況であると認識をいたしております。以前より検討されております消防団に対する後方支援につきましては、消防団の本団の皆様を中心に、現在入隊条件や活動内容、報償費等、人数等の協議を行い、来年度設立に向けまして現在検討を進めているところであります。消防団員の方々も消防団長を中心にこの問題には本当に真剣に今取り組んでいただいておりますので、ぜひ地域の皆様方、今日おいでの区長さんの皆様方にも、そういったことをご配慮いただいてご協力いただければと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）機能別消防団について、来年度の設立に向けて調整中ということでございました。先ほど述べました、いろんなメリット、その反面デメリットもあると思いますので、よく精査をしていただきまして、中之条町にふさわしい組織を形成していただきたいと思います。

私の周りにも消防団の活動、本当に大事だし、何か役に立ちたい。だけれども、なかなか正式な

団員になるにはハードルが高いという方も多くいます。

また、消防団の活動内容や重要性を周知する広報の活動も欠かすことができないと思います。また、消防団活動と仕事を両立させるためには、働き方、この問題も併せて考えていくことが必要になってくると思います。いずれにしても、消防団員のなり手不足という問題は地域全体の防災力に影響を与える深刻な問題です。機能別消防団の導入は、この問題解決の一つの選択肢であると思いますが、慎重な検討と準備が必要だと思います。地域の実情に合わせて最適な解決策を見つけていくことが重要だと思います。ぜひ安心安全なまちづくりのために、消防団組織の在り方をしっかり検討していただくことを重ねて求めまして、私の質問を終わります。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

（休憩 自午前10時36分 至午前10時50分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

◎ 発言の訂正

○議長（安原賢一）町長から先ほどの答弁の訂正があるそうです。町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員のご質問に対する期日の私どもの誤りがあった答弁をさせていただきます。「12月1日」と申し上げましたが、正確には「12月2日」ということです。ご訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）次に、関常明さんの質問を許可します。関常明さん、ご登壇願います。10番、関さん

○10番（関 常明）議長のお許しをいただきましたので、私のほうからは3点について質問させていただきますというふうに思っております。

1点目は、会計年度任用職員についてということで、昨今コロナを境に労働環境だとか、労働条件だとかというのは非常に変わっているというふうに思っています。年金の関係なんかも含めて、働かなければならない高齢者の方もいらっしゃるというようなこともあるし、最近の若い人たちが転職に対する考え方が非常に変化をしていると。分かりやすく言うと、どんどん辞めてしまうというようなこともあって、私たちが若い頃とちょっと似てるのかなというふうに思っています。いずれにしても、その労働環境を含めた働き方というのは過渡期なのかなというふうに思っております。

先日ある会社でちょっと話をしていましたら、たまたま県の職員の方がみえまして、県よくなるよねと、新聞報道も行っているよねという話をして、やっぱりそのへんは注目をしています。その中であって、やっぱり役場の職員というのは、地域のみなさんも含めてそのへん非常に注目をしているということがあるのかなという感じがしています。いずれにしても、最初に言ったように労働

条件改善をしていく方向でないと、なかなか大変なのかなというふうに思っております。そういうことで、町のみなさん注目の中でのということになります。

賃金については、若干制度の改正がありまして、手当も含めてちょっと若干変わったというようなことがあります。雇用条件についてはどういうことなのかなということも含めてちょっとお答えをいただきたいというふうに思っております。全職員に対しての割合、人数等も含めてですけれども、それとあとはこの部署で働いていただいているのかということも非常に大切かなというふうに思っていますので、そのへんのところから答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関常明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

会計年度職員についてのお尋ねというふうにご理解させていただきまして、どこの部署が多いかとお尋ねでありますけれども、単純に比較はできませんけれども、単に数字上で申し上げれば、施設の性格から中之条ガーデンズや保育所においては、会計年度職員の方々が人数が多くなってございます。また、ふるさと交流センターつむじ、それから霊山たけやま、花楽の里などの観光施設におきましても、会計年度職員の方々が多く、管理運営をお願いしているのが現状でございます。よろしく願います。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）お話しをいただきました。保育所の話も出ていますが、保育所は私の所管ですので、後でいろいろ含めてお話ができたらなというふうに思っていますので、教育長、よろしく願います。

いろいろな事業所ができた経緯だとか、歴史だとかというのがあるので、一概にちょっと話ができないというお答えでいいのかなというふうに思います。ただ、方向的にはこの問題は非常に大きい問題なので、かつ中之条町は残念ながらほかの市町村に比べると数が多いというようなことも聞いております。町民のみなさんから見れば、どの方が任用職員で、どの方が正職員なのかというのはもう全然関係なくて、全員同じに当然見るわけで、仕事の責任の度合いとかということもあるので、いずれにしても今同一労働同一賃金という話がされていますよね。これ非常に政治的に国がたぶん言い出した、時の総理大臣が言いだしたのかは分かりません。なので、中身については非常に曖昧な部分もあるし、分かりづらい部分もあるということで、同一労働同一賃金は基本的にはあり得ないというふうには思うのですが、町の判断としてそういう観点から見ていかなければならないというようなこともあるというふうに思うので、そのへんの観点から見て問題があるかどうかというお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）同一労働同一賃金に問題はあるのかというふうなお話でございましてけれども、職務を遂行するに当たり、正規職員でなければできない業務もあれば、会計年度職員と連携しながら

実施している業務もございます。もちろん会計年度職員に任せている業務もございますが、いずれにいたしましても、各部署、各施設において貴重な戦力でございます。会計年度職員の処遇につきましては、可能な限り制度にのっとった運用となるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）そういうこと、お答えをいただいたとおりだというふうに思うので、できればそういう方向でやっていただければというふうに思います。

今後の方向性として、先ほど人数の話をちょっとさせていただいたのですが、人数は変動があって大きくなったり少なくなったりするというのは承知をしていますので、ただそのへんが多いというのはちょっとやっぱり問題かなというふうに思うのだけれども、今後の方向性として、やっぱり職員を増やす、振り替えるというような言い方をしたほうがいいかな。そういう方向性で任用職員の方の数は減らすべきだというふうに思うのですが、そのへんはいかがでしょう。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）会計年度職員の今後の方向性、減らすべきではないかというお尋ねをいただきました。他の市町村と比較した場合は人数が多いかもしれませんが、当町は面積が広く、よく申し上げますが、群馬県で4番目に広い面積を有する町でございますので、そしてまた多くの施設がございます。一部の施設を除き、直営により管理運営を行っております。施設の数や施設の運営方法も自治体ごとで異なっておりますので、単に人数だけでの比較はできませんし、実際に人数を削減すればシフト面や施設管理等に支障が出てまいります。議員がおっしゃるように削減を検討していく場合は、既存施設について、例えば業務委託や指定管理など運営形態の見直しと並行して検討をしていくことが課題であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）働いてるみなさん、士気に関わる問題だというふうに思うのですが、職員に登用すると、職員化をするという方向性は検討がされているのかどうなのかというふうに思います。外国の例だと40歳から先生になるというような例も、例えば今年齢制限があって、職員については何歳何歳というのがあると思うのですが、いずれにしても働いている人たちでやっぱり職員化を、職員になりたいという希望の方もいらっしゃるというふうに思うのです。そういう意味で、職員化をする方向性というのは、町としてどうお考えかという話をさせていただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）職員化の方向性というお尋ねをいただきましたけれども、町の制度として、会計年度職員から常勤職員の任用替えというものは特段ございません。常勤職員を希望される場合は、町で実施する採用試験を受けていただくこととなりますが、会計年度任用職員の中にはフルタイ

ム、パートタイムを問わず、諸事情により会計年度職員のままを希望している方も多くいらっしゃいます。それぞれに合った多様な働き方があると考えております。

なお、参考までに過去にも会計年度職員から採用試験にチャレンジし、正規職員となって活躍をいただいている職員は一般職や専門職を問わずにおりますので、今後も希望される方は応募の上、受験をしていただければありがたいと考えております。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）また同じ話をちょっとさせていただくのですが、今の時代だとやっぱり年齢制限、何歳までですよというのがありますよね。そのへんのところがやっぱり壁になって、職員化になれないというようなこともありますので、他業種からいろんな能力を持った方が希望するような場合、即戦力になるということもあるのかなという感じがします。その採用年齢、要するに応募者のみなさんの年齢制限、それはちょっと考えてもいい時期なのかなというふうに思いますので、それは検討していただければというふうに思います。

有害鳥獣のことで通告をしました。これ結構回数何度も有害鳥獣については質問を同僚議員がやっています。前回もたしか同僚議員が質問しているというようなこともあります。ただ、今シカが非常に問題になっているという話を聞いてますので、まずそれは中身としていいのですが、この間ちょっとある会社で話をしていたら、杉を食うのだそうです、シカは。もちろん生えてきたやつも食ってしまうのだけれども、例えば苗木で、これから植えるというのを置いておくようなやつも食ってしまうのだそうです。結構増えていますので、そのへんの事情が、ああ、それ知らなかったというのがあったのですが、そんなことをちょっと頭に浮かんだものですから、この質問ちょっとしつこいように申し訳ないのですが、やらせていただきました。

現状の被害の報告等について、これもしつこいぐらい聞いているので、みなさんも聞いているし、申し訳ないのだけれども、ちょっとご披露いただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）関議員のおっしゃるように、私も実は今から25年ぐらい前ですから、静岡のほうへ議員で視察をさせていただくときに、やはりその町村でも植えたヒノキ、杉が植えたてですぐ食べられてしまって、非常に食害に遭って困るというような実例ももう既にその地区では25年前にも発生していたようでございます。

中之条町における有害鳥獣の被害金額につきましては、毎年県に報告をしておりますけれども、令和5年度における被害金額は1,193万円でありまして、前年度より13%増加している状況でございます。有害鳥獣の被害は、農作物を収穫前に食べてしまう食害だけではなく、田畑の踏み荒らしや掘り起こしのほか、タヌキ等の小動物が屋根裏や物置に進入し、ふんをするふん害も発生しております。議員お尋ねの新しい被害等はございませんけれども、現在のところはそういう状況でございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）この問題は、新聞報道等でもされていますが、北海道でちょっと訴訟事件にもなっているような、それは後でまた話をしますが、いずれにしても町として鳥獣被害防止計画というのが策定されています。俺も知らなかったのですが、ちょっと調べさせてもらって、ちゃんと計画を立ててやっているのだなという理解をしたのですが、まずこれについての報告をちょっとしていただければなというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）鳥獣被害防止計画についてご報告をとということですが、町では令和4年度に中之条町鳥獣被害防止計画を作成しております。計画期間は、令和5年度から令和7年度の3か年でございませう。当計画には令和7年度の数値目標があり、被害金額を約485万円としております。この目標数値には鳥類の被害金額は含まれておりませう。令和5年度の鳥類を除いた被害金額はおおよそ1,068万円でありませうので、令和7年度末までにはさらに半分以上減少させなければ、目標に達しませう。そのため、より一層の被害防止策を講じる必要がございませう。

また、令和5年度の捕獲頭数でございませうが、イノシシ296頭、サル104匹、シカ257頭、クマ78頭、小動物229匹の捕獲実績であり、イノシシ、シカはおおむね捕獲計画数に近い数字でございませう。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）まず、数のお話をしていただいたのですが、多いのか、少ないのかってちょっとよく分かりませうが、いずれにしてもこの計画にのっとってやっていただく、肅々とやっていただくのかなという感じがします。

いろいろ問題が日本中からいうとありませう。新聞報道でクマの問題について随分インターネットだとか、直接市町村に、クマかわいそうだから殺すなとかという話も行くというような話も聞いていませう。いずれにしても、その最前線に立っている非常にお世話になっている捕獲隊のみなさんのことについては、町民のみなさんにもアピールをしながら頑張っていたきたいというふうなことでもいいのかなというふうに思うのですが、捕獲隊について少し説明をいただいて、人数等も分かればお話しいただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）捕獲隊の今の状況ということでありませうけれども、本年9月の定例議会においても答弁させていただきましたので、重複する箇所もございませうけれども、当町では鳥獣害対策体制の充実を図るため、狩猟関係者だけでなく、区長会や森林組合等とも構成する鳥獣被害対策協議会を組織してございませう。当協議会におきましては、国庫補助事業を活用し、わなや追い払い資材等を捉え、有害鳥獣対策に役立ててございませう。

また、有害鳥獣の捕獲、駆除活動は、当協議会の組織の中にあり、狩猟免許の所有者が組織する

鳥獣被害対策実施隊にお願いしておりますので、議員のおっしゃる捕獲隊はこちらに当たるのではないかと思います。実施隊の年齢構成につきましては、令和6年11月27日現在で、現在88名の隊員がいらっしゃいます。70歳以上が47名で半数以上を占めております。令和5年度は、新規隊員が4名おまして、20代が1名、40代が1名、50代が1名、70代が1名でございます。また、令和6年度の直近の状況でございますが、新規隊員2名の加入がございました。うち1名が20代、40代が1名という状況でございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）隣接の市町村にちょっと行かせていただいて、見させていただいたり、行かせていただいたりしているのですが、これは当町だけではなくて、やっぱりこれあらゆる全分野だというふうに思うのですが、これらの問題というのはこれ否めないかなというふうに思っています。

それも先ほどからちょっと話が出ていますが、特効薬はありませんし、そこに目が向く人というのはそんなに多くはないのかなという気もしますので、町としては全力でサポートをしていただいて、できるだけストレスがないような形で業務を遂行していただければと思います。よろしく願いをいたします。

最後の質問をちょっとさせていただきます。通告の仕方がちょっと悪かったので、吾妻線関連ということで通告をさせていただきました。今問題になっている長野原草津口から大前間、問題になっていますね、今。いろいろ協議が始まっているようでございます。その問題と吾妻線全体の問題というのは一緒の問題だというふうに思います。いずれ当町もああいう形で提案されて、まず想定でものを言うともまずいのですが、まず特急がなくなって、その次、線全体でどうするのだという話が必ず、それがいつだというのはちょっと分かりませんが、そういう話になると思います。

会社もJR会社ですが、なかなかしたたかな問題と言うと怒られるかな。あの区間、しっぽというか、一番最後の区間が赤字で困っているよという表現をするのだけれども、実は吾妻線として運用している区間というのは、吾妻線は渋川から先なのですが、列車の運用としては高崎から出ていますよね。高崎で乗車の時点では立っているような状況も結構あります。渋川で大体降ります。中之条でも降りると、先はあまりいなくなります。通勤で使える人たちって限られているのです。列車の時間があるから当たり前の話なのですが、官公庁のみなさんとかということで、ぴりっと帰れる人はそれで利用できるのですが、ほかのちょっと残業だよというような仕事、業務にあたっている人たちって、列車の通勤できませんので、そういう諸事情いろいろあって、これから先、乗車人員が伸びるということはある程度考えづらいです。町長もご承知のように一番影響が出るのは学生のみなさんかなというふうに思っています。

そういうことで、トータルで吾妻線の問題というのはこれから考えていただいて、それから今協議がされている廃止にするか、それとも存続するかという話なのですが、国交省としては2つの検討会というのを立ち上げるのだそうです。地方のローカル線に関しては。鉄道事業者と地域の協働

による地域モビリティの刷新に関する検討会、それから地域の公共交通を考えるということで、アフターコロナに向けた地域交通のリデザインの有識者検討会ということで、ここから提言が上がってくるということになるらしいです。それを含めて、存続するなり、廃止をするなりということをやるといってございます。

かつて国鉄が民営化をされたというときも、実は政府としてはきちんと法整備をして、何か起こってもというのは、地域から反対運動が起きるとか、そういうことはもう想定をしながら法整備を先にやって、法律でどうにもならんところから入るというふうに考えたほうが、我々地方在住者としてはそういうふう考えたほうがいいのかなどというふうな感じもあります。いずれにしても地方の再構築協議会というのがもう設置をされました。国交省は、中立の立場で事業者、鉄道会社と、それから自治体の関係者の参加をして、今言っている再構築会議というのを設置をするということなのですが、国交省の条件としては1県をまたぐ、要するに隣接県をまたぐということだと思のですが、あとはそれから密の問題で数が1,000とか4,000とかというような人数の問題。それから特急や貨物が無い路線ということになった吾妻線は特急走っているじゃないかいいではないかという話になろうかと思うのだけれども、特急の推移を見ていると、1本減らし、区間を減らし、だんだん時間も変えています。挙げ句の果てに値上げと言うと怒られるかな。のぞみがちょっと10席減らしたという報道は、みなさんご存じであると思うのですが、今も吾妻線を走っている特急は全車指定になりました。実質的に値上げかなというふうに、結構人乗っていないのに走っているわけだから、そういう外堀を埋めると言ったらちょっと語弊があるのだけれども、いろいろ結構今の特急というのは利用しづらい時間に走っていますから、ある意味、温泉から上がってきて帰りましょうという時間ではないですよ。それはいいのです。それは、JRの会社の方針ですからいいのだけれども、そういうことで進んでいくということになります。

そういうことで、トータルで要するに吾妻線の考え方というのをちょっとお話いただければというふうに思います。お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） 関議員、いろいろJRの関係、国鉄も含めてお詳しいようでありますので、今ご質問の中でいろいろな情報、あるいは問題点等も我々が知らないところをご指摘いただいたり、教えていただきまして、本当にありがとうございます。

問題を少し整理させていただいて答弁をさせていただきますけれども、まず最初にお話がありました、嬭恋から長野原口、この問題が県とJRと2町村で協議会を開催したということは私も承知しておりますけれども、現在JR吾妻線の長野原草津口駅から大前間の今後の在り方については、先ほど申し上げましたように、JR東日本高崎支社、それから群馬県、長野原町、嬭恋の4者で今年の5月23日に初めて協議が行われてございます。これは、令和4年度、長野原草津口駅から大間

駅間の約13キロ、4億6,000万円の赤字になっており、今年3月にJR東日本側から、この区間における将来の路線の在り方について協議の申入れがあったというものでございます。

吾妻線は、四万温泉をはじめとする吾妻郡内への観光輸送と同時に、通勤、通学など地域住民の足として極めて重要な公共機関の一つでございます。町ではJR吾妻線の活性化を推進し、振興、発展を図るため、渋川市及び吾妻郡の関係7市町村の下に組織されております渋川・吾妻地域在来線活性化協議会に加盟をいたしております。この協議会においては、様々な情報交換を行っているところでございますけれども、現在のところ報道されている以上のそういった吾妻線の今後についての情報、これについては入っておりません。鉄道、バス、タクシー等の公共交通は、地域住民の移動に便利なものでなければなりませんので、これからことから吾妻線の現状と今後の動向につきましては引き続き注視をしていくとともに、他の沿線自治体や関係機関と協力してまいりたいと思っております。

関議員おっしゃるように、これからどういうふうに移っていくかというか、もう人口減少というのは、先ほどの原沢議員のときも答弁させていただきましたが、これがもう第一義の要因である。これから乗客数が増えるかということは、極めて厳しい状況にあるということは私も認知をいたしております。ただ、先ほどの答弁で申し上げましたが、この吾妻線、特に中之条においては市城駅と中之条駅、2つございますけれども、ここのところがやはり地域住民の通勤、通学、そして観光には非常に大きな役割を果たしておるということは、もう議員もご承知だと思いますので、これからどういう状況になってくるか分かりませんが、中之条町も吾妻線を通じて吾妻郡が1本になっているという考え方を持っていますので、ここのところはこれからもしっかりと我々もJRとも協議をしながら、特に自治体としてやはり必要なのだということをこれからしっかりと訴えていかなければならないでしょうし、やっぱり駅前の周辺も含めて、活性化ということも、自治体として考えていかなければならないと。こういう重要な案件であろうと思っております。

そして、来年、年が明けますと、2月14日に渋川市と吾妻郡6か町村でJRのほうへ、高崎支社のほうへまた出向きまして、また我々の要望、幾項目かあるのですが、実態を含めて情報交換、そして要望をさせていただくという活動を始める予定でございますので、ぜひ関議員をはじめ議員各位におかれましても、この問題についてはご支援、それからご指導いただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）これから頑張っていただけということで、一番はやっぱり地域がそれ困るよというのは、国交省なりJR会社本体なりに伝わるのかなというふうに思っています。

答弁いただいたので、オーケーなのですが、6か町村できちんと問題を共有するというお話でしたので、それが一番の薬かなというふうに、薬じゃねえな、と思っていますので、そのへんをまた町民のみなさんと問題共有をしながら進めていただければというふうに思っております。

そういうことで吾妻線の問題については、ちょっととっ散らかった質問になって申し訳なかったですが、そういうことで駐車場の話をちょっとさせていただきたいというふうに思うのですが、中之条の駐車場です。市城の駐車場ですか、ちょっと大人の事情があるみたいなので、これはちょっと今日は削除します。

中之条の駐車場について、有効活用をしているかどうかという、駅南のほうです。結構昔あそこ月極であったときには入れなかったのです、いっぱい。今ちょっと空いているかなという。駅北のほうについては、それなりに夕方ちょっと行くと、それなりに送迎のみなさん、父兄のみなさんが使っていて、あんなに広いの要らないのではないかなとか思っていたのですが、結構いっぱいになるみたいです。そういうこともあるので、ちょっと駅南、北の駐車場の現状と、それから今後どうしていくのかというようなことをちょっと話していただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条駅の北と南にあります駐車場の現状と今後についてというお尋ねをいただきました。まず、中之条駅の駐車場の現状であります。月極駐車場が北側に24区画、南側に37区画あり、月額北側が4,000円、南側が3,500円でご利用いただいております。なお、通学のために利用される学生等につきましては割引がございます。そのほかにも一時駐車場として北側に10区画、南側に9区画あり、1日200円でご利用いただいております。月極駐車場は、駅北で約80%、駅南で約60%の契約状況となっており、また一時駐車場についても令和5年度実績で年間約1,800台ご利用いただいております。

以上が現状でございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）ありがとうございます。駐車場について、通告の仕方がちょっと悪かったかもしれないのですが、通運ビルを壊したときに、交番だとか、あるいはいろんな話が最初のときにちょっとあったのです。それは、ちょっと正式なやり取りではたぶんなかったと思うのだけれども、これから何か計画あるのかどうなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

六合の貨物の駅で、何か話を聞いているといろいろ大変らしいのだけれども、軽トラでみなさん持ち寄ってものを売っているというような話がちょっと聞こえてきて、駅前のそば屋さんでそばを食べていたら、何かできないかと言うから、この地域の人たちが頑張ってお組をして、誰か責任者が出てやれば、それは町としてもたぶん協力しますよと。ただ、俺やるぞという人がいないと、なかなかそういうふうにもできないのかなということもありますので、そのへんも含めて駐車場の今後の計画とかいうのをお話していただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）関議員の最初のお話にありました、通運ビルを壊してどうかというのは、それはちょっと私どもも把握しておりませんが、それはいろいろお話があったかもしれませんが

ども、それはそれとして置かせていただき、中之条駅北側におきましては、ご承知のとおり通運ビルを解体し、駐車場として利用していただいております。また、ロータリーやバス、タクシー乗り場も現状のようになった経緯がございますので、中之条駅につきましては通勤、通学のほか観光客など多くの方が利用する場でもありますので、時代のニーズや利用者の意見、もちろんJRや地域の住民からの声を伺いながら、駅周辺も含め、さらに活性化が図れるよう調査研究をしてみたいと考えておりますけれども、太子駅の有蓋車、無蓋車の展示してあるところで、トラック市が開かれているのとはちょっと駐車場のあれはまた違うのかなど。あそこの場合は観光拠点でありますし、そここのところで有蓋車、無蓋車を御覧になっていただいて、そこで地域の方がトラック市をしてという、その旧太子駅の活用という考え方がありますので、中之条駅の場合は駐車場としてご利用いただいておりますので、今後地域の方々と、またいろいろご意見等があれば伺いながら、また考えていく必要もあるかなど、こんなふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）以上で終わります。

○議長（安原賢一）関常明さんの質問が終わりました。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり）通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。私の質問は3点。1つ目は農業支援について、2つ目はリフォーム補助金について、3点目が道の駅の活用について質問をさせていただきますと思います。

まず、農業支援についてですけれども、物価の高騰、燃料の高騰など町民の生活に多大な影響がまだ続いております。農家においても大変厳しい状況であり、特に米の農家さんからは、「もう米は買ったほうがいい」、「米づくりを辞めてしまおう」と、そういった声は少なくないと思います。夏に米の不足が生じたように、需要と供給が釣り合わない状況にあります。2018年まで減反政策が行われたことも要因ですし、今も続いている米農家から野菜などの転作に対して補助金が出るなどの施策によって、米農家は今減り続けています。町としても持続できるよう、様々な施策を行っているとは思いますが、現場で働く農家さんからは、「もう続けるのはつらい」という声が聞こえてきます。

現在行っている支援で、兼業農家、それから自家用に作っている農家さんに対する支援の施策があるのか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員お尋ねの農業者に対する支援につきましては、国や県の補助事業もございますが、認定農業者等の一定規模の農業者に集中しておりますので、自給的農家等に対しましては、機械や施設の導入等の補助事業は恐らく該当しないものと思われまます。しかしながら、そういった小規模な農業

者を支援していくことは、農村の景観を保ち、耕作放棄地を未然に防止する面からも極めて重要であると考えております。

町では令和5年度におきまして、肥料、飼料、農薬等の農業資材の価格高騰の影響が著しい農業者を支援するため、町単独事業として、農業資材等価格高騰対策補助事業を実施をいたしました。この事業は、令和4年度中の税申告を基として、肥料、農薬、ガソリン等の動力光熱費等の対象経費を補助したもので、対象経費の10%補助し、上限は10万円、町内に住所を有する農作物販売農家等を補助金の交付対象として、106件、893万円の補助実績がございました。今後につきましても、町として何らかの支援を実施していきたいことから検討しているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）物価高騰に対して農業資材の支援ですとか、そういったものが大変喜ばれていると思います。今後もやっぱりこういった支援が必要であり、特に本当に小規模な農業農家さんに対しての支援というのを積極的に行って、地域の農家の励みになる温かい支援をぜひ検討いただいて、今後も継続していただきたいというふうに思っています。

次の質問に移ります。農家の高齢によって続けていくのが困難であるという声があります。中之条町の農業振興、地域行事、ボランティアなど、まだまだ若いと言われている60代、70代の方が今一生懸命頑張っているような状況です。そういった方々も経験と知識を持っていて、そういった方々が本当に地域を支えているような現状にあります。

しかしながら、誰がその後を継いでいくか、これが今本当に課題となっています。同僚議員からもやっぱり地域の維持をしていく、持続させていくということのテーマが出ておりましたけれども、これがやっぱり今、町にとっても大きな課題となっているというふうに考えます。

今回農業に着目して考えますと、就農者を育てていく、本当に一人前に育てていくということはやっぱり多くの時間を要すると思います。今、各方面で主力となっている方ができなくなってしまう、継続が困難な状況にあることがうかがえます。そして、農家の8割が今言ったように65歳以上という状況で、農業を引き継いだ、農業をその後引き継いでくれと言って、その子ども世代、孫世代が引き継いでくれと言われても、今の生活環境だとか、家族環境、家庭環境の変化で、土地を譲り受けたとしても農業ができないという声を聞きます。けれども、その土地を受け継いだからには、やっぱり先祖代々農業をやってきた、その景観と地域を守ってきた土地ですから、何とか農地を残したい、活用したいなという思いはみなさんあると思います。そういった手段が、どうにかできないか、町として耕作放棄地を増やさないような対策様々していますけれども、利活用にも積極的な支援をしていると思います。

今後の対策として、そういった方々への農業の在り方について、ぜひ検討を進める時期にあるのかなというふうに思うのですけれども、町としてそういったところへの支援、本当にきめ細や

かな支援が必要だと思うのですが、町としてはどのように考えているか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今の山田議員のご指摘のように、農家の高齢化、これが非常に問題になっておりますけれども、現在主力で農業を営んでおられる方が恐らく70代の方々中心になっているのかなどいうことは、どこの地域も現状としてはあるのだと思います。議員おっしゃるように高齢化、これにつきまして事業継続が、農業を継いでいくのは困難だということも、私も自分でも農家ですから理解しております。

特に水田の耕作につきましては、以前にも答弁させていただきましたが、受委託をしていただく方、こういった方々を町でお願いをして今活動していただいておりますけれども、もうこの方々も既に70を超えているというのが現状であります。でも、一生懸命守っていただいておりますが、議員おっしゃるようにその後のそういう受委託をしていただける、あるいはお米を作っていただける、こういう方々が非常にどの地域においても育成するのは難しい。恐らくこれは、今年は別ですけれども、今まで農作業をして所得を得る、これがやはり農家にとっては経費のかかる、それに見合った収入がなかったのだろうという形から、恐らく農業を少しずつ減らしていったという現状があるのだと思います。

それから、今ご指摘ございましたように、国が行った減反政策、これについては非常に今の状況大きく影響があったというふうには言わざるを得ないと思います。といいますのは、今年の令和の米騒動、平成5年にあった冷害の米騒動のわけが違いまして、今年度の令和の米騒動については、2、3日前のネットニュースを見ますと、農林水産省、生産者、それからそういう元買いの業者等が話したときには、米の品薄というのだけれども、この状況はこれぐらい上がってしまったと。例年の今の月と比べますと約6割、57%高騰しておると。これを心配される、私も心配しておりますが、消費者の方々、あるいは先日温泉組合の方もみえましたが、ご飯を提供する、こういった産業に従事されておられる方は非常に大きな負担になってきているのではないかと。一方、農家にすれば、やはりそれだけの価格が上がらないと肥料、それから機械、しかも燃料が上がっているということもありますけれども、この状況が恐らくこれで収まるということがなかなか見通せないというお話がネットに出ています。これは、恐らく来年度もこういう状況が心配されるのだと思うのです。

ですので、こういった状況がどういうふうな終息を見るか分かりませんが、農家の方々もある程度の所得をいただかないと機械の維持もできない。そういうことを考えますと、やっぱり所得もある程度農家の方々、飯米農家もそうだと思うのです。飯米農家もそれだけやって生きがいを持って米を作る、野菜をつくるという状況が少しでもあればいいと思うので、そのへんのところはなかなか、先ほど申し上げたウルトラCのカンフル剤はないのですけれども、やはり地方自治体が一番大切なのは地域の事情を一番よく知っているわけですから、そういったものを捉えながら、できる自治体としての支援、あるいは県や国へ話をしなければならぬ行動、こういったものを調べ

ていかないと、我々こういう山間地に住んでいるところは、それによって耕作放棄地が増えると災害が増えるという今度は副産物も出てきますので、そういったこともしっかり注意しながら、議員のまたご指摘もありますように、皆様方と協力して、特に区長さん、地域の方々ともいろんなご意見を賜りながら、そういったことにしっかり取り組んでいくということは大切なことだと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）町長の思いが本当に私も思っていたことを言ってくれたというような思いで、非常に今の農業の在り方について本当に厳しい状況にあり、これがやっぱり国の施策によって引き起こされたということは間違いないことだと思っています。

この米不足の状況は今後も続いていく。私たちは、やっぱり食べなければ生きていけません。それがやっぱり農業というのは本当に基本のものだと思っています。その農業を今後も第一次産業を支えていくということでは、やっぱりこういった農業を持続させるための取組が、仕組みづくりが必要ではないかなというふうに思います。

兼業農家と農業を体験したい人のマッチングをする仕組みづくりができないかという質問に入りたいと思います。さきに述べたように、高齢になって農業の一連の作業が今までのようにできない、草刈りの作業が本当に大変だという声も聞きます。作業の一部、例えば草刈りの手伝いだとか、今ほとんど機械では行っていますけれども、田植だとか、稲刈りでも人手が欲しいと。そういったときに手伝いを気軽に頼めるところをつくる。農業を体験したい人、積極的に手伝いたいという人がいればそれに登録していただいて、作業の手伝いをしていく、このような仕組みをまずつくれないかというふうに考えました。

今農家さんの手助けになる、こういった仕組みがつくれれば、農家さんの手助けになるとともに、将来的に農業をしたいと考えている人とつながることができて、それが今後そういった農家の育成というか、就農者を育てていくということにもつながるのかなというふうに思うのですけれども、ぜひこうしたマッチングの仕組みを、需要があるかどうかというところも含めて調査をしていただいて、ぜひ検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）農作業の受委託でなくても、例えば農家のお手伝いをしたい方は一定数いらっしゃるのかと、農業に興味をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、もしマッチングをすることとなりますと、ただ先ほど言いましたように気軽に親戚の家を手伝うというものでありませんので、もう少し調査研究をする必要があるのかなというふうに考えております。いずれにしても高齢化は顕著でありますので、既存の団体やマッチングできる取組ができればと。協力しながら検討していきたいと思っております。

農家の労働力不足もありますし、ただ農家の場合、いろんな機械を使ったりしますので、危険も

伴います。今年中之条町では農林課を中心に、草刈り、それからチェーンソーの危険を少しでも理解してもらうようにということで、そういう講習会をさせていただきました。草刈りについては、恐らく約3回開いて60名の方が受講していただいて、農家ばかりではなくてそうでない方々もやはりそういうことを踏まえて、農作業をお手伝いするときにはやっぱり危険が伴うのだということも理解していただきながら、ちょっと今少し研究をする必要があるのかなど、こんなふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）様々な声をぜひ聞いていただいて、検討いただきたいと思うのですが、過去には県のほうでもこういった事業で、これは農業再生協議会というところが主体であったらしいのですが、その荒廃地解消ということで、マッチングをして整備を行ったというのが平成30年にこういった仕組みがつくられていますけれども、1回限りの事業だったらしいのですが、様々ないろんなことをやっているのですが、単発的で持続できていないというのが今現状にあるので、ぜひこういった仕組みが持続的にできるようなものをぜひ検討していただいて、町だけのではなかなか難しいこともあります。民間の力も借りながら、いろんなアイデアを利用して、組織をつくっていくことで農家さんを直接支援していただきたいなということを要望いたしまして、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。リフォーム補助金についての質問をさせていただきます。住宅に対して様々な補助制度はありますけれども、調べてみますと所管がそれぞれ違っておりまして、定住促進対策住宅取得費補助金、これは地域共創課であったりだとか、空き家対策のことは防災安全課で、住宅リフォームの補助金に関しては観光商工課と、それぞれの課に分かれていて、それに応じてその窓口に行って、こういうことをしたいのですというふうにご利用する、申請するというようなことなのですが、ただ利用者にとってみれば、なかなかこう分かりづらいなというふうな声を聞いています。

こういった利用者に対してどのような案内をしているのか、その流れをちょっと説明いただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）住宅リフォームの補助金ということについてのお尋ねでありますけれども、議員ご指摘のとおり、住宅に対する補助金につきましては、役場の6つの課においてそれぞれの補助事務を取り扱っております。案内としては、毎年「広報なかのじょう」4月号における周知や町ホームページへの掲載等を通じて、利用者みなさんにご案内をさせていただいております。

なお、今年3月定例会議の総務企画常任委員会において、富沢重典議員よりご指摘をいただきました。県や国の補助金を含めた個人向けの補助金等の一覧を6月の区長文書において毎戸配布させていただいたところでございます。また、役場へのお問合せや補助金の申請に来られた場合は、担

当課へおつなぎするよう各課へ指示をいたしております。

個々の補助金につきましては、補助の目的や申請内容も異なり、簡易なものもあれば、必要書類をそろえていただかなければならないものもございますので、申請窓口の一本化はなかなか難しいかなという状況でございます。補助金につきましては住宅関連だけではありませんので、全庁的に取り組み、今後も利便性の向上に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）申請の受付だとかでいろいろ細かな説明が必要ですから、もちろん窓口に行ききちんと案内していただいているということは分かりましたけれども、なかなかやっぱりでもこういう住宅のことについて縦割りのどうしても行政スタイルというか、体制になっているということで、町民にとってはちょっと分かりづらいところがあるかなという印象もあります。住宅に対して、総合的に取り扱う窓口を設けて対応することで、住民の利便性にもつながるのではないかなというふうに思いますし、昨今の行政改革においてもこういったことが必要でないかなというふうに考えます。今後の業務の効率化も含めて、在り方の検討を求めたいと思います。

次の質問に移ります。リフォーム補助金についてですけれども、リフォーム補助金は県内でも先んじて取組を始めて実績を上げております。町内の事業者にとっても利用者にとっても大変喜ばれている補助事業であり、当初は他自治体も中之条を参考に事業が広がっていったというふうに思いますけれども、今では中之条よりも補助割合を高く設定している自治体も出てきております。今、物価高騰で資材などが値上がりしていることから、補助金の割合を上げてほしいという声もあります。今回の補正予算でも増加の見込みがあるということで予算に上げられましたけれども、効果を上げている制度であることから、リフォーム補助金の拡充を検討するときではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問のリフォーム補助金の編成につきまして、少しお話をさせていただきます。

平成16年12月に県内初の試みとして補助率5%、補助限度額10万円で始まり、その後数回要綱改正を行い、現在に至っております。平成22年4月の改正では、補助限度額を20万円とし、定住の促進を図る観点から、補助率及び補助限度額を半分として、町外業者も対象といたしました。平成22年10月には、1度限りの補助金から5年を経過すれば2度目も受けられるように改正し、さらに平成24年4月には、この5年の経過を1年経過といたしました。また、同時に町外業者の補助率及び補助限度額は据置きながらも、町内業者の補助率を5%から10%に、補助限度額を20万円から30万円に上げたところでございます。このように3回の要綱改正を行い、制度の充実を図ってまいりました。

今後もより多くの町民の方に制度をご利用していただきたいと考えておりますので、当面は現行

でご理解いただきたいと考えておりますが、ほかの自治体との比較も併せ、今後の課題として研究させていただきたいと思っております。

昨今の補助金の実績状況でございますが、令和4年度よりエアコンやエコキュートにつきましても補助対象とした結果、令和4年度にあつては対前年比1.5倍の230件、2,115万円、令和5年度にあつては219件、1,917万円の補助金交付を実施させていただきました。なお、町内業者の割合は約9割の196件、1,799万円の補助金交付といった状況でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）利用にあつては、本当に非常に使われている、特に昨今ではエアコンですとか、やっぱりエコキュートだとかというのはかなり増えているというふうに聞きました。町内事業者割合が9割ということで、かなり町内事業者を使っているということは大変ありがたいなと思えます。

ただ、これ答弁は求めませんが、今若い方は、例えば何か直したいというときに、どうしてもスマホで調べてしまって、そうするとどうしても町内業者はそこから出てこなくて町外業者のほうにつながってしまうのです。例えばなるべくやっぱり町内業者を広く使っていただくような形で、町内業者を案内するだとか、何かあるといいのですけれども、今なかなかどこに頼めばいいのだろうというような、そういうような難民もいて、なかなか難しい状況ではありますけれども、9割ということで、これだけ使われているのだなというのは安心しましたけれども、町の補助事業ですから、ぜひ町で使っていて、こういった事業ですので、継続していただきたいということとともに、やっぱり今の物価高騰なんかのことでどうしてもやっぱりなかなかこういった資材の値上がりでできないという、非常に高くなっているという状況にありますので、ぜひ補助金の拡充のことも検討していただきたいというふうに考えます。

次の質問に移りたいと思えます。道の駅の活用と今後について質問をさせていただきます。道の駅というふうにしたものですから、道の駅、六合のほうにもあるのですけれども、今回は嵩山の道の駅について、運営の状況について質問をしたいと思えます。イベントなどでの来客はあるものの、ふだんはやはり静かなところでして、なかなか来場者、集客に向けて非常に厳しい状況にあるのかなというふうに思うのですけれども、今の運営状況と取組など、どのようなものをしてきたかということをお答え求めたいと思えます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）道の駅、それが嵩山の道の駅というお尋ねでありますけれども、令和5年度におけます道の駅霊山たけやまの運営状況でございますが、約3,096万円の売上げがございました。令和4年度と比較いたしますと、売上げは約892万円ほど減少いたしております。減少の主な原因といたしましては、令和4年度は愛郷ぐんまと如月キャンペーンといった販売促進に直結する事業がございましたが、令和5年度につきましてはこのようなキャンペーンがなかったことと、そしてコロ

ナウイルスによる影響が大きかったなというふうを考えております。

また、支出におきましては、霊山たけやま運営管理事業の予算執行額は4,731万円となっており、令和5年度の単年度収支で申し上げますと1,634万円の赤字となっております。これは、かやぶき屋根の改修工事やエアコン等の備品の購入のため、資本的な支出が発生いたしました。また、お客様がいらっしゃらなくても回転していれば光熱費等の経費はかかってしまいますので、まずはお客様に来ていただき、売上げを伸ばし、収入を増やすことが何よりも、赤字解消の近道と考えております。実際に令和5年の9月と10月につきましてはビエンナーレが開催されたため、令和4年の同月と遜色のない売上げがございました。

売上げを増やすための今後の取組につきまして、既に農林課の担当職員と現場職員とにおいて話し合いの場を持ち、検討を行っております。そこでは、そばを食べられないお客様に配慮したメニューについての提案や、サービスメニュー等販売促進につながるような取組の提案がありますので、町の公式エックスやホームページ等で宣伝し、集客を図ってまいりたい、このように思っております。コスト削減の意識を持って運営に当たるとともに、魅力的な施設を目指し整備をしていく必要があると考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）現状、かなり運営については非常に厳しい状況にあるのかなということが分かりました。地域での活用とともに、来場者を増やす仕掛けが必要であると思います。農林課の職員のみなさんもアイデアを出しながら、非常に頑張っているということは承知しております。施設運営の将来的な役割、道の駅としての役割をどのように考えているかということが重要になってくるのかなというふうに思います。集客に向けて、ガーデンズなんかも未来戦略のみなさんからの意見をいただいて、非常に売店のリニューアルだとか、そういったことでやりましたけれども、ぜひこういったところでもいろんなアイデアを出していただいて、地域の方の声もぜひ聞いていただいて、今後の協議をしていく必要があるのかなというふうに思います。

地域の特色として、これまでそば打ち体験だとか、ボランティアによる嵩山散策なども行っていたように思いますが、通年で来客してもらおうことや、そこでしか体験できないというようなこと、様々な意見を出して今後の運営に関して検討する必要があるのではないかなと考えますが、地域の特色について、嵩山の本当に山を、嵩山を抱えていますから、やっぱりその地域の特性というのが一番出しやすいのかなと思います。今後は忍者の仏具とかも展示するというような予定もありますし、ちょっと今後の展開というか、どのようなことを考えているかというのをちょっと町長からのお話を伺えればと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山田議員のお尋ねでありますけれども、農林課の担当職員、本当に一生懸命やってくれておりまして、精力的に何とか嵩山にお客様に来ていただこう、そして現場の働いていただ

いている職員の方々も非常に工夫を凝らして、嵩山の魅力をもっと発信していこうというような姿勢は強く持っておりますので、そのへんはご理解をいただければと思います。

令和6年度につきましては、ゴールデンウィーク以外でも地域の特色を生かしたにぎわいがつくれるような取組を行っております。例えば6月に道の駅霊山たけやまにて食香バラをテーマにしたマルシェを開催いたしました。町の花農家のブースのほかに、雑貨や食品の販売、キッチンカーの出店が行われました。ほかにもキッチンカーを出店してイベントを行いたいという問合せが届いており、イベントが定着すれば年間を通じた活用が可能となるのかなど、このように考えております。

かねて中之条産のそば粉を使うなど、地域の農産物を使う取組も行っておりましたが、イベントを行うことも活用方法の一つだというふうに考えております。道の駅におきましても、いろいろなアイデアを出し合い、改良や進化をしていかなければなりません。まちづくりと同じく完成形というのをごぎいませぬので、今後もしっかりと現場の職員、そして農林課の職員、地域の方々の意見が反映されてにぎわいが取り戻せるような、そういった仕組みを考えていければと、このように考えておりますので、山田議員もこれからも注意深くご指導いただければと、このように考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）マルシェだとか、キッチンカーなどの集客でかなりお客さんも来ていただいているというふうに、工夫を凝らしていろいろな取組をされているということで認識いたしました。ぜひイベントだけでなく、ふだんからも利用、行ってみようというような、そういったことにつながるようなことをぜひ仕掛けをつくっていただければと思うのです。

先ほどもちょっと言いましたけれども、協議会なんかも立ち上げて、地域の方の声が、地域の人と一緒に道駅を盛り上げていこうというような協議会がぜひ立ち上がっていただいて、検討いただければというふうに思います。販売などの工夫もしていただくことで、さらに魅力ある道の駅の施設運営になっていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後も地域の方々、特にやっぱり伊参地域にも元気になるような、そういった道の駅の運営に尽力していただければと、いうことを望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

○

◎ 散 会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の6日は定刻の午前9時半から再開しますので、定刻までにご参集願ひます。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦勞さまでした。

（散会 正 午）

令和6年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和6年12月6日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和6年12月6日 午前9時30分						
	散会	令和6年12月6日 午後1時40分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	6番	佐藤 力也	7番	関 美香	8番	大場 壯次		
職務のため出席した者の 氏名	事務局長	田村 深雪		書記	山田 和弥			
	議事書記	小板橋 千晶		書記	林 沙晶			
	議事書記	割田 祐太						

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和6年12月6日午前9時30分開議)

第 1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑、質問は論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残り5分、3回目が残り1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん。

なお、一般質問一覧表にちょっとミスプリントがありましたので、福田さんから訂正をお願いしますということで、お願いします。

○12番（福田弘明）みなさん、おはようございます。議長からのお話ありがとうございましたように、ちょっと書き足らないところがございました。みなさん、お手元の令和6年12月定例会議一般質問一覧表、その中の3番目に、「増進施設整備はどのような内容となるのか伺う」とございますが、これ「増進」の前に「健康増進施設」、「健康」を入れるのをちょっとミスってしまいました。ここに加筆いただき、おわびを申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。12月には、来年度の予算編成も始まる時期でもありますので、来年度を見据えての質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、統合型校務支援システム導入についてお尋ねいたします。過去再三にわたりこのシステム導入に向け一般質問してまいりました。今回で4回目となります。新たに就任された町長、教育長に、この統合型校務支援システム導入に向けてのお考えをお尋ねいたします。

統合型校務支援システムは、教職員の校務の負担が軽減され、より多くの時間を教育活動や生徒指導に充てられることを目的とし、学校教務で扱うデータを電子化して集約し、校務業務の効率化、負担軽減を図ることを目的とし、教務系、保健系、学籍系、学校事務系などの機能を統合し、情報共有も行うことが可能となるシステムでございます。群馬県におきましては、平成19年度、民間企業と共同開発しました群馬県版校務支援標準システム、E d u c o mマネージャーC4 t hの導入が始まりました。導入された結果、出席簿、指導要録、通知表、子どもなどに伴う校務負担が減少し、時間外勤務の減少、教材研究などの授業準備増加、子どもと触れ合う時間増加などの効果が報告されております。

冒頭にも述べさせていただきましたが、このシステム導入につきましては過去3度にわたりお考えを伺ってまいりました。直近の令和3年9月議会におきましては、以下のような内容の答弁をいただきました。このシステムを導入することで現在課題となっております教員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間を確保できるようになるメリットがあることは承知してございます。令和3年現在、群馬県内でそのシステムを導入している自治体は、35市町村中24市町村で導入し、導入をしていないのは独自にシステムを導入している北群馬郡の1町、吾妻郡の6町村、それから甘楽郡の1町、多野郡の3町村の計10町村で、吾妻郡内では実は平成30年度に郡の教育長会議におきまして、このシステムの吾妻郡町村共同利用に向けて意見交換をした経緯がございます。しかしながら、その後の進展はないまま現在に至っております。それは、システム導入等の経費が最大のネックとなっているというふうに考えております。システムを導入する経費につきましては、郡内町村が共同で導入する場合でも、また町村単独で導入する場合でも、約1億円程度が必要であり、またそのシステムを保守するためにサポート費用、メンテナンス費用が各町村ごとに年額300万円程度かかるということで、かなりの経費が必要であるという内容の答弁をいただいております。

文部科学省は、今年2024年10月、令和5年度の教育の情報化の実態調査の結果を公表し、統合型校務支援システムの導入率が9割を超えたと報告されております。群馬県におきましても導入が進み、直近の情報では、未導入なのは吾妻郡内町村と多野郡、甘楽町、上野村などなのですが、のみとなってしまいました。令和3年にいただいた答弁の中で指摘されていたシステム導入に係る高額な負担につきましては、会社側から、昨年2023年3月に、クラウド型の校務支援システムがリリースされ、今までの閉鎖型システムと比較して、サーバー機器やOSなどの管理、運用をクラウドサ

ービス提供者側が行うため、管理運用負担が少なく済み、オープンなインターネットでアクセスが可能な調達費用負担を抑えての導入が可能となり、C4t hクラウドスタンダードであれば、1校当たり、価格は昨年4月時点の価格でございますが、初期費用などはゼロ円で、月額3万5,000円、税込み3万8,000円の費用で済むとの発表がございました。県でも1年の間使用して、2026年度共同調達などの手段で次世代型、クラウド型の導入を検討との情報もございます。いよいよ決断すべき時期であると思います。教育長、町長の答弁を求めます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）福田弘明議員のご質問にお答えします。

統合型校務支援システムの概要は、議員からご説明いただいたとおりでございます。また、福田議員には、以前からこのシステムを導入し、教職員の多忙化を解消することで子ども達に目が向けられるようにすべきとの提案を含めたご質問をいただいていることも承知しております。群馬県では、平成19年にE d u c o m社のC4t hを校務支援標準ソフトとして推奨し、令和6年度現在、その他のソフトも含めて県内35自治体中29の自治体が導入し、464校中442校、約95%の公立学校で利用されているようでございます。吾妻郡では、当時のC4t hは、サーバーやソフトウェアなどの情報システムを使用者が管理する設備内に設置し運用するオンプレミス型であるため、生徒が転校した場合でも、転校先のシステムへ引き継ぐことができないなどの課題があることや、何よりも導入経費や維持経費が高額であることなどから、導入が見送られてきました。このため、郡内の町村では必要な機能だけに絞った吾妻版校務支援システムの導入を目指し、郡教育長会での検討や、高山村での試験導入が行われてきました。しかし、学校規模や考え方の違いなどもあり、今現在、足並みがそろうまでには至っておりません。

統合型校務支援システムの方向性としては、文部科学省が策定する、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにおいて、クラウド活用を第1候補とする基本方針に基づき、クラウド化を前提とした統合型校務支援システム導入の推進が掲げられております。令和6年6月には、国の方針として、令和8年度から4年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代型校務DX環境への移行を順次進めること。あわせて、都道府県単位での校務支援システムの共同調達を推進することで、コスト削減を図るとともに、教師の異動に対する負担の軽減、自治体における事務負担の軽減、特に小規模自治体での安定的な調達を後押しすることが示されました。これを受け、群馬県では令和6年9月に第1回次世代型校務支援システム共同調達検討部会を開催し、今後のスケジュール案が市町村に示されました。これによると、システムの共同調達により、システムの構築や導入費用は県が負担し、維持費用は市町村が負担することと考えており、令和7年12月の運用開始を目標にしているとのこと。このことについてまだ具体的な内容は分かりませんが、現在のC4t hで問題となっていた利便性や費用面などの課題が解決されることが期待されることから、本町としましては、県が進める次世代型校務支援システム共同調達事業への参加に向け、前向

きに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田議員のご質問に私のほうからもお答えをさせていただきます。

教職員の多忙化解消につきましては、群馬県が設置する教職員の多忙化解消に向けた協議会において、様々な角度から廃止、縮小、ICT化などが協議され、毎年提言として報告をされております。統合型校務支援システムの導入や利活用につきましても、必要なことと認識しておりますので、より有効なシステムの導入に向け、教育委員会や学校において協議、検討していただき、その結果に基づき、必要な予算措置等を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）4度目にして非常に前向きな答弁をいただき、誠に感謝申し上げます。特に中之条町におきましては、将来、六合地区のお子様が長野原にお世話になるというようなこともありますので、そういった際に共通したプラットフォームの上での子どもさんの状況がつかめるというのは非常にメリットもあることかなと思っております。また、とにかく優秀な教職員の方がせっかく我が町においてになっても、オートマしか乗ったことがないというような先生が、えっ中之条はまだマニュアルなのですか、面食らうようなことがあっては、非常にまたこれは先生のスムーズな交流も、少し先のあれになるのではないかなと思っております。ぜひ、今期非常に前向きなご答弁いただきましたので、しっかりとこれを進めていただき、子どもさんの問題につきましてもいろいろ問題を抱えているようでございますので、そちらに先生方の時間が十分割けるような環境をぜひ構築していただければと思います。本当にありがたい答弁をいただきましたので、次の項目に移らさせていただきます。

次は、ショートメールを利用した行政からの連絡事務の効率化に向けての取組についてをお尋ねいたします。これにつきましては、令和5年12月議会の一般質問において、郵便からショートメールを利用した行政連絡へ移行し、連絡業務の効率化、通信費用の節減を図るべきと提言申し上げました。どのような検討がなされてきたのかお尋ねいたします。

今年度予算における一般会計の中での通信費について見てみますと、総務費の総務管理費における郵便料だけで、前年比70万円増の520万円が計上されています。はっきりと特定できるものを拾ってみますと、一般会計予算書内では合計805万1,000円が計上されております。電話料金につきましても938万4,000円、合わせて通信費として1,743万5,000円が計上されております。そして、10月1日からの郵便料金が改定され、封書が84円から110円へ31%、はがきにつきましても63円から85円、35%の大幅値上げとなりました。今期の補正予算におきましても264万8,000円もの大幅な郵便料金の増額補正が計上されております。このままでいきますと、来年度における通信費は2,000万円を超えると予想されます。郵便からショートメールを利用した行政連絡への移行については、利点として、既に述べさせていただきましたが、ここで改めて述べさせていただきます。

まず、第1に郵便料金を大幅に節減できる。2番目に、案内後の受診者の閲覧状況を確認できる。3番目、受信者がいつでもどこでも後から見返しができる。4番目、郵送物の準備に係る人的コスト、電話の改めての再確認電話に係る人的コストを大幅に削減できる。このことについては、個人宛てに発送なさっている課におきましては、印刷から3つ折りまでは機械がやってくれると思うのですが、それを一々個人宛ての封書に入れるという業務、これもかなりの業務量だと思いますし、ましてや間違った場合は全ての封書を開封してもう一度チェックし直すという、非常に労力面でのあまり価値のない時間が費やされていることも事実だと思います。それと、5番目、緊急の案件の災害やイベントや施設の情報発信ができる。6番目、犯罪防止の観点から厳密な本人確認が行われた上で、携帯電話が購入されていること。2006年にモバイルナンバーポータビリティが導入され、以後、番号変更が少なくなり、確実に必要な情報をしっかりと本人に連絡することができるようになった。7番目、ショートメッセージサービスは特定電子メール法の対象、これは営業で使うような場合には送信者の表示、事前承諾、承認、受信拒否の手段を明記、問合せができる連絡先の表示等を行わなければならないということになっておりまして、普通のEメール等と違って、営業目的のメールが簡単にはこのショートメール部門に入りづらくなっているということだと思っております。このように信頼される通信手段であること。また、8番目として、電話回線を使っていることでインターネット回線よりもセキュリティも堅牢で、最近では個人認証にも使われております。9番目、圏外、切電、電源を切っている場合、受信拒否等の事由を除きますと到達率が99.9%、開封率も90%となっているという会社の報告もごございます。10番目、電話回線の中の音声を通す音声回線ではなくて、制御をするシグナルチャンネルと呼ばれる信号線を利用して送信されているため、音声よりも少ない情報量のため、大規模な災害時の連絡が集中した際の通信規制下での連絡が取りやすく、住民の安否確認を行うこともできるというようなこともございます。最後に、ここ大切なことだと思うのですが、自治体で使っているLGWAN、こういうネットワークがあるのですが、このシステムに接続ができるという利点がございます。今までの群馬県内の導入事例を見ますと、群馬県と太田市が納税の案内、安中市、伊勢崎市、藤岡市では税の催告に使っているということなのです。この税の催告というのは、税務課長いらっしゃいますが、督促とはまた一段進んで、この連絡があなたのところに行きましたという、郵便上の確かな受け取りの証明をいただくような、非常に重要性のある、たぶん中之条ではこれを出すときは内容証明とか、そういった媒体を通じてやっているかと思うのですが、このへんはちょっと税務課長に聞かないと正確にはあれなのですが、たぶんそうしていると思います。こういった非常に重要なことにも使われているというのはしっかりとしたシステムだという反証だと私は思うのです。この中での伊勢崎市のあれなのですが、ショートメッセージサービスによる催告では、文章の催告には反応しなくても、ショートメッセージサービスの場合は反応する人もいたということです。これを送信して3週間後の集計データから、納付につながった割合が34%、また滞納繰越1年目の納付率でのショートメッセージサービ

スと従来の方法を比較したところ、納付額は2.75倍、納付件数は1.8倍、また外国人向けにはやさしい日本語、全て平仮名、文節にもスペースを入れて読みやすくするような工夫をして送っているそうです。これらのトータルの結果として、2か月間で875万円を回収できたそうです。

町長、財政の硬直が進んで、町民や議員からの提案がいろいろありましても、予算の中で新たな政策に向ける財源が不足していて、なかなか町長、意向に沿えない部分もあるかと思うのですが、そういった中で、先ほども言いましたように、この通信費がたぶん大幅に節減できると思います。そうすれば新たな財源の発掘にもつながりまして、大変期待できると思われまします。ぜひこれに取り組んでいただきたいのですが、町長の答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） 通告をいただきましたショートメール利用の取組についてのお尋ねでございますけれども、ショートメールサービスを利用した行政連絡につきましても、郵便や電話に代わる手段として検討を行い、DXによる業務効率化やセキュリティ面なども鑑み、LGWAN総合行政ネットワークから利用できるシステムを令和6年8月より活用を始めております。現在は、税務課の一部の業務において検証している段階ではありますが、他の自治体の実施状況や事例等も踏まえ、今後は全庁での活用も研究してまいりたいと考えております。

短い文章であれば郵便料と比べて安価で利用できるため、コストの削減や郵便の発送業務が少なくなるという業務の効率化が期待をできます。一方で、文章しか送れないため、長い文章では見づらく、また資料が添付できない等のデメリット面もあることから、電子メールやSNSなどの専用アプリを活用したほうが、より安価で効率的な選択肢もほかに多くあります。これらのサービスは事前に携帯電話番号やメールアドレスの確認、アプリの登録が必要など、それぞれ連絡業務に適した対応が必要となります。今後はショートメールサービスの活用も含めまして、従来の行政連絡を時代や業務内容に合った行政連絡へと移行できるよう、DXによる環境を整えて業務連絡の効率化や通信費用の削減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今年8月からもう始まっていたということで、私が、申し訳ない、情報をまだ存じ上げておりませんでしたので、もう既に始まっているということで非常にありがたく思います。ぜひいろんな分野に広げていきまして、先ほども申しましたが、通信費用を抑えまして、その分新たな財源として活用をいただければと思います。本当に既にもう始まったよということで、本当にありがたく思っております。引き続き、充実に向けた政策に取り組んでいただきたいと思ひます。

続きまして3番目、健康増進施設整備はどのような内容となっているかについて伺ひます。これにつきましては、今年3月の議会一般質問における、外丸町政の公約の進捗状況についての質問の中で、今年度、調査研究をしていくとの回答をいただきました。このことにつきまして、どのような調査内容になったのかについて、以下の内容でお尋ねいたします。

場所、施設の内容、目標、具体的な導入設備、開設時期、運営主体、それと利用対象者、また関連してですが、既に一般会計の予算書の中には、健康づくり推進事業、また健康増進事業などが行われております。所管についてもどの課になるのかについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、健康増進施設の状況についてご答弁させていただきます。

健康増進施設につきましては、9月定例会議におきまして、整備計画の進捗状況のご質問に対してお答えをいたしましたとおり、整備は空き施設を活用して、女性や高齢者が気軽に健康維持のために利用できるよう検討を進めてまいりました。検討会議は、生涯学習課と保健環境課により、4月以降延べ9回開催をし、ライフコーダ利用者とスポーツ推進委員の方などの体験モニターによりスポーツジム視察を2回実施をいたしました。そのほか、役場関係職員による施設視察を1回実施するなどして、健康増進施設の設置場所はバイテック文化ホールの吾妻広域圏事務所、この跡とさせていただきますと考えております。

施設の改修や導入する機械器具等につきましては、専門家である健康運動指導士等にもアドバイスをいただきながら、筋力トレーニングや有酸素運動の器具等を設置したいと考えております。

場所、内容、目標ということについては、今の答弁でさせていただきましたが、時期については令和7年の秋頃を目指して開設できればというふうと考えております。

対象者につきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、女性や高齢者など、そういった方々を対象と考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）所管はどここの課で対応なさるのでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの答弁にもございましたけれども、やはり所管は生涯学習課と併せて、やはり健康増進ですので、保健環境課、この2課で連絡を取りながらやっていきたいと。生涯学習課の場合はスポーツ関係のこともありますし、保健環境課の場合は健康ということですので、この2課で今検討を進めていただいております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）何で所管はどこになるのですかとお尋ねした背景につきましては、実はたぶん視察にも行ったかと思うのですが、心臓血管センターというところでヘルスアップ事業というような事業をしております、内容はこういった内容のことをするのですが、それが始まる前につきましては、トレッドミル検査、電極を体に張りつけてランニングマシンの上で走って、一応心臓の状態を見て、それでこの事業に参加してもいいですよというようなことをしております。運動している最中に心臓発作でも起こされて、大事故につながったら困るなということもございまして、もしや

るならば、大変こんなことを言っでは失礼なのですが、生涯学習よりもよりそういった健康のリスクに対応しやすい環境保健課ですか、保健センターのほうで、そちらのほうまで気遣いをしてなされるのがよろしいのではと思ひまして、所管はどこになるのですかとお尋ねした次第なのですが、そのような背景があつてお尋ねしたので、単純に機械を並べて使ってくださいというよりも、やはりそれなりに気遣いをしてやったほうがよろしいのではと思ひて質問したのですが、それについて町長、どうお考えでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの答弁の中でも申し上げさせていただきましたけれども、筋力トレーニングを考えていらっしゃる方もいますし、違う施設を視察したところなんかはやっぱり筋力トレーニングのほうに特化していることありますけれども、この施設は気軽に、失礼ですけれども、あまり健康に不安のある方がご利用するにはちょっと大変かと思ひますけれども、筋力トレーニング、スポーツ的なこともありますし、保健環境課、先ほど申し上げましたけれども、そういった形で健康寿命を延ばしていただくということもありますので、やはりこの2課で、私どもとしてはどちらへ特化というのではなくて、両方がうまく使えるような、使い勝手のいい、そういう施設を考えて職員のほうには指示をさせていただいて、研究検討させていただいておりますので、ご理解をいただければと思ひます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ちなみにあれですか、そこにはトレーナーというのですか、指導員的な方を配置するというような点はでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど福田議員のおっしゃるように、ただ機械を並べて勝手に使ってくださいというわけにはやっぱりいけないと思うので、こういう機械はこういうことですよというのは、やっぱり初めての方もいらっしゃいますし、どこの施設に職員が視察に行かれましても、やはり誰かがついていていろいろ説明をしていただくとありますので、無人のところへ勝手に行つて勝手に使いましようということは、やっぱり事故のリスクもありますので、やはり誰か置いてそういう説明をした中でお利用いただくということは考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長、議会の会議が開催されるたびに補正予算で人間ドックの助成費用の増額補正が出ております。私、町民の方がこれは健康に対して非常に関心を持ったことの表れだと思ひております。町長おっしゃられるとおりに、健康寿命を延ばして町民の方がお年を召しても元気で活躍されているということは非常によろしいことだと思ひますので、ぜひこの事業につきましても上手に発展させていただきたいと思ひております。私も非常に期待しておりますので、よろしくご対応願ひます。

それでは、最後の項目の質問に移らせていただきます。新しい視点での婚活の取組についてでございます。これは、新たな視点での少子化対策という意味合いで提言申し上げることでございます。今月配布されました町の広報紙で紹介されておりました、お生まれになった子どもさんは1名でございました。改めて少子化の実態を見せつけられたと思われました。

さて、中之条町におきましては、子育て関連として今まで多くのことに取り組んできていただきました。ざっと拾ってみましても、幼稚園給食費や、保育料の無料化、乳児のおむつと、これは昨日の一般質問でも同僚議員からもございましたが、紙おむつ等助成事業、小中学校給食費無料化、保育料で国の制度対象外の部分についての無償化、入学祝い金、入学準備応援金、放課後児童対策、医療費の補助、出産・子育て応援事業、この事業なんかも第1子から非常にしっかりとした助成を講じさせていただいております。それと、ブックスタート事業、産後ケア、不妊治療費の助成事業、本当に広範囲にわたって、恐らく2億円以上を超える多額の予算を計上して子育て関連事業に取り組んでおられていると思っております。しかしながら、少子化対策としてはなかなか成果が上がってこないように、見受けられるのも否めないのではないかと、私は正直思っております。

そのような中で、最近次のような研究に接し、なるほどと共感させていただきましたので、そのことを紹介させていただきます。2015年の生涯未婚率は男24.8%、女14.9%、2020年の生涯未婚率は男性28.3%、女性17.8%と、離婚率が上昇を続け、もはや男の3人に1人は生涯未婚であり、つまり未婚化、結婚しなくなったのだということだそうです。ちなみに2020年の都道府県別生涯未婚率ランキングを見ますと、群馬県は男性27.9%で17位、女性は15%で35位であるそうです。このように結婚しなくなったという事実でございます。

次に紹介するのは、生まれる子どもの数についての研究です。人口動態統計からの荒川和久氏の研究によりますと、1950年代までは第4子以上の比率が高いが、1960年代以降から第2次ベビーブームになった1970年代全般も含め、現在に至るまでの約60年間にわたって第1子から第3子の構成比はほぼ変わらない。生まれる数の比率は変わっていない。結婚した女性が産む子どもの数は、過去半世紀以上にわたって変わっていないとする研究報告でございます。荒川氏によれば、少子化の根幹は母親の数が減ったからなのだそうです。子育て支援の重視の今までの少子化対策が的外れで、成果を上げられない原因はそこにあるということです。子育て支援政策それ自体は大事であることは言うまでもないが、残念ながらそれで少子化は改善されない。少子化はそもそも婚姻数の減少にもよるものだからだと、少子化の本当の問題は婚姻数の減少と結論づけておりました。この指摘は、私は非常に鋭い知見であると思っております。

今まで、ここで結婚しなくなった、それとお母さんがお産みになる子どもの数は今も昔も変わらないというところまで来ました。次に、では現在の大人は結婚に対して関心がなくなってしまったのかということなのですが、ここで次のような報告が紹介されておりました。海外の先進国OECD、経済協力開発機構加盟7か国を対象とした、5年ごとの意識調査で、2018年度に結婚したほう

がよいとした割合は、日本は50.9%でありまして、1位のアメリカ52.7%に次に高く、イギリスや韓国、ドイツ、フランスなどを上回っておりました。その上、結婚しないほうがよいは日本が35.4%で、調査対象のOECD7か国中で最も低かったというものです。つまり、国際的にはほかの先進国の方よりも日本人の結婚への関心は依然として高いというものです。つまり結婚したいが、そのチャンスに恵まれず、その結果、婚姻が減少し、当然の帰結として少子化となっているということだったのでございます。かなり説得力のある指摘だと同感いたしました。

町長、ここまでお聞きになりまして、町長はどうお感じになられたでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）このご質問は、まだ通告にはない質問で、婚姻の率の話ですので、感想として、福田議員のデータを、ご指摘をお聞かせいただいて、日本の方々もアメリカに次いでその婚姻率、あるいは結婚したほうがよいという方がいるのだと、そういうことは感じ取らせていただきますと、先ほどの言うように、子育て、あるいは子育てを応援する施策のみならず、そちらのほうにもやっぱり関心を持っていく必要は十分にまだあるのかなという気がいたしました。これは、感想にとどめさせていただきます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）通告に載ってなかったもので、感想ということで。

次の段階に移らさせていただきます。そこで町長にお尋ねしたいのですが、町長、奥様とご一緒になられたのはどのようなきっかけだったでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）これもちょっと通告にないようなので、私のたまたま経験ということになりますと、昔はやはりそういう男子と女子がこういう行き会う機会があったのだと思うのです。でも今は社会情勢、時代背景を考えるとなかなか難しいのかなと思いますけれども、私どものときはそういう交流をするような、そういう機会は幾つか、それも誰かに言われたのではなくて、自主的にそういうものをやっぱりやっていたところのほうが多かったのかなと、こんな感じはしております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）察するに恋愛結婚だったかなと印象を受けております。戦前戦後の時期は、お見合いの結婚というのが全体の7割を占めていたのですが、今までは伝統的なお見合い結婚はたったの3%程度しか存在しなくなりまして、1965年ですから、恐らく町長がご一緒になられた頃でしょうか、恋愛結婚がお見合い結婚を上回りまして、現在は87.7%が恋愛結婚だというようなデータがございます。

そもそもこの結婚に至った出会いについてなのですが、明治安田命のいい夫婦の日に関するアンケート調査によりますと、2023年では1年以内に結婚した夫婦で見ますと、マッチングアプリ、これが25%、それと職場の同僚、先輩、後輩が25%が同率でトップになりまして、この2023年に4人

に1人がマッチングアプリで結婚する時代になったのです。さらに、直近の今年の調査結果では、夫婦の出会いのきっかけは何ですかの問いに、同じく1年以内に結婚した夫婦の回答がマッチングアプリであるというのは29.8%、学校の同級生、先輩、後輩17%、職場の同僚、先輩、後輩10.6%で、マッチングアプリが1位となりまして、マッチングアプリで結婚する時代となったのですね。町長さっきもお話しになられましたから、人から紹介される結婚から、令和は1人で探す婚活の時代になったのだと報告がございました。このマッチングアプリなのですが、発祥の地はアメリカで1965年に始まり、今や世界で約3億人以上の方が利用されているそうです。私も時代が変わったなとしみじみと感じました。

町長、このマッチングアプリの時代が来ているというのをどう感想をお持ちになりましたか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）マッチングアップについての新しい婚活というなお尋ねでございますけれども、近年の婚活傾向で、婚活イベントでは人が集まりにくく、マッチングアプリを利用するアプリ婚活が増えている状況というのは承知をいたしております。中之条町におきましても、以前は単独の婚活イベントを実施しておりましたけれども、現在は吾妻郡合同でイベントを行っておりますけれども、参加者は減少傾向にございます。このような中、マッチングシステムにつきましては、システムの導入や改良に係る経費等を国が補助する事業であり、推進されているところで、現在は東京などでシステムを利用し、婚活支援は実施している現状にあるようでありますが、導入にあたってはシステム管理や個人情報の問題、詐欺など、目的外使用等も考えられますので、今後より効果的な婚活支援のため、マッチングアプリもその一つの方策と考えまして、全国の動向を見守りながら、民間事業者との連携や、提携や広域的な実施等も検討し、様々な方法を模索して、調査研究をしてみたいと考えております。

福田議員もスマホ等、そういったことにご関心を持っていただけたということで、非常に私どもとしてもありがたく思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）次の問いかけにも答えられてしまったのでちょっとあれだったのですが、この背景として、マッチングアプリでの婚活については、学業や仕事で忙しくて出会いの場が限られているとか、ふだんなら出会えないような人に会える、また様々な相手候補を見つけることができること、出会いの数が多いこと、また相手の細かい情報を事前に確認したり、心理テストとか性格診断を利用して内面から相性のいい相手を探したりすることもできるということが利点として捉えられているようでございます。

それで近隣の自治体を見ますと、先ほど町長もご紹介いただきました東京は、AIマッチングシステムTOKYO縁結びというのを今年の9月20日から始めました。会員登録については独身証明書や本人確認書類、年収を確認できる源泉徴収票などの書類、また登録を済ませた後に自分

の価値観などについて尋ねる100問当たりの問いがございまして、AIが相性がいいと判定した相手を選べるシステムというようなものを立ち上げたそうです。それと隣の長野県につきましても、マッチングシステムのNAGANO ai MATCHというのをつくりまして、これも動き出しております。ただ、残念なことにこれらは都内に在籍している人、通っている人、大学に通っている人とか、長野につきましても長野県の方が対象ということとなっております。このように様々な自治体でシステムを利用した動きが始まっているようでございます。

町長が話された群馬県ですが、群馬県もあるんですね。何でしたっけ。ちょっと愛結びというのでしたっけ。ぐんま赤い糸プロジェクトというのがございまして、これは残念ながらこういったマッチングシステムというよりも、傘下のいろんな団体に紹介を丸投げするような形で、少し前時代的な内容かなと思っております。町長も知事と話をされる機会もあると思います。ぜひ群馬県もこういった時代に沿ったシステムに向けて、婚活については考え方を改めて新たな仕組みに取り組んでいただけませんかというような要望をしていただけると非常にありがたいと思っております。

そのような中で、県内では昭和村においては婚活サービスへの利用の補助金、また片品村でも村民が利用した際に会費の一部の助成等を実施しております。県のほうでまだこういうのできる体制になっていないので、中之条町としては今ある大手のしっかりと信頼できるアプリを持っているところと提携をして、先ほども町長述べましたが、悪用のリスクもあるのです。写真と実物が違うだとか、商品売りつけられたとか、宗教に勧誘された、サクラがいた、婚約者だった、年収、年齢がうそだった、いろいろ確かにトラブルがあるようでございます。こういったことについてのサポートなども、こういう大手のマッチングシステムではサポート体制、そういったサービスをしているようでございます。ぜひ中之条町もこういった点にお力添えをいただいて、何とか婚姻数の増加、少子化の改善へ向かっていただきたいと思っております。

町長、この一連の質問にどのような感想を持たれたのか、お尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今のご質問、それから答弁の中でも申し上げましたけれども、やはり少子高齢化が全ての時代の今の背景の原因になっていると。これが大きな経済活動にも影響している。町村を形成していく、あるいは我々みたいな小さな山間部の自治体を経営していくのは非常に難しい状況になっているというのは、全国みんな大きな課題だと思っております。そこにあって、福田議員がDX化も含めた背景の中で、スマホだとか、SNSに対しての関心が非常に高いようでございますので、ぜひそういったことをまたいろいろ情報をお聞かせいただいて、ぜひ行政の運営の中でこういったこともしっかりと捉えて考えていきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）先ほどのSMSですか、その部分については迅速な対応を取っていただいております。

がたく感じております。この婚活アプリについてもぜひ検討をしていただきまして、迅速なご対応していただければと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

次に、福田公雄さんの質問を許可します。福田公雄さん、ご登壇願います。2番、福田さん

○2番（福田公雄）それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。今回私は中之条町の天然記念物に指定されている樹木について、国際忍者学会の結果と今後の展望について、以上2点を質問いたします。

初めに、中之条町の天然記念物に指定されている樹木について、教育長にお伺いいたします。本町は豊かな自然に恵まれ、地域の歴史や文化を反映した貴重な樹木が存在しています。その中でも天然記念物に指定されている樹木は、町のシンボルとしての役割を果たすとともに、自然や文化の継承に重要な価値を持っています。その重要な価値のあるそのうちの一本、伊賀野のモミの木が9月18日の夜、根元から8メートルを残し折れてしまいました。樹齢は400年以上、昭和20年の沢渡大火も乗り越え、最大時の高さは優に40メートルを超えていたであろう巨木でした。地元の方々はもちろん、多くの観光客の皆様にも愛され、中之条が舞台となった映画にもその作品の象徴として描かれたこのモミの木が倒れたことは、樹木はいつか朽ちるものだとは分かっているにもかかわらず非常に残念ではありません。しかし、まだ枝の一部と幹や根も健康な部分が残っていることから、今後適切な保護、管理がなされれば次世代に継承できることと思います。先週、その手始めとして枝を支える柱の設置と、健康な部分への防腐処理を行っていただいたことに御礼申し上げます。

そして、本町には伊賀野のモミだけでなく、天然記念物の樹木がほかにも多数存在しています。歴史、自然、文化の継承という大きな役割をできるだけ長く担ってもらうためにも、やはり適切な保護、管理が必要だと考えます。現在、町内の天然記念物に指定されている樹木の保護、管理はどのように行われているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）福田公雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員お尋ねの町内の天然記念物に指定されている樹木の保護、管理についてですが、町に限らず指定天然記念物は原則所有者が維持管理することになっております。なお、天然記念物の町指定につきましては、所有者からの指定申請を受け、教育委員会が町の文化財専門委員会へ諮問し、専門委員会が調査を行って教育委員会へ意見具申が行われる流れになります。これを受けて教育委員会で審議が行われ、可決されることで町の指定天然記念物に指定されることとなります。以上でございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）所有者が維持管理するということですので、その状態や保存状況の把握について

も原則所有者が行っていることは分かりました。ただ、天然記念物でありますので、特に町指定の天然記念物、そういった樹木に関しては町もその状態、状況の把握をすることが望ましいと思いますが、現状どのような課題があるか教えてください。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）この件に関しましては生涯学習課長より答弁を行います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（剣持和美）現在町には県指定8件、町指定15件の天然記念物がございますが、町全域に点在しており、中には徒歩で1時間ほどかかる山奥にあるものもあります。全ての状態を常に把握することが難しいなどの課題がございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）答弁にありましたように、確かにこの広い町内全ての天然記念物の樹木の状態の把握は難しいことであると思います。私も全部回れるものかと思って何本か回っていましたが、思ったよりも大分時間がかかるので、これはなかなか大変なことだなと実感いたしました。ただ、そういった状態の把握、これはやはり必要なことではあると思います。所有者からの連絡、また近隣の方、それから観光客からの情報など、そういったものを集めることで適切な対応、早い対応もできるのではないかなと考えています。そういった情報の収集などもお願いいたします。

その中で、老朽化の進行、また季候や周辺の変化などによって樹木が傷んでいる、そういった情報も入ってくると思います。そのような場合の保護計画などはありますでしょうか。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（剣持和美）樹木の保護計画についてですが、計画書としては策定しておりませんが、定期的に文化財専門委員や担当者による現地調査を行い、状況により整備準備を決めた上で予算化するなどの対応をしているところです。特に老朽化などが見受けられたときには随時対応しております。なお、県指定の文化財につきましては、県の文化財調査員から毎月定期報告を受けており、そちらの資料も参考としております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）予算化など状況よっての対応とのことですが、その状況判断は樹木医などの専門家の力が必要ではないかと思えます。定期的な樹木医の診断は行われているでしょうか。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（剣持和美）現在定期的な樹木医による診断は行っておりませんが、文化財専門委員などの現地調査により、樹木の状態に不調の兆候が見られたときに診断していただいているのが現

状です。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）樹木も生き物ですので、なるべく元気なうちに医者診断を仰げば、より長生きできると思います。特に大きな傷みが見られるものなどは、数年に1度程度の樹木医の診断の検討をお願いいたします。

今回のモミの倒木は、幸いなことに生命、財産に大きく関わることはありませんでした。ただ、特に道路沿いなどでは、地域のシンボルであったはずの樹木が支障木になってしまう、そういう可能性もあります。また、観光客の方が落ちた枝でけがをするなど、事故の可能性も増えてくる、そういったことも考えられると思います。全国には道路沿い、そういったところで事故が起こったり、車に傷がついたり、そういったことで行政の責任を問われ、そこで行政が責任を取る、そういった判例もあります。そういった事故などを未然に防ぐため、そういった枝の剪定などはどのように行われているのでしょうか。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（剣持和美）所有者からの申請や文化財専門委員の調査により、支障があると判断した場合は、現状変更の手続を行った上で剪定することとなります。なお、剪定作業は樹木医資格を持つ剪定業者により行っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）天然記念物の樹木はどれも老木ですので、剪定が寿命を縮ませることにもなりかねませんが、生活への支障は避けたいところです。また、観光客の方々、そういった方々の事故なども防ぐべきだと思います。そういったことがないように今後もいち早い情報の把握と対応、また県などの関係機関との情報の共有をお願いいたします。

情報の把握、情報の共有、繰り返し言葉で使ってまいりましたが、そういった多くの情報を集めるには町民みなさん、そういった方々に広く興味を持ってもらうことも必要だと考えます。それには歴史や伝承を知ってもらうことが1つの方法だと考えますが、年齢層も含め、幅広い町民への認知度を上げる施策は行っているのでしょうか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）幅広い町民への認知度を上げるためには、文化財専門委員による町広報紙へのコラム掲載や、同委員会による町の文化財紹介の冊子作成や販売により、町内外の方々に中之条町の文化財に興味を持っていただけるよう、周知に努めてまいります。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）そういった周知のための活動、必要だと思います。こういった天然記念物の樹木、

こういったものの歴史、伝承などを知ってもらうことで皆様の地域への愛着、そういったことにもつながると思います。引き続き周知のための活動をお願いいたします。

さて、こういった天然記念物は観光にも大きな役割を持っています。今回調べる中で、自分が思っていたよりも多くの観光客の方がそれぞれの場所を訪れ楽しんでいることを知りました。天然記念物の樹木、やはり今はパワースポット巡りなど流行っていますが、そういった方が町内の樹木、こういったものを巡っていたり、あと伊賀野のモミの木においては結婚記念の写真撮影、新婦の方が非常に伊賀野のモミの木を気に入って、新郎新婦だけでなくちょっとしたカメラマン、衣装の方などなども呼んで、あそこで写真を撮ったなど、そういった話も今回伺いました。

そこで町長にお伺いいたします。現在こういった天然記念物樹木、観光資源としてどのように活用されているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田議員のご質問にお答えさせていただきます。

天然記念物、これを観光資源としてどのように活用されているかというお尋ねであります。観光資源としての活用につきましては、多くの方々に町が誇る天然記念物を周知していきたいと考えております。天然記念物による集客という点に関しましては、樹木そのものの保全に限らず、周辺も含めた受入れ体制についても、それ相応に調整、準備が必要であると考えております。当面は町民のみなさんへの理解度を深めるための事業として、公民館事業による古木見学ツアーや、文化財係による親子でめぐる文化財バスツアーなどを実施して、多くの方に文化財に触れ合う機会をつくるように努めてまいります。

なお、町には、自然財産、それから産業遺産など多くの財産がございますが、これらを子供たちや町を訪れた方々に再確認をしていただき、観光面に生かすということは大変大切なことであると認識いたしておりますので、福田議員にもいろいろなご提案をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）古木見学ツアー、また親子でめぐる文化財バスツアー、非常に興味深いところです。こういった興味深いツアーの町外の方、そういった方々に向けてのエコツーリズム、また町を知ってもらうための学びの場としてのプログラム、そういった企画なども今後進めていっていただき、こういった天然記念物樹木の活用をお願いいたします。

これまでの質問、答弁をいただく中で、改めて伊賀野のモミは残念だと思いました。何かしら倒れる前にできた手だてがあったのではないかと、今そんなふうにあります。維持管理、これは所有者の方が維持管理をするという答弁いただきましたが、伊賀のモミの所有者は中之条町です。そして、町が所有する天然記念物の樹木はこの伊賀野のモミの木のほか、もう1本、2本だと伺っています。地元の方の情報が届く中、全部の天然記念物の樹木の状態を把握することはもちろん難

しいところではありますが、町の所有物、町の財産を2本、状態を把握するという事は十分できたのではないかと考えます。

伊賀野のモミの木に関しては、平成26年2月の雪害で正面右側の枝が落ちたときに、切断面に防腐処理などの保存措置がなされました。しかし、その後10年間手つかずのまま、特にその後の保存、保護処理、なされておられません。また、その幹の部分に枯れるような症状が出ている、そういったことを地元の方が少し前、今年ということではなく、少し前から町のほうには伝えていたと、そういうふうには伺っています。生涯学習課に伺ったところ、来年度には対策を講じる予定だったと、そういったふうなお話は伺いしましたが、地元からの情報が届いたとき、そのときに樹木医の診断だけでも受けていけば、もしかしたら幹から折れるようなことは防げた可能性があるのではないかと考えます。もしこれがほかの町の財産、例えば建物であったり、そういったものをもし破損のおそれがあったりだとか、壊れるおそれがある、そういった情報があった場合にはもっと早い対応、しっかりとした適切な対応を取っていたのではないかと、そんなふうには思います。今回樹木だったから少し見過ごされた、そういった可能性があったのではないかと、そんなふうにもどうしても感じてしまいます。今回折れてしまったものは、もうこれは仕方ありません。ただ、残っている幹があり、枝があります。こういった大切な天然記念物、保護、保存の対応を早急をお願いいたします。

天然記念物は、本町の自然と歴史を象徴するものであり、未来へと受け継ぐべき大切な財産です。そして、天然記念物に限らず、町民からの情報にできるだけ早く対応することは、これは行政に求められていることだと思います。今回のことで何かしら行政運営、そういったことで気づくもの、教訓になったことがあれば、それを生かしつつ、今後の町の発展、そういったところにつながる取組を期待、そしてお願いをして、次の質問に移ります。

それでは、国際忍者学会の結果と今後の展望について、教育長にお伺いいたします。昨年12月の一般質問で、国際忍者学会について触れましたが、9月に行われた国際忍者学会の内容と結果はどのようなものだったか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）9月14日、15日の2日間にわたり、第7回国際忍者学会大会が中之条町、東吾妻町、両町を会場に、国際忍者学会主催により開催されたもので、町は群馬県、東吾妻町とともに後援をさせていただきました。1日目は、東吾妻町において両町長のほか、山本県知事に出席いただき、オープニングセレモニーと研究発表が行われました。学会として過去最高の172名の参加による学会大会となっております。大会後は四万温泉において懇親会が開催され、参加者相互の交流が図られました。2日目には、忍者関連の史跡などを巡る巡見が中之条コース、東吾妻コースで実施されています。博物館ミュージゼでは、この大会の開催に合わせ8月上旬に県庁1階県民ホールで忍者展を開催しました。また、9月16日には特別講演として、道の駅霊山たけやま、たけやま館にお

いて真田忍者を題材として、講談師、玉田玉秀齋さんによる新作講談が行われ、募集人員を大幅に上回る参加をいただきました。また、博物館企画展も学会大会の前日、9月13日から12月11日までの日程で開催しておりますが、県内外から多くの方々にご来場をいただき、好評をいただいております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）私も9月14日の初日と、また16日の玉田先生の講談に参加いたしました。14日の過去最高の参加人数はもちろん、16日の観客数の多さ、それにも大変驚きました。改めて真田忍者の人気の高さを認識いたしました。ミュゼの企画展にも2度ほど、今、後期分で展示内容が幾らか変わっておりますが、拝見いたしました。また、明日7日には真田忍者観光シンポジウムが開かれるということで、こちらにも大変期待しております。

この吾妻地域は、ほかの地域とはまた違った忍者の歴史や伝承が残る場所だと聞いておりますが、国際忍者学会の大会の中で、そういったところはどのように紹介、評価されたでしょうか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）大会のオープニングでは、吾妻郡由来の真田忍者の末裔による演武が披露されました。中之条町からは、真田十勇士の1人、猿飛佐助のモデルと言われる唐沢玄蕃のご子孫が紹介され、参加者からは大きな関心を集めたようです。

以上でございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）この中之条町、先ほどオープニングセレモニーなどで唐沢玄蕃の子孫の方など出演されたということでありましたが、こういった確実な忍者の末裔、そういった方がいる地域、そういったところは全国でもほぼ吾妻地域だけのようです。特にこの中之条はそういった忍者の末裔の方、多くいらっしゃいます。また、忍者だけに限らず、戦国期の文献資料など、貴重なものが吾妻、中之条地域には大変多く残っているようです。そういった頃の歴史関係の方からも大変この中之条、注目を集めているというふうに伺っております。

そういった貴重なものが、この吾妻、中之条には残っていて、つい最近も新たな文献が町内において発見されたというふうに、ミュゼの山口館長からつい先日教えていただきました。そういった資料、まだ展示されていない資料などたくさんあると思います。旧西中学校にはそういった資料、数多く保管されていますが、こういったものの有効な活用も必要だと考えております。

そこで町長にお伺いいたします。町の忍者も含めた歴史文化、こういった文化を今後どのように観光振興、地域活性化に活用していくか、考えや具体的な計画があれば教えてください。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）真田忍者が戦国時代に上州吾妻で活躍した史実をより多くの方に知っていただくため、今回ミューゼの企画展で使用した説明パネルや、貴重な展示物を道の駅霊山たけやまのたけやま館に移し、常設の忍者資料展示スペースとして、来年早々には同所に設置をさせていただきたいという考えであります。

また、上州三名湯の草津、伊香保、四万は、戦国時代より真田氏が隠し湯として利用し、荒廃していた湯治場を復興したと言われていることなどから、今後真田氏と温泉を関連づけ、観光各部署とも連携しながら交流人口増加につなげる施策を模索してまいりたいと考えておりますので、ぜひ福田議員からもいろいろご指導、ご提案あったらよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）たけやま館、こちらで常設するというので、昨日の山田みどり議員の一般質問の中にもありました道の駅霊山たけやま、どうやって集客を増やしていくか、そういったことにもつながると思います。ただ、忍者人気がありますので、常設すれば確かにお客様はいらっしゃると思います。ただ、そのたけやま館単体だけで呼ぼうとすると、なかなかこれは思ったよりも効果が上がらないのではないかと思います。こういった集客、PRのためには何かしらそのストーリー、そういったものをつくっていく、お客様に、伝えていく、そういったことが必要ではないかと思います。

例えばたけやま館であれば、嵩山合戦、これに関連づけてPRすることが効果的ではないのかなと考えます。嵩山合戦の折には、武田軍これを率いていたのは真田幸隆とその3人の息子、この真田軍が率いていました。進軍ルートとしては、暮坂峠を通り沢渡温泉を経由して、その後八尺、そして伊賀野を通って、当時伊賀野を通る道が沢渡から四万、中之条、そちらに向かう本街道でありましたので、そちらを通って嵩山城に攻め上りました。もちろんたけやま館がある場所、こちら戦場になっておりますので、もう嵩山合戦のその場所としてPR等はできますが、それに併せて暮坂峠から沢渡温泉、そして伊賀野、もしかしたら当時もう既に伊賀野のモミの木がそこにあったかもしれない。そして、人気のある真田一族、これが暮坂峠、沢渡温泉、なかなか興味を持っていないと知らないところではありますが、こういったところを関連づけてというか、これは史実なので、こういったストーリー、多少想像の範囲ということになる部分もあってもしょうがない面があるかもしれませんが、そういったことをストーリーとして関連づけてPRなどをすれば、また一層大きな効果が生まれるのではないかと考えております。

こういった歴史文化、中之条町民の方、なかなか思っているよりも大変深い歴史文化がある町です。ぜひこういったことを町民の方が、町に誇りを持ってもらう。また、観光で交流人口を増やす、そういったことにも活かしていただければ大変ありがたいと思います。今後もよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）福田公雄さんの質問が終わりました。

質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

（休憩 自午前11時03分 至午前11時14分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。7番、関さん

○7番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。質問の内容は、1、子育て支援について、2、不登校への支援について、3、窓口対応について、以上の3項目です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、子育て支援についてお伺いいたします。令和6年3月定例会議の一般質問において、中之条地域における認定こども園設置について質問させていただきました。中之条町の子育て支援においてこの問題は重要であり、さらに議論を深めるべきと考え、中之条地域における幼稚園、保育所について質問させていただきます。まず初めに、令和7年度の中之条地域における幼稚園、保育所の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）関美香議員の質問にお答えさせていただきます。

毎年10月に翌年度の幼稚園及び保育所への入園希望者の申込みを受けております。令和7年度の申込み状況ですが、伊勢町保育所が133名、中之条保育所が128名、中之条幼稚園が28名、沢田幼稚園が19名、六合こども園が12名となっており、今年度と同様、保育所の利用を希望されるご家庭が多い傾向に変わりはありません。また、令和7年度に3歳児となるお子さんだけを取上げてみますと、2歳児までは保育所を利用して、3歳児になる段階で幼稚園を利用されるお子さんは6名おりました。利用者が保育所に偏っている状況から、各幼稚園では園開放の際や、令和6年度から中之条幼稚園に移設した子育て支援センターでの活動などを通じて、幼稚園教育の魅力を啓発しております。

また、教育委員会では、幼児教育の在り方を検討する中で、中之条小学校に配置している外国語指導助手、ALTを幼稚園にも派遣し、英語教育の充実に取り組んでおります。さらに令和7年度からは、中之条幼稚園でも保育所と同じ最長11時間の預かり保育を可能にするとともに、長期休業中の預かり保育料を1時間単位の利用料に細分化するなど要綱を改正し、幼稚園における幼児教育の特色や利便性の向上に向けた取組を行っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）令和7年度の利用状況において、今年度と同様、保育所の利用を希望されるご家庭が多い傾向であること、確認させていただきました。また、教育委員会では、幼児教育の在り方を検討され、幼稚園における幼児教育の特色や利便性の向上に向けた取組を行っているとの答弁も

いただきました。

令和7年度からは、中之条幼稚園でも保育所と同じ11時間の預かり保育が可能となること、また長期休暇中の預かり保育料を1時間単位の利用料に細分化されることをお伺いし、これらの取組によって、利用者の偏りが少しでも解消されるよう期待をしております。

答弁にもあるように、保育所の利用者が増加していることにより弊害が生じていると認識をしております。具体的には、出産のため産前産後8週間の保育所利用を考えていた方が定員に達したため、入所を諦めざるを得ない状況、また保育所の運動会において保護者の観覧人数が2名までと制限されたことなどが挙げられますが、保育所の利用者増加によって生じている弊害に対して、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）この件につきましては、こども未来課長より答弁を行います。

○議長（安原賢一）こども未来課長。

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本です。

ご質問の件につきまして、制度上、保育所の利用定員は保育室の面積が基準となり、ゼロ歳児や1歳児であれば1人当たりに必要な保育室は3.3平方メートルとされ、2歳児から5歳児は1人当たり1.98平方メートルとされております。このことから、施設で受入れ可能な最大定員が決まり、そこから運営方針や保育士の人数などにより、実際の定員が決められるものです。当町では、できる限り待機児童を生じさせないよう、令和5年度から保育所の定員を最大定員、伊勢町保育所では158人、中之条保育所では159人としておりますが、年度途中などに入所を希望された際に、入所を希望する年齢が定員いっぱいになっている場合にはお受けできないこともございます。また、両保育所を建設する際は、実際の利用者数を100人程度と想定して建てられたものと考えられ、現在140人程度のお子さんをお預かりしていることから、トイレや手洗い場、遊具、駐車場の数が不足している状況です。これらに対し、保育所で創意工夫をしながらやりくりをしておりますが、大きな課題となっております。

保育活動につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、プール活動の再開に対するご要望もございますが、県の指導監査により、安全を確保できる十分な人員措置が取れない場合は、安全を第一に考え、プールではなく水遊びを充実させることとされており、入所児が増え、これを解決できるだけの保育士の余力人員は配置できていないことから、令和6年度も再開を見送ってまいりました。さらに、保育参観やお遊戯会の開催、それらの行事の観覧者数の制限解除などについてもご要望をいただいております。保育所において対応できる方法を検討しておりますが、観覧場所や駐車場の確保など、施設面や環境面が大きな課題となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）両保育所を建設する際、利用者数を100人程度と想定して建てられたと考えるが、現在は140人程度のお子さんを預かっている状況や、保育士の余力人数、人員を配置できていないことから、施設面や環境面で大きな課題を抱え、その中で創意工夫をされ、運営している状況であることを改めて確認させていただきました。

そういう状況の中、大変恐縮ではありますが、利用者増加によって生じている問題への対応を求めたいと思います。産前産後8週間の入所を考えられていましたが、定員に達しているため入所できず、一時預かりを利用される方から負担を軽減してほしいとお声を伺っております。保護者の負担ではありますが、利用料金の支払いやお弁当やおやつ、布団の持参などが挙げられます。一時預かりを利用する保護者の負担軽減について検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）一時預かり、いわゆる一時保育事業は、当町に住所を有し、保育所や幼稚園などに在籍していない乳幼児を対象に、保育の必要性の有無にかかわらず、急な用事や短期のパートタイム就労のほか、保護者の方がリフレッシュしたいときなどの際に利用していただけるものです。また、急な転勤により本町へ移住された方や、妊娠による産前産後前後8週ずつなどで年度途中で保育所への入所を希望された際に、既に保育所の定員がいっぱいとなっている場合には、一時保育事業をご利用いただくことがございます。利用料金は、ゼロから2歳児では8時30分から12時30分までの半日が700円、8時30分から16時30分までの1日が1,500円、3歳から5歳児は半日が300円、1日が650円となっております。利用料金につきましては、こども家庭庁が進める、こども誰でも通園制度が令和8年度から全国展開される計画となっておりますので、これらの制度も確認しながら、保護者の負担軽減を検討していきたいと考えております。

また、利用時間によってはお昼の弁当やおやつ、お昼寝用の布団を持参いただく必要がございます。お昼やおやつは、保育所見と同様に提供できればよいのですが、現在は入所見の数が多いことや、アレルギー対応など調理場の業務負担も大きく、毎日利用する人数や対象児が違う一時保育のお子さんに対し、安心安全な給食提供が難しい状況がございます。お昼寝用の布団に関しましては、入所見の全てのご家庭にも持参していただいております。一時保育のお子さんだけでも貸与できればよいのですが、布団の衛生面や管理面から持参していただく必要があると考えております。国の政策などもあり、今後さらに一時保育の利用希望者が増加することが想定されることから、保育室の確保や保育士の配置人数、利便性の向上も含め検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）一時保育のお子さんへのお昼やおやつについては、保育所見と同様の提供が厳しいこと、また衛生面や管理面から布団の持参が必要であることも十分理解しております。

教育長から、今後さらに一時保育の利用希望が増加することが想定され、保育室の確保や保育士

の配置人数、利便性の向上も含め、検討を行っていきたいとお考えを示していただきましたので、一時保育に関する保護者の負担軽減についてぜひ検討していただきたいと思います。

急な転勤により中之条町へ移住された方や出産による産前産後8週間など、時期を問わず保育所への入所を希望される場合において、既に保育所の定員がいっぱいになっている際には、一時保育の利用があることから、保護者の負担軽減について検討すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）幼児保育に対しましては、一時保育だけでなく、夜間保育や病児保育、日曜日や祝日、年末年始にも保育を希望されるなど、各ご家庭の状況により様々な要望があるとは承知をいたしております。なかなか全てのご要望をかなえることは難しい面がございますけれども、例えば一時保育に対しては、利用料の免除や減免も考えられることから、利便性の向上なども含め、検討させていただきたいと思います。

まずは、教育委員会で協議検討を行っていただき、その結果に基づいて予算措置など必要な対応を取っていただきたいと考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）町長から、一時保育に対しては利用料の免除や減免も考えられるとの見解を示していただきましたので、教育委員会で前向きに協議していただき、来年度に向けた予算措置を要望させていただきます。

対応として、もう1点、保育所の利用者が増加していることから、広報紙への入所募集記載においては配慮が必要ではないかと考えます。広報誌に募集記載があるのにもかかわらず、定員に達しており受入れできないとの回答に納得いかないというお声をいただいております。広報紙への入所募集の記載においては、定員に達した場合、受入れできない旨を書き加えるなど、町民に寄り添った対応をしていただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）関議員ご指摘のとおり、保育所の入所募集に対する記述に不足の点があり、保護者の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対しまして、心からお詫び申し上げます。

事業や制度を理解している職員が作成することにより、当然のことと捉えてしまい、本来住民の皆様にお伝えしなければならない必要な事項が欠落してしまう場合がございます。今後は今まで以上に住民目線に立って物事を捉え、複数人でのチェックも重ねながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）今後は今まで以上に住民目線に立って物事を捉え、取り組んでいくとの答弁をいただきました。

今回一時保育について、また広報紙への入所募集記載に対するお声をいただき、私自身、町民の方々に寄り添うことの大切さを再認識し、いただいたお声を町政へ届けたいとの思いから質問をさせていただきます。入所募集の記載については、今後のご対応をどうぞよろしくお願いいたします。

最初に申し上げましたが、中之条町の子育て支援において、中之条地域の幼稚園と保育所の今後の方向性、またその計画を示すことは先送りのできない課題であると考えます。保育所の利用人数が幼稚園と比べ圧倒的に多く、それによる問題が生じていることから重要な課題であると考えております。

以上のことから、中之条地域におけるこども園設置の方向性、そして設置はいつ頃を想定されているのか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）まず、幼稚園は学校教育法に基づき学校に位置づけられ、保育所は児童福祉法に基づき児童福祉施設に位置づけられております。認定こども園は、平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度により新設された設置基準であり、4つの種類に分けられます。1つは、学校かつ児童福祉施設の両方に位置づけられる幼保連携型、2つ目は学校に位置づけられ、幼稚園に保育所機能をプラスした幼稚園型、3つ目は児童福祉施設に位置づけられ、保育所に幼稚園機能をプラスした保育所型、4つ目は主に民間事業者が設置するものとして、幼稚園機能と保育所機能を合わせ持った地方裁量型でございます。町教育委員会でも、今後の幼児教育の在り方として、認定こども園設置の必要性も含め検討しており、国の政策や保護者のニーズ等を考えると、認定こども園の設置も必要と考えております。

しかし、現在の乳幼児数と、現有施設の状況などから思案すると、現状の施設を認定こども園化することには課題も多いため、今後の出生件数の状況等を注視しながら、5、6年先を見据えて方向性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）国の施策や保護者のニーズ等を考えると、認定こども園の設置も必要と考えておられること、また現状の施設を使い認定こども園化について思案され、5年から6年先を見据え、方向性を検討していきたいとお考えを示していただきました。

先ほども申し上げましたが、中之条地域における幼稚園と保育所の今後の在り方については先送りのできない大きな課題でありますので、今後の検討を注視していきたいと思っております。

また、中之条地域の認定こども園設置の検討において、学童保育の今後についても併せて検討すべきと考えております。6月定例会議の一般質問で、長期休暇中の学童保育について質問させていただきました。その中で、学童保育の利用希望者が増加しているとの答弁をいただき、共働きで子

育てをされているご家庭が増加している状況を実感しております。学童保育は、子ども達が安心して放課後や長期休暇を過ごす上で重要な施設であると考えます。以上のことから、中之条地域の認定こども園設置の検討において、学童保育についても併せて検討すべきであると考えます。

また、学童保育の安全性や利便性の向上において、中之条小学校併設を検討事項に加えていただきたいと考えますが、この点についても併せて答弁いただきたいと思っております。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）学童保育の必要性につきましては、特に小学校低学年の児童や、学校の長期休業中における要望が多いことは承知しております。教育委員会といたしまして、今後の幼児教育の在り方を検討する中で、余剰施設が生じ、学童保育などへの利活用ができるようであれば、管轄する住民福祉課と協議、検討を行っていきたいと考えます。また、中之条小学校への併設につきましても、その方向性が示されれば、前向きに協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）学童保育の必要性について、小学校低学年の児童や長期休暇中の要望が多いとの答弁をいただきました。また、先ほど幼児教育の今後の方向性については、5年から6年先を見据えているとのお答えをいただきましたので、学童保育の今後についても住民福祉課をはじめ、関係各所と十分協議していただき、子ども達が放課後や長期休暇をより安心安全に過ごすための検討を重ねてお願いいたします。

それでは、この質問において最後になりますが、中之条町の子育て支援充実の観点から、中之条地域におけるこども園設置と学童保育の今後について、また学童保育については中之条小学校併設についても併せて検討を進めるべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）様々なご意見を伺う中で、中之条地区における認定こども園の必要性は感じており、以前には担当課長へ幼稚園のこども園化に向けた検討を指示したこともございました。しかし、教育長の答弁にもございましたとおり、課題も多いことから、教育委員会でしっかりと協議をしていただき、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

中之条町には学童保育所が中之条地区に民間で2か所、六合地区には公立で1か所ございます。現在、待機児童もなく希望する方を受入れて、受入れは全てできている状況でございます。今後の状況の変化により、新たな学童保育所の施設整備が必要になる状況となった場合には、小学校への併設や学校敷地内、空き教室等の利用も視野に入れ、関係機関とともに検討していきたいと考えております。放課後、子ども達が安全安心に過ごせるように、皆様からご要望を伺いながら、関係各所と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）町長から、中之条地域における認定こども園の必要性を感じ、幼稚園のこども園化に向けた検討を指示したことがあるとの答弁をいただきました。

教育長と町長の答弁、また国の施策や保護者のニーズ等を考えると、認定こども園の設置へかじを切っていくことは明らかであると感じております。ただ、現在の乳幼児数と現有施設の状況などから、こども園化するには多くの課題があることを再認識いたしました。先ほども申し上げましたが、中之条地域における今後の幼児教育の在り方は、子育て支援において重要な課題でありますので、今後の検討を注視していきたいと思っております。また、学童保育の今後についても、子育て支援充実の観点から、子ども達の安全性や利便性の向上が図られるよう、併せて検討していただきたいと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に不登校への支援についてお伺いをいたします。2023年度の文部科学省の不登校調査によると、群馬県内の公立小学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒数は、前年比318人増の4,700人で、2001年度以降の調査において最多を更新したとの報道がありましたが、中之条町における小中学校の不登校児童生徒数の現状をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長。

○こども未来課長（山本伸一）小中学校の不登校児童生徒数につきまして、令和5年度の状況で申し上げますと、小学校では少ない月で7名、多い月で10名となっております。中学校では少ない月で7名、多い月で14名となっております。年度当初は新たな気持ちで取り組もうとする気持ちから比較的少なく、ゴールデンウィーク明けから徐々に増え始め、夏休み明けから秋にかけてさらに増加していく傾向がございます。過去3年間の状況を見ましても、若干の増減はありますが、ほぼ同じような状況でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）過去3年間の不登校児童生徒数において、若干の増減はあるが、答弁いただいた人数とほぼ同じような状況であると確認させていただきました。

一般的に保健室登校や遅刻、早退の日数も考慮し、欠席日数が15日以上30日未満である状態が不登校相当と認識をしておりますが、不登校児童生徒とともに、不登校相当の児童生徒も全国的に増加傾向であるとの報道を見聞きしております。中之条町の小中学校における、不登校相当の児童生徒数の把握についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長。

○こども未来課長（山本伸一）文部科学省の調査では、不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されております。また、毎月報告が義務づけられている群馬県の調査では、年間30日以上ほかに月6日以上休んでいる者についても不登校の対象となっております。

ご質問の不登校相当の児童生徒数については、文部科学省や群馬県の不登校の定義には満たないものの、学校を休みがちな者が該当すると考えられますが、明確な定義がなく、把握をしておりません。不登校相当とは少し意味合いが違うかもしれませんが、本町では今年度の2学期から、保健室及び心の相談室の利用者数について、それぞれの場所を月に5日以上利用した人数を調査しております。10月の状況で申し上げますと、保健室利用は小学校で2名、中学校で11名、相談室利用は小学校で8名、中学校で7名となっております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）今年度の2学期から保健室及び心の相談室の利用者数について、月5日以上利用した人数を調査していること、またニーズについても示していただきました。

中之条町の不登校支援の代表的な取組である教育支援センター「虹」は、不登校児童生徒の基礎学力の補充や、生活習慣改善のため、子ども達や保護者に対する相談や指導を通して、子ども達の社会的自立を目的としており、令和6年度からは指導員が1名増員され、体制の充実が図られているところでありますが、全国と同様、中之条町においても不登校の児童生徒の増加、そして休みがちな児童生徒や保健室や心の相談室を多くの児童生徒が利用されている状況から、さらなる居場所について、検討の必要性を感じております。

以上のことから、多様な居場所づくりと学習支援における校内フリースクール設置について見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）町では多様な居場所づくりとして、学校内に心の相談室、学校外に教育支援センター「虹」を設置しており、学校の保健室も活用しながら、児童生徒の困り感の内容や程度により、それぞれの居場所を使い分けて対応しております。

先ほど答弁させていただいたとおり、保健室、心の相談室ともに多くの児童生徒が利用しており、その困り感も様々です。校内フリースクールと呼べるものかは分かりませんが、中之条中学校では、教室に入れなくても登校することが可能で学習に取り組める生徒に関しては、心の相談室のほか空き教室なども使い、心の相談員やクラス担任等の教師により、プリント学習や個別指導を通じて学習の補完に取り組んでおり、個々の状態に合った対応を実践しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）教室に入れなくても登校が可能で、学習に取り組める生徒に対する学習の補完について確認をさせていただきました。

校内フリースクールについて調べたところ、多様性を認め、それぞれの特性に応じた学びの場であり、答弁いただいたように個々に合った対応が大切であると考えますので、今後についても誰一人取り残すことのない学びの場の確保に努めていただきたいと思います。

また、多様な学びの場を確保する観点から、群馬県が不登校児童生徒の居場所として今年6月に開設したつなぐんオンラインサポートについてお伺いいたします。つなぐんオンラインサポートの対象は、県内の小中学校と高校、特別支援学校などに在籍し、原則30日以上通学できない児童生徒ですが、インターネット上の仮想空間メタバースを通して、自宅にしながら学習や悩み相談ができる新たな学びの場が開設されたと認識しておりますが、つなぐんオンラインサポートの利用状況についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長。

○こども未来課長（山本伸一）つなぐんオンラインサポート、略してつなサポと呼ばれるものですが、これはメタバースと呼ばれるインターネット上の仮想空間の中で、アバターと呼ばれる自身の分身を操作し、自身に合った学習を行ったり、ほかのアバターとの交流を通じてコミュニケーション力や自ら学ぶ力の育成につなげていくことを目的に開設されています。特に完全不登校で家族以外の人との交流がないような場合、社会性を育むきっかけとして有効でありますので、小中学校においても、必要に応じ情報を提供してきました。本町でも利用している児童生徒がおりますが、具体的な人数等に関しましては、個人の特定につながることも考えられますので、差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）完全不登校の児童生徒の社会性を育むきっかけとして有効であり、小中学校において必要に応じ、情報提供し、利用されている状況があること、確認させていただきました。

先ほど申し上げましたが、つなぐんオンラインサポートは、インターネットを使い自宅に居ながら学習や悩み相談ができる新たな学びの場であり、不登校支援において必要に応じて活用すべきと考えております。

そこで、1点確認させていただきたいのですが、つなぐんオンラインサポートの活用において、中之条町はメディア機器の使用を制限するアウトメディアに取り組んでおられることから、つなぐんオンラインサポートの活用とアウトメディアの整合性について見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）本町のアウトメディアの目的は、子ども達がテレビやDVD、ゲーム、スマートフォン、インターネットなどの電子メディアの過剰な使用や誤った使用による健全な成長の阻害と犯罪被害の防止を目的にしております。あくまでも過剰な利用や誤った使用が問題となるものであり、全く使わせないといったことではございません。

小中学校への1人1台端末の導入の際にも、トリプルトゥエンティ（20—20—20）ルールをつくり、電子メディアを使用するときには30センチ以上目を離して、20分ごとに20秒以上、20フィート、約6メートル離れた場所を見ることを指導しております。つなサポにおいても、メタバース上で指

導員やスタッフがサポートしており、休憩を含む適切な指導が行われているものと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）中之条町において電子メディアを使用する際は、ルールに基づいた指導が行われており、つなサポにおいても休憩を含む適切な指導が行われているであろうとの考え、示していただきました。

不登校への支援において、電子メディアを必要に応じ、また適切に使用することにより、新たな学びの場の確保につながると考えますので、つなサポについても、今後も不登校支援に取り入れていただきたいと思っております。

最後に、不登校の児童生徒の増加、そして多くの児童生徒が保健室、心の相談室を利用し、困り事についても様々な状況であることから、支援は多岐にわたり、大変なご苦労があらうかと思っておりますが、今後も不登校への支援について、学校現場、教育委員会、こども未来課の連携を密にしながら、児童生徒それぞれの状態に合った対応を実践していただけるよう、引き続きの取組をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後の質問に入りたいと思っております。窓口対応についてお伺いをいたします。役場の窓口には日々様々な町民のみなさんが来庁され、その対応は多岐にわたっていることと思っております。来庁者の満足度に大きく影響し、町民との良好な関係を築く上においても、職員の接遇をはじめとした窓口対応の品質を向上させることは、大切な取組であると考えます。

そこで、窓口対応の品質向上における具体的な取組についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）窓口対応の品質向上における取組についてお尋ねいただきました。役場に限らず、町の各施設には、町民だけではなく多くの来庁者がいらっしゃいます。訪れる目的や内容は様々で、各種証明を取りに来る方から補助金などの申請や相談のほか、ご意見や苦情を受けることも多々ございます。最初に対応するのは窓口の職員であり、特に視察や観光目的で町外から来庁された方にとっては、町に対しての第一印象になるかもしれませんので、そういった意味でも大切な業務であると認識をいたしております。特に高齢者や身障者などへの配慮は安心感にもつながり、親切な対応が必要であると考えております。

町では、入庁2年目程度の職員を対象に接遇研修を実施しており、研修のメニューの中には電話対応などもございます。また、希望する職員には接遇研修でなくても、例えばクレーム対応など、多種多様な個別研修を受講できる機会を設けておりますので、そういった研修を活用し、スキルアップ等に努めていきたいと考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）来庁された方に最初に対応するのは、窓口の職員であり、町に対する第一印象になる場合も考えられるので、大切な業務であり、特に高齢者や身障者などへの対応は配慮と親切が必要であるとの考えを示していただきました。また、職員の接遇研修や個別研修を通してスキルアップに努められている点についても確認させていただきました。

答弁いただいたように、ご意見や苦情を受けることも多々あることから、窓口対応において、職員のみなさんは様々なご苦勞されていると思います。

そこでお伺いしたいのは、窓口対応において町民と良好な関係を築くためには、来庁された町民に寄り添った対応が求められると考えますが、取組の具体的な事例についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）取組の具体的な事例について答弁させていただきます。

先ほど高齢者や身障者への配慮に触れましたが、そもそも来庁者の中には業者等と異なり、なかなか役場へ来庁する要件もないことから、初めて来庁される方も少なくありません。どこの部署でどのような手続をするのか分からず戸惑う姿も目にしますので、案内所を設置して対応しております。

町民に寄り添った具体的な事例ということでございますが、1例を挙げれば窓口のワンストップ化がございます。これは、職員提案の中から生まれたもので、今では多くの自治体で見られるようではありますが、当町ではいち早く取り入れた対応方法であったものと思っております。例えば親族等がお亡くなりになられたときは、火葬手続はもちろん、その後に各種手続が必要となりますが、お客様が手続に来庁された際に、それぞれの窓口へ移動し手続を行うものではなく、各部署が連携することで、1つの窓口で各種手続が完了できるよう、職員自身が入れ替わり対応し、ワンストップ化を図っております。もちろんワンストップで完了できない手続もございますが、これもお客様のご負担の軽減になる取組であると考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）親族等が亡くなったときの手続で来庁された際、それぞれの窓口へ移動し手続を行うのではなく、1つの窓口で各種手続が完了する窓口のワンストップ化を紹介していただきました。また、どこの部署でどのような手続をすればよいのか分からない来庁者に対しては、案内所を設置して対応されており、町民に寄り添った取組に努められていることを確認させていただきました。

窓口において、難聴の方や聴覚に障害をお持ちの方に対しては、より丁寧で配慮した対応が求められると考えますが、具体的な取組についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）窓口対応におきましては、町民の皆様へ寄り添った対応を心がけているところでございますが、難聴の方や聴覚障害をお持ちの方へ配慮した窓口対応といたしましては、住民福祉

課窓口において、次のような取組を行っております。職員の声が聞き取りづらい難聴の方へは、遠聴支援機「みみ太郎」を用意しております。こちらは、人間の耳と同じ働きをする人工耳介を搭載しており、両耳にイヤホンを装着することによって自然な会話を行うことができるものであります。

ほかにも窓口には耳がご不自由な方のために、耳マークの指差しシートを設置し、希望される方には筆談や大きめの声で対応しております。この耳マークにつきましては、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が普及を進めており、耳が不自由な方の立場や存在を社会一般に認知していただき、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルとなっております。また、聴覚に障害を持っている方のコミュニケーション手段である手話の利用に際し、当町では専門の手話通訳者を設置し、窓口対応や日常生活への支援を通じて安心した地域生活を送ることができるよう、福祉の増進に努めているところであります。

今後も難聴の方や聴覚に障害をお持ちの方に対しても、よりきめ細やかな配慮と対応を心がけ、町民の方々に寄り添った柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）難聴の方への窓口対応として、聞こえをサポートする「みみ太郎」を設置されており、また耳マークシートを設置し、希望される方には筆談や大きめの声で対応されているとのこと。さらに中之条町では手話通訳者が常駐されており、聴覚に障害をお持ちの方の窓口対応はもちろん、日常生活への支援を通じて福祉の増進に努められていることを伺い、手話通訳者の常駐は聴覚に障害をお持ちの方にとって大変ありがたい取組であると感じております。

それでは、最後になりますが、窓口対応の品質向上において、難聴の方との意思疎通をより図ることが大切であると考えており、難聴の方との意思疎通に役立つ軟骨伝導イヤホンについてお伺いをいたします。軟骨伝導イヤホンは、耳周辺にある軟骨の振動を通じて音が聞こえる仕組みになっており、難聴の方が来庁した際、軟骨伝導イヤホンを使うと付属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて本人にはっきりと届きます。イヤホンを耳の穴に入れなくても明瞭に聞こえる上、清潔を保てます。また、担当課によってはプライバシーに触れる相談内容もあり、職員は大きな声を出しづらい場面もあるかと思えます。軟骨伝導イヤホンを使うことにより、大きな声を出さなくても済むことから、難聴の方が安心して相談できる環境づくりに役立つと考えます。

以上のことから、窓口対応の品質向上において、軟骨伝導イヤホンを導入すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）関議員のおっしゃった軟骨伝導イヤホンでございしますが、軟骨伝導を活用したイヤホンの導入が全国の自治体にも広がってきており、聞こえのサポートをしていることは報道等にて承知をしているところでございます。

軟骨伝導イヤホンを利用することの利点といたしましては、耳周辺の軟骨を振動させることによって音を伝えるため、音漏れを防ぐ効果が高く、大声を出す必要がなくなることにより、窓口等でプライバシーに配慮することができるとともに、イヤホンの形状につきましても、穴がない丸型のイヤホンのため、耳垢が固着することなく、衛生的に使用できること等が挙げられます。また、聞こえることのすばらしさを実感することによって、難聴改善にも取り組むきっかけを生み出し、認知症の予防にも役立つと言われております。

群馬県内におきましても一部の自治体において導入が始まっており、新たに軟骨伝導イヤホンを窓口導入することによって、より一層の住民サービスの向上や職員の窓口業務における負担軽減、また利用者が安心して相談できる環境づくりにつながる可能性がございますので、今後の有用性を含めた環境整備に向けた研究及び設置に向けた調査を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）町長から軟骨伝導イヤホンを窓口導入することによって、より一層の住民サービス向上や職員の窓口業務における負担軽減、利用者が安心して相談できる環境づくりにつながる可能性があるとの答弁をいただきました。

吾妻郡内で導入されている町村はまだないので、先日高崎市役所の保険年金課を訪問し、軟骨伝導イヤホンを視察してきました。実際使わせていただき、職員の方が普通より小さな声で話されても明瞭に聞こえ、イヤホンを耳のくぼみに乗せて使用するの、衛生的であると感じました。

また、答弁にもありますが、軟骨伝導イヤホンを使うことにより、難聴の改善に取り組むきっかけを生み出し、認知症の予防に役立つことが考えられます。訪問した保険年金課の課長さんは、自分の母親に軟骨伝導イヤホンをプレゼントし、母親が大変喜んでいるとのお話をしてくださいました。

以上のことから、今後の有効活用も含め、新年度に向けた導入への前向きな検討をお願い申し上げます。私の質問を終了いたします。大変にありがとうございました。

○議長（安原賢一）関美香さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は1時とします。

（休憩 自午後零時03分 至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

○ 発言の訂正

○議長（安原賢一）先ほどの福田公雄さんの質問に対しての答弁の中で、生涯学習課長から訂正の申し出がありました。生涯学習課長、お願いします。生涯学習課長

○生涯学習課長（剣持和美）議長にお許しをいただきましたので、先ほどの福田公雄議員の、町の天

然記念物における現状の課題はというご質問の中で、町には県指定8件、町指定15件の天然記念物とお答えいたしました。これは天然記念物の中の樹木だけの数でございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（安原賢一）次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）みなさん、こんにちは。佐藤力也です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、防災・防犯対策について質問させていただきます。本定例会議初日の外丸町長の挨拶にもございましたけれども、今年は能登の震災で始まり、全国各地で大規模な災害が発生いたしました。幸い当町ではこれまで災害による大きな被害はございませんが、高齢者に起因する火災が数件発生いたしました。また、空き巣、窃盗などの犯罪事件が多数発生し、町民の安心安全が脅かされております。消防団員のなり手不足による機能低下も心配される中で、外国人犯罪、闇バイトといった犯罪が社会問題となっている現在、町民一人一人が自分の命、財産、そして家族は自分で守る自助努力、防災・防犯への意識の向上が重要となってきているのではないのでしょうか。そして、町もその支援と併せて様々な対策を講じていく必要があると考えます。

さて、火災における対策の一つに、住宅用火災警報器の設置が考えられます。火災警報器の設置は、火災の初期段階での早期発見に寄与し、初期消火による被害の抑止、軽減、または避難が可能になり、住民の身体、生命、財産を守ることが期待できます。しかしながら、経済的な理由から設置を躊躇する住民も多く、補助金の設立が期待されています。補助金制度を設立することで、より多くの家庭に火災警報器が設置され、住民の安心安全な暮らしにつながると考えます。

そこでお尋ねします。町では住宅用火災警報器の設置促進に向け、令和4年6月一般質問において、広報に努めていくとの町長答弁をいただいておりますが、広報活動や住民への啓発イベントなど、具体的にどのような取組が行われてきたか、またその効果についても教えてください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、佐藤力也議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住宅用火災警報器につきましては、消防法により平成20年6月1日から全ての住宅にその設置が義務づけられております。住宅火災による死亡者のうち逃げ遅れによるものが約5割あり、犠牲者のうち約7割が65歳以上の高齢者であります。時間帯別では、22時から翌朝の6時までの就寝時間帯に多く発生しているということから、義務づけとなりました。義務づけから16年以上が経過しており、現在広報活動や啓発イベントは特別に行ってはおりませんが、令和5年6月1日現在において、吾妻広域圏内では73%の設置率となっている状況にあります。設置後におきましても定期的な点検が必要となりますので、設置の必要性や設置場所、機器の選び方などについて引き続き吾妻広域消防本部と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長の答弁にもございましたけれども、設置後の点検も非常に重要です。器具は10年での交換が一般的であり、その途中でも電池の交換や正常に作動するか、点検が大切です。設置した時期は個々で違いますので、今後町には火災シーズン前に最低でも年1回は設置の義務化と点検、交換についての周知徹底をお願いいたします。できれば、消火器の使用期限の確認と併せて行うとより効果的だと考えますので、ご検討をお願いいたします。

また、前も要望いたしましたが、経済的な理由から、火災警報器の設置をためらう住民が多い現状を踏まえ、機器の設置に対する補助金が必要ではないかと考えます。今後さらに高齢化が進む中で、住宅用火災警報器の設置に対する助成がますます重要になると考えます。

町長は、この点についてどのようにお考えでしょうか。経済的支援が厳しければ、前橋市のように高齢者や障害者世帯を対象とした出張取付けサービスの実施を中之条町でも検討するべきではないでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）火災報知機につきましては、全ての住宅の所有者や利用者に設置していただきたいものでありますが、設置が消防法により義務づけられておりますので、義務づけられているものに対しての補助金を交付することにつきましては、やはり慎重であるべきと考えております。

また、出張取付けサービス等につきましては、実施されている県内の自治体の状況を確認し、郡内の町村や吾妻広域消防本部と連携を図りながら研究をしまいたいと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）火災を起こした住宅の住民が警報器の設置によって火災の発生に早く気づき、住民自らが消火器などによる消火活動によってぼやで終わり、119番通報前に鎮圧できれば、火災1回における消防団員の出動に要する経費、約1回につき100万円ですけれども、そういったところも削減されることとなります。また、自らの初期消火が不可能だった場合でも、家から逃げ出し、安否確認が早期に完了すれば、広域及び消防団による任務が人命救助から消火活動へと迅速に行われ、火災の早期鎮圧、また延焼の拡大も防ぐことができます。こうした理由から、町には今後住宅用火災警報器の普及にさらなる尽力をお願いして、次の質問に行きたいと思えます。

続きまして、防犯対策、盗難対策への対応について質問をさせていただきます。近年、中之条管内において盗難事件が多発しており、私が住む四万温泉においても、今年5月から6月にかけて私が知る限り8件ほどの被害が発生しております。このような状況を受け、町としての防犯対策が求められております。

続いて質問をさせていただきます。まず初めに、近年の盗難事件の状況についてご質問させていただきます。まず、近年に発生した盗難事件について、町としてどのような対応をされてきたのかをお聞きしたいです。特に最近発生した被害の状況や件数について、話せる範囲で教えていただけ

ますか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）昨今ニュースや新聞等において犯罪事件を目にしない日がないほど常態化しており、特に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、人の流れが戻り、犯罪も合わせて増加しております。中之条町にとっても決して他人事ではございません。

中之条町内における盗難事件の被害状況というところでございますが、吾妻警察署に問合せたところ、詳しいことは申し上げられませんがということですが、窃盗事件の発生件数は、一昨年度につきましては2件、昨年度は27件、本年度10月末では54件となっており、増加傾向にあります。内容につきましては、空き巣、忍び込み、居空、^{いあき}事務所荒らし、お店からの窃盗ということでございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、これまでの犯罪の被害者に対する町の対応についてお尋ねいたします。盗難事件の被害者に対して、町としてこれまでどのような対応を行ったのかについてお尋ねします。具体的な支援策や相談窓口の設置など、どのような取組がなされているのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）盗難被害に遭われた方に対しましては、心からお見舞いを申し上げるところでございます。町といたしましても、犯罪の抑制及び防止を目的として、今年度、防犯対策補助金を新設をさせていただきました。また、令和5年6月には中之条町犯罪被害者等支援条例を制定し、関係機関と連携しながら、犯罪被害者等の支援を総合的にかつ計画的に推進していくこととしております。

なお、犯罪に遭われた方の相談につきましては、被害届や証明等の関係もありますので、吾妻警察署にご相談いただきたいと思いますと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、防犯対策事業に関する補助金の利用実績についてお聞きいたします。これまでの利用状況や、どのような事業に対して補助金が支給されたのか、具体的な数字や事例を交えてご説明いただけますか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほども申し上げましたけれども、今年度、窃盗、空き巣被害の対策といたしまして、犯罪の抑止及び町民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、防犯対策補助金を新設させていただきました。この補助金は、住宅等に防犯カメラや人感センサーライトの設置、迷惑電話防止機能付電話機の購入、防犯ガラス、防犯フィルムの設置等、防犯対策を実施された方に交付をさせていただいております。

今年度の利用実績につきましては、11月末現在、7件、内訳につきましては、防犯カメラの設置2件、センサーライトの設置1件、迷惑電話防止機能付電話機購入3件、補助錠1件となっております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）最後に、今後の防犯対策についてどのように考えているのか、お聞かせ願えますか。特に盗難事件が増加する中で、今後の具体的な対策や新たな取組についての計画があればお知らせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今後の対策というお尋ねでございますけれども、犯罪は未然に防げるのが一番であります。安全で安心なまちづくりを目指し、今後も区長さんをはじめ、地域のコミュニティーや関係機関との連携を密に図りながら、また青色防犯パトロールを強化し、犯罪が起きにくい町をつくっていきけるよう推進してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）空き巣や窃盗事件等による被害を未然に防ぐためには、危機管理、防犯意識の高揚が最も重要だと考えます。自分と家族の命や財産を自分で守るという緊張感を持つことが不可欠です。調査によれば、被害者の6割が玄関の鍵の締め忘れや窓の閉め忘れを経験しているとのこと。このため、防犯対策事業の補助金を有効に利用することも重要だと考えます。

個人の防犯意識を高め、被害を減らすためには、町による被害状況の情報提供も非常に大切です。さらに、町全体の防犯対策として、行政区への防犯カメラや防犯灯などの支援拡充も必要と考えます。情報提供の方法としては、広報や町の公式LINEなどのSNSなどの配信に加え、群馬テレビのデータ放送、文字放送や防災無線の活用も効果的かつ効果的と考えます。ぜひ検討をお願いいたします。

続きまして、2番の観光振興についての質問に移りたいと思います。観光振興は、中之条町の経済活性化と地域の魅力向上に欠かせないテーマです。観光資源としての自然や文化財を保護、整備するために、次に4つの点についてお尋ねいたします。

観光資源の保護と整備について、まず1つ目、景観維持のための取組についてお尋ねいたします。中之条町には豊かな自然が観光資源として重要な役割を果たしております。しかし、その自然や景観を維持するためには人の手による整備が不可欠です。特に清流や重要文化財などの建築物の景観を保つための支障木の伐採や植樹、ライトアップなど、観光資源としての維持管理には様々な補助金を活用し対応にあたっておりますが、大規模な伐採や危険箇所への対応には相応の予算が必要となります。この点について町長の見解をお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員ご指摘のとおり、観光資源の維持管理には様々な補助金の創設や大規模

な伐採等による危険箇所への対応について、相応の費用が発生することも周知の事実でございます。町といたしましては、現行の補助金制度を維持しつつ、状況に応じて柔軟な対応をさせていただくと考えております。しかしながら、支障木につきましては、議員もご承知のことと思っておりますが、所有者の権利問題がございます。基本は所有者による支障木伐採が原理原則と認識をいたしております。

就任後早々に町道の通行に支障が生じるおそれがある場合は、町道沿線危険支障木伐採補助金を創設させていただきました。繰り返しとなりますが、個人所有の支障木処理につきましては、個人負担を原則として考えているところでございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、駐車場と公衆トイレの整備についてお伺いいたします。こちらは、観光資源という言葉には当てはまらないかもしれませんが、観光客が快適に旅行を楽しむためには、駐車場問題と公衆トイレの整備が必要不可欠だと考えます。各温泉地や観光地におけるこれらの問題解決に町として今後どのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町では多くの観光資源を有しており、駐車場及び公衆トイレの問題は承知しているところでございます。なかなか早期解決に向けた対応は難しいところであることは、佐藤議員もご承知のことと思っております。駐車場用地の確保や利用者の利便性、駐車場と併設した公衆トイレの整備も可能となる候補地選定等におきまして、優良な用地等の選定がなかなか進まないことが大きいと感じておるところでございます。この質問に対しまして、継続して検討してまいりたいと考えております。優良な情報がございましたら、ぜひ情報をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）観光振興というところで、今後インバウンド対策も非常に重要な問題です。日本人観光客が減少する中で、外国人観光客の誘致やリピーターの創出は欠かせません。道案内や登山道、遊歩道の標識の整備はもちろん、パンフレットや地図、SNSの多言語化への予算づけも重要な問題となります。この点について町長の考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員ご指摘のとおり、日本各地でインバウンドを取り上げたニュースを多く目にいたします。また、町内においても海外の方を多く拝見するように、昨今感じております。現在観光パンフレットにつきましては、英語、台湾、香港等の繁体字、中国語に使用されている簡体字の3言語に対応しております。また、観光協会ホームページでは、英語、韓国語、繁体字、簡体字対応としており、四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合の里温泉郷組合の各団体につきましても、観光協会のホームページに集約化されている状況でございます。多言語化への対応も必要と認識しており

ますので、その対応としては、デジタル技術を活用することが大変有効的と考えております。観光協会をはじめ、四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合の里温泉郷組合の各団体等と今後研究をしてまいりたいと思っております。道路案内や登山道、遊歩道の標識類につきましても、早期解決に向けた対応は難しいところであり、関係省庁、団体と引き続き協議を継続してまいりたいと思っております。また、有効な補助事業等がありましたら、有効的に導入してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）こちらのインバウンド対策、看板等というところで、ビエンナーレの質問をさせていただいたときにも、町長も四万から伊参へ行く道があって、そういったところ看板整備に力を入れるという答弁をいただいておりますので、ぜひ来年度当初予算に組み込んでいただきまして、来年のビエンナーレ実施年でございますので、ぜひやっていただければと思います。よろしくお願いたします。

次に、4番目として、温泉地調査の進捗と今後の取組というところを質問させていただきます。四万温泉における観光スポットの創出についてもお尋ねいたします。草津の湯畑や伊香保の石段のように、四万温泉を象徴する観光スポットを創出するための調査研究費として、令和6年度当初予算に四万温泉観光資源調査研究業務委託料が計上されております。現在この調査はどのように進められているのでしょうか。進捗状況についてお知らせください。また、調査の結果を踏まえて、今後町としてどのような方針を考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本年6月定例会議の一般質問において答弁をさせていただきましたとおり、四万地区の清流をイメージした整備を調査、検討中でございます。

進捗と今後の取組につきましては、現在四万川周辺の地形等について、測量会社へ委託し、現況調査を行っている状況であり、納品された平面図等を基に整備計画を立てていくことになると思います。少々業務が遅れているところではありますが、令和7年度当初予算への反映を念頭に、観光商工課を中心に建設課、農林課の職員にも協力をいただきながら、事前の状況確認を進めておるところでございます。

議会の皆様、地域の皆様へ説明できる段階となりましたら、改めて詳細の説明をさせていただきたいと思っております。その際にはぜひご協力を賜りたいと思っております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）こちら調査ということで、以前も確認をさせていただいておるところでございますけれども、ぜひこの清流というところ、四万温泉協会といたしましても、そこがいいのではないかとということで、町のほうにも以前からお願いをしている部分もございますので、連携を取り合いながらやっていただければいいのかなと思います。ぜひよろしくお願いたします。

来年はビエンナーレ、先ほども言いましたけれども10回記念の開催年となります。観光振興にお

けるインバウンド対策や駐車場やトイレの問題については、前回のビエンナーレのときも取り組むべき重要課題としてアンケート結果等も町のほうに提出させていただきながら要望してまいりました。新たな観光スポットの四万温泉の観光スポット創出もとても大事な項目ではございますけれども、旅行者が気持ちよく中之条町を観光していただけるように、ぜひ暗い、汚い、臭いの3Kトイレを明るくきれいに爽やかなきれいなトイレにリニューアルしていただくことから始めていただいて、それを切に要望いたしまして、次の質問に行きたいと考えます。

続きまして、3番目の今後の町づくりについてご質問をさせていただきます。まず初めに、令和7年度予算編成について、町長の考えをお伺いしたいと思っております。これまで外丸町政がスタートしてからちょうど約2年が経過したところでございます。様々な時代の流れの中で、就任当時に掲げた共創のまちづくりにおける様々な重点項目があったと思えますけれども、その達成度、進捗、何%ぐらい町長ご自身の中で達成できているのかなとお思いでしょうか。また、令和7年度当初予算にはどのような取組に力を入れていくおつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和6年度事業につきましては、本年3月の定例会議における主要事業一覧等においてご説明をさせていただきましたが、議員各位や町民の皆様にご理解、ご協力いただき各種事業に取り組んでまいりました。一例を挙げますれば、猛暑に対する熱中症対策、防犯・防災対策や妊娠・出産サポートをはじめとする子育て支援、教育関係では不登校児童生徒へのケアにも力を入れてまいりました。施設管理面では、役場庁舎をはじめツインプラザや文化会館、総合体育館の修繕工事等を実施してまいりました。また、未来戦略ミーティングでは、提案され事業化したものやドライフラワー事業など、地域の核となる産業育成にも努めてまいりました。

一方で、施設の老朽化も目立っております。町道や橋梁、そして水道や下水道などの生活に直結するインフラ整備に伴う修繕費は今後町の財政運営に大きく関わってまいります。そういった視野に立ち、予算編成を望む必要もあると強く感じております。

さて、令和7年度は、中之条町町制70周年であります。六合との合併15周年という町にとって大きな節目となる年であります。70周年、また15周年に向けた事業も可能な範囲で実施できればと考えておりますし、町民の中からもいろいろ要望が出てくるかもしれません。そうした各方面からの幅広い意見やアイデアを勘案した中で予算編成に向けた取組ができればと考えております。

令和6年を振り返りますと、能登半島地震というまさに大災害から始まる1年となりました。復興への道のりはまだまだ遠く、被災者の皆様の気持ちや現状を見ると心が痛むばかりであります。就任以来一貫して防災対策の重要性を口にしてまいりましたが、いつ我が町、我が身に起こってもおかしくないほど日本が災害列島化していると言わざるを得ません。令和7年度におきましても、防災対策におきましては引き続き力を入れてまいる考えでおります。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長より、令和6年度掲げた重点項目の達成度、また令和7年度当初予算に向けての取組について答弁をいただきました。

町長の答弁にもございましたとおり、自然災害というところというのは、今年においては南海トラフの注意も出ましたし、そういったところで実際にそれが起こる可能性というのは本当に高くなってきているという中で、当町といたしましても大網白里市といったような姉妹都市との連携、そして大網のほうが被害を受けたときのこちらの受入れ体制というところも、今後真剣にといいますか、詳細なところをしっかりと詰めていく必要があるのかなと思います。そういったところも今後の防災という部分では、観光という部分も一緒にリンクしていく部分でもございますので、それにはまず町内の安全というところも考えていかなければいけないのかなと思います。ぜひ、ご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、②のふるさと納税についてご質問をさせていただきたいと思います。町の財政の健全化を考えたときに、もちろん様々な税収という部分もあるのですが、このふるさと納税というところにおいても使い勝手がよく、大変重要な財源の一つであると私は考えております。

外丸町長の令和7年度予算編成についてお尋ねいたしましたけれども、財政の健全化をテーマにしたときに、コンパクトな予算編成も大変大事だと思いますけれども、長期を見据えた中で持続可能な税収を得るための準備、投資も必要と考えます。それが観光振興だと事あるごとにお伝えをしておりますけれども、ふるさと納税も繰り返しになりますけれども、町にとって大変使い勝手がよい重要な財源の一つだと思います。

今後もこの財源の維持、拡大に向け、質問をさせていただきます。まず初めに、令和6年度におけるふるさと納税の寄附金の総額及びメニューごとの内訳がどのような見込みなのかを教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和6年度のふるさと納税でございますが、11月27日現在で約8,500万円の寄附がございます。これから年末にかけて本年の所得見込みによるふるさと納税寄附控除額の上限推計が可能となることから、多くの寄附が寄せられるものと思っております。本定例会議をお願いしております補正予算につきまして、当初予算の1億5,000万円に加えて、8,500万円の増額をお願いし、2億3,500万円の寄附を見込ませていただきました。

返礼品ごとの内訳におきましては、ふるさと寄附感謝券がおおむね9割を占めております。感謝券以外の1割につきましては、お礼の電力、お米等でございますが、今年10月より返礼品として追加いたしました地場産品24品目につきましては、始めたばかりということで、動向を見守り、今後対応してまいります。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、令和7年度のふるさと納税の目標額といったところ、また、返礼品

がどういった割合での用意といたしますか、予定をされているのか、そういったところの予測をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ここ数年の寄附額につきましては、2億から2億3,000万円程度で推移をいたしております。令和7年度におけるふるさと納税の目標額ということではありますが、特定の目標を設定したクラウドファンディングの場合は、事業等を実施するのに必要な目標金額と募集期間を設定し、募集期間内に支援を集めることとなりますが、ふるさと納税はあくまでも一般寄附でありますので、目標額は設定しておりません。予算編成におきましては、過去の実績や今後の見込みより過大とならないよう、安全性を考慮して見込ませていただいておりますことをご理解いただきたいと思っております。

返礼品ごとの内訳につきましては、国の基準にのっとり、寄附額の3割での計上をしておりますので、ふるさと感謝券がおおむね9割、残りの1割程度がお礼の電力、お米、ドライフラワー等の地場産品になるかと思われまます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続きまして、業務委託先の選定理由についてお伺いいたします。当町へのふるさと納税が可能なポータルサイトは、ふるさとチョイス、ふるナビ、楽天、JRE MALLの4つであると記憶しておりますが、感謝券以外の返礼品がふるさとチョイスに限定されている理由について、具体的な背景や今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）現在業務委託をしておりますふるさと納税管理システムにおいて、返礼品の追加が無償できるポータルサイトがふるさとチョイスだけでございます。この体制において、寄附の申込みや入金等の情報連携が容易で、返礼品の管理ができるということもあり、制度の改正後、初めての返礼品追加でありましたので、まずはふるさとチョイスから始めたところでございます。

今後につきましては、寄附者の動向を見つつ、ほかのポータルサイトへの掲載を検討してまいります。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ご答弁ありがとうございました。なぜなのか、解消された気がいたします。

また、ポータルサイトというところでは、ほかにも様々なポータルサイト、そんな数多くないと思うのですが、有効なポータルサイトの追加というところも視野に入れてご検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、返礼品の追加というところの質問をさせていただきたいと思っております。今年10月より、先ほど町長の答弁にございましたけれども、2種4品目、お米とドライフラワーの3品目が追加されました。その選定理由について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）地域の魅力を発信する中之条町の良いものを全国に広めたいというのが私の1つの思いでございました。地場産品を返礼品に追加するに当たり、まず手始めに、平成26年にブランド化した中之条町のおいしいお米、花ゆかりを、そして以前より花卉業界ではブランドとして認知されている六合の花をドライフラワーに加工してご寄附をいただいた皆様にお届けしたいという思いで追加した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）この返礼品につきましては、私も以前から幾度となく種類の増設をお願いしていたところでございます。前町長の伊能町長の頃からそれをお願いしておりまして、元同僚議員もいろんなメニューを、これはどうか、これはどうかといった形で提案していたような気がしております。

今回の返礼品メニューの追加につきましては、本当にやっという、本音を言いますと、気持ちも少しありますけれども、非常にうれしく思っております。特にお米に関しては、米農家さんの方から、返礼品から外されてしまって生産意欲がなくなってしまったとの声もたくさん聞いておりましたので、返礼品への復活を強くお願いしておりましたところで、そういった声を拾ってくださったのかなど。町長の決断と、そしてこれまで携わった担当課の皆様には、本当に心より感謝を申し上げたいと思います。これからもまた増えましたので、例えば事務手続とか、大変になってくると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

しかしながら、私はまだまだ返礼品のメニューは増やすべきと考えております。国が示す募集適正基準や地場産品基準等、厳しい基準があることは承知をしております。その適合した運用を考えますと、返礼品の選定には本当に慎重にならざるを得ないと思ひますけれども、返礼品の提供事業者のまた新たな募集を行ったり、また以前提案いたしましたゴルフ場や温泉施設、観光施設等で納税可能な自動発券機の導入の再検討などももう一度お願ひして、またさらなる調査研究を重ねていただき、返礼品メニューの拡大による納税者の拡大を図って、結果、地場産、地元経済の活性化につなげていただきたいと思ひます。

言うのは簡単、やるのは大変と職員の方の心の声はすぐ聞こえてきそうでございますが、そこは今までどおり地元愛とやる気で乗り越えていただくか、令和7年度の人事での配置に期待するようお願ひいたしまして、今日の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

○

◎散 会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

4日目の19日には定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願ひます。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

(散会 午後1時40分)

令和6年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第4日

招集年月日 (会議)	令和6年12月19日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和6年12月19日 午前9時30分						
	閉会	令和6年12月19日 午前10時36分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	6番 佐藤 力也		7番 関 美香		8番 大場 壯次			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		小板橋 千晶		書記		木暮 駿希	
	議事書記		割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第4号

(令和6年12月19日午前9時30分開議)

- 第1 議案第 1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 2号 令和6年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 3号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 4号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 5号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 6号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 7号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 8号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第 9号 令和6年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 第2 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第11号 中之条町町営住宅管理条例の一部改正について
- 第3 議案第12号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第7号)
- 議案第13号 令和6年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第14号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第15号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第16号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第17号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第2号)
- 議案第18号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第19号 令和6年度中之条町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第20号 令和6年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第21号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第22号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 中之条町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に

ついて

第5 議第2号議案 中之条町議会会議規則の一部改正について

第6 陳情第2号・第3号

追加日程第1 議第2号議案 「主要線地方道中之条草津線大岩・生須間の改良整備促進を求める意見書」の提出について

第7 特別委員会中間報告

第8 議員派遣の件

第9 閉会中の継続調査（審査）特定事件について

○

◎ 開 議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。第1回定例会12月定例会議の本会議も本日で4日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

なお、さきに全員協議会で調整されたとおり追加議案を日程に追加しました。

また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出したりされますと録画録音される恐れがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算（第6号）

◎ 議案第 2号 令和6年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 3号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 4号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予（第2号）

◎ 議案第 5号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 6号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 7号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 8号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 9号 令和6年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○議長（安原賢一）日程第1、議案第1号から第9号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。質

疑をされる方はマイクを調整し、聞き取りやすくなるように発言をお願いします。

それでは、ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一) 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第6号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和6年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

制定について

◎ 議案第11号 中之条町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第2、議案第10号及び第11号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 中之条町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第12号 令和6年度中之条町一般会計補正予算（第7号）

◎ 議案第13号 令和6年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第14号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第15号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第16号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第4号）

◎ 議案第17号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第2号）

◎ 議案第18号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算（第4号）

◎ 議案第19号 令和6年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

- ◎ 議案第20号 令和6年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第21号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第22号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第23号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第24号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 中之条町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第3、議案第12号から第25号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第12号から議案第25号につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第12号 令和6年度中之条町一般会計補正予算（第7号）につきまして説明を申し上げます。

12月定例会議に当たりまして、初日の提案理由の中でも申し上げさせていただきましたが、今回お願いをいたします補正予算の主な内容は、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け、情勢適用の原則に基づく給与改定に伴う人件費の補正等につきましてお願いするものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ4,457万8,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ108億4,521万6,000円といたしたいものでございます。

歳入につきましては、11款 地方交付税の増額を見込ませていただいております。

次に、歳出における国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受けての給与改定等に伴う人件費の増額につきましては、補足の中で説明をさせていただきます。

3款 民生費では、社会福祉事業において町社会福祉協議会の職員における給与改定に伴う人件費の増額分について、補助金の増額をお願いするものであります。

4款 衛生費では、保健衛生事務費において四万へき地診療所職員の給与改定に伴う人件費の増額分について、特別会計への繰出金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第13号 令和6年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ57万3,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ20億1,376万8,000円といたしたいものでございます。

歳入では8款 繰越金を増額し、歳出では3款 地域資源事業費における生活支援体制整備事業について、事業の委託策である町社会福祉協議会職員の給与改定等に伴う委託料の増額を見込ませていただいております。

次に、議案第14号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ65万8,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ7,111万7,000円といたしたいものでございます。

歳入では4款 繰入金を増額し、歳出では1款 総務費において給与改定に伴う人件費の増額をお願いするものであります。

議案第15号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予（第3号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ14万5,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ6億2,528万3,000円といたしたいものでございます。

歳入では5款 繰越金を増額し、歳出では1款 総務費の一般行政経費において給与改定に伴う人件費の増額をお願いするものであります。

議案第16号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ14万6,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ4億3,527万3,000円といたしたいものでございます。

歳入では5款 繰越金の増額をお願いし、歳出では2款 小水力発電事業において人事院勧告等に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

議案第17号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、予算第3条で定めた収益的支出において事業費を67万3,000円増額し、補正後の予算総額を1億293万1,000円といたしたいものでございます。補正の内容としては、職員給与費において人事院勧告等に伴う増額をお願いするものでございます。

議案第18号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用を576万円減額し、補正後の予算総額を2億4,909万2,000円といたしたいものでございます。内容につきましては、職員給与費において人事異動に伴う減額と人事院勧告に伴う増額をお願いするものでありますが、人事異動に伴う減額が大きいので、全体として減額の補正をお願いするものでございます。

議案第19号 令和6年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用を382万8,000円減額し、補正後の予算総額を1億3,180万9,000円といたしたいものでございます。内容につきましては、上水道事業

会計と同様に職員給与費において人事異動に伴う減額と人事院勧告に伴う増額をお願いするものでございます。

議案第20号 令和6年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用を4万4,000円増額し、補正後の予算総額を6,388万3,000円といたしたいものでございます。内容につきましては、人事院勧告等に伴う職員給与費の増額をお願いするものであります。

議案第21号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出におきまして41万円減額し、補正後の予算総額を4億7,434万8,000円といたしたいものでございます。内容につきましては、職員給与費において人事異動に伴う減額と人事院勧告に伴う増額をお願いするものでございますが、人事異動に伴う減額が大きいため、全体として減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第22号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

人事院では、本年8月8日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を行い、11月29日に閣議決定されました。また、群馬県人事委員会では10月9日に県知事及び県議会に対し、県職員の給与等に関し勧告を行いました。令和6年度国の人事院勧告の概要を申し上げますと、月例給で官民格差1万1,183円、率にして2.76%となり、おおむね30代後半までの職員に重点を置いての改定となります。期末手当及び勤勉手当につきましては、支給月数をともに0.05月分引き上げるものでございます。

町といたしましても、給与制度は国の制度を基本としつつ、給与水準は地域給与を重視することや情勢適用の原則の観点から県の勧告を尊重し、同様の措置を取らせていただくため、中之条町職員の給与に関する条例、中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきまして給料表を改定し、期末勤勉手当等の支給率をそれぞれ引き上げたいというものであります。

実施につきましては、令和6年度における月例給等の改正は令和6年4月1日から、期末勤勉手当等の改正は令和6年12月1日に遡って適用させていただき、令和7年度以降の改正は令和7年4月1日からの施行をお願いしたいというものでございます。

続きまして、議案第23号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

改正の内容は、先ほどの議案第22号でも申し上げましたが、本年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重した中で町特別職にあっても期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げるというものでありまして、実施時期につきましては職員と同様の施行期日といたしたいものでございま

す。

議案第24号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給与は、一般職の常勤職員と同様に地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の考え方に基づくとともに、常勤職員との均衡等を踏まえて決定いたしております。一般職の常勤職員に適用される給料表の改定に伴い、会計年度任用職員に適用される規定の改定等を行いたいもので、令和7年6月期、12月期における期末勤勉手当を同様の割合で支給したいことから改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第25号 中之条町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。国における人事院勧告において、寒冷地手当におきましても改定が行われたことに伴い、規定の改定等を行いたいものでございます。改定内容につきましては、おおむね月額11.3%の引き上げとなっております。

以上、議案第12号から議案第25号の提案説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。議案第12号、22号、総務課長。総務課長

（議案第12号、第22号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）議案第13号について、質問ここで大丈夫ですか、議長。大丈夫ですよね。

1点質問させていただきます。生活支援コーディネーターの委託料ということで57万3,000円が計上されておりますけれども、このコーディネーターの業務内容、任期、人数についてのご説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）社会福祉協議会のほうに委託している部分になります。今回お願いいたしますのが生活支援体制整備ということで、事業としますと3つ、生活支援体制整備と地域包括支援センター、それと地域包括センター六合の部分をお願いしているところでございます。生活支援体制整備につきましては、現在2人職員のほうが配置されておまして、第2層協議体のほうの事務を主にやっただいていただいているところでございます。地域資源の開発等の事業を行っていただいているものでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一) 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第12号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第7号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和6年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和6年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度中之条町上水道事業会計補正予算(第4号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度中之条町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度中之条町下水道事業会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 中之条町職員の寒冷地手当支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長(安原賢一) 日程第4、議第1号議案を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

小栗芳雄さん、ご登壇願います。14番、小栗さん

○14番(小栗芳雄) 議長から発言の許可をいただきましたので、議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

改正の内容は、職員の期末手当の引き上げに合わせて町特別職の期末手当を引き上げる提案がされたため、議員の期末手当についても町特別職に合わせて年間支給月数を0.1月分引き上げるものです。実施時期についても、町特別職と同様令和6年12月1日に遡って適用し、令和7年度以降の改正は令和7年4月1日から施行したいというものです。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

- 議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。
これより討論を行います。
初めに、反対討論の発言を許可します。

（発言する人なし）

- 議長（安原賢一）別段ございませんので、討論を終結したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（安原賢一）異議なしと認め、討論を終結します。
お諮りします。
直ちに採決したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。
議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

- 議長（安原賢一）起立多数であります。
よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議第2号議案 中之条町議会会議規則の一部改正について

- 議長（安原賢一）日程第5、議第2号議案を議題とします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、刃持秀喜さん、ご登壇願います。13番、刃持さん

- 議会運営委員長（刃持秀喜）議長の許可をいただきましたので、議第2号議案 中之条町議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の会議規則の改正は、標準町村議会会議規則の改正に伴うもので、議場に入る者の服装、携帯品の禁止について規定するものです。「外とう、襟巻、かき」の表記を法令の表記に合わせて「コート、マフラー、傘」に改め、「つえ」については障害者差別解消法の施行に伴い削除するととも

に、病気その他の理由により必要と認められる携帯については議長の許可制から議長への届出制に改めます。また、タブレット端末など撮影機能や録音機能を持った多機能な機器が登場し、議会の審議においてこうした機器を活用する際に支障になるため「写真機及び録音機の類」を削除しますが、議場において撮影、録音を解禁するものでなく、会議中のこれらの機器の私的な利用を認める趣旨ではありません。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議第2号議案 中之条町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 陳情第2号・陳情第3号

○議長（安原賢一）日程第6、陳情第2号及び第3号を議題とします。

お手元に陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

陳情第2号について、文教民生常任委員長、山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○文教民生常任委員長（山田みどり）

議長の命によりまして、令和6年12月定例会議において文教民生常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月10日、午前9時30分から第一委員会室において、委員5名、町長、議長、関係課長、職員出席の下開催し、陳情第2号について審査し、「趣旨採択」と決定しました。

陳情第2号は、「ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書」で、群馬県医療労働組合連合会より提出されたものです。

各委員から意見を聞いた内容ですが、ケア労働者の賃上げと増員は、労働者のモチベーションの維持、向上と質の高いサービスにつながり、利用者にもよい影響を与える一因になることから、その改善策はとても大切であると考えている。一方で労働者不足の問題は医療、介護のみならず様々な分野で問題となっている。趣旨にはおおむね賛成するが、「趣旨採択」でよいと考える。

ケア労働者に限らず、賃金、待遇、働く中身について今目を引いていると思う。賃金に関しては、群馬県の最低賃金が北関東で一番低くなっており、そういうことも踏まえて考えないといけないと思う。ただ、労働者相対の問題で考えにくいという視点もあるので、私も趣旨としては賛成で、「趣旨採択」でよろしいと思う。

陳情書に書かれている内容はもっともだと思う。人員不足あるいは賃金が低いなど様々な問題もある。一方で施設側に立ってみると運営が厳しいという面もある。そういったことを考えると、恒久的な改定を求めていくべきだと思う。おおむね陳情の内容はよろしいと思う。

医療や介護現場での人手不足や賃金水準の問題などは、直接それらを必要とする人々の生命に直結する重大な問題だと感じるので、趣旨の内容は大体賛同するが、陳情内容にあるように全てのケア労働者の賃金を上げていくというのは現段階では到底無理があり、一概に賛同し得るような状況に至っていないと感じたなどの意見がされました。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、「趣旨採択」とすることに賛成全員であったため、当委員会では「趣旨採択」と決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

陳情第2号について採決します。

本件に対する委員長報告は「趣旨採択」です。

お諮りします。

陳情第2号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書について、委員長報告のとおり「趣旨採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数であります。

よって、陳情第2号は「趣旨採択」とすることに決定しました。

次に、陳情第3号について、産業建設常任委員長、関美香さん、ご登壇願います。7番、関さん
○産業建設常任委員長（関 美香）

議長の命によりまして、令和6年12月定例会議において産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月11日、午前9時30分から議場において委員5名、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第3号について審査し、「採択」と決定しました。

陳情第3号は、六合地区区長会長並びに沢田地区区長会長から提出された「主要線地方道中之条草津線大岩・生須間（暮坂峠越え区間）の整備促進について」です。

各委員から意見を聞いた内容ですが、この道路は、中之条地区と六合地区を結ぶ重要な道路で、観光にも資するものがあると思う。なるべく早くここが整備されるよう願っている。この陳情は妥当だと思うので、「採択」でよいと思う。

「曲線区間が連続する道路であります」とあるが、車の同乗者が車酔いを起こすようなこういった道路は早急に改善すべきだと思っている。私も「願意妥当」だと思う。

陳情書の中にも「近年の気候変動に伴う収入豪雨や豪雪等の災害時に町内の道路を確保しておくことが非常に重要だ」とある。この暮坂峠越えの区間を整備していただくことが急務だと思うので、私も「願意妥当」だと思う。

中之条側が非常に整備が遅れていた。そんなにお金がかからずに改修できる場所が結構あったので、そういったところからでも何とか早めにできればいいと見てきた。「願意妥当」だと思うので、「採択」でお願いしますなどの意見が出されました。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、「採択」とすることに賛成全員であったため、当委員会では「採択」と決しました。併せて、意見書の提出についても決定し、意見書案を審査し、一部修正して提出することと決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

陳情第3号について採決します。

本件に対する委員長報告は「採択
です。

お諮りします。

陳情第3号 主要線地方道中之条草津線、大岩・生須間（暮坂峠越え区間）の整備促進について、
委員長報告のとおり「採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第3号は「採択」とすることに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長（安原賢一）陳情第3号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（議案を配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第3号議案を追加日程第1として議事日程に加えていた
だきたいと思います。

○

◎ 議第3号議案 「主要線地方道中之条草津線大岩・生須間の改良整備促進を求める意見書」
の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第1、議第3号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第3号議案について、事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますの
で、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第3号議案 「主要線地方道中之条草津線大岩・生須間の改良整備促進を求める意見書」の提
出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第3号議案は可決されました。

○

◎ 特別委員会中間報告

○議長（安原賢一）日程第7、ここで特別委員会委員長より委員会の中間報告を求めます。議会改革推進特別委員長、刃持秀喜さん、ご登壇願います。13番、刃持さん

○議会改革推進特別委員長（刃持秀喜）議長の許可をいただきましたので、議会改革推進特別委員会の経過報告をさせていただきます。

第8回目の委員会を7月31日に開催しました。地域共創課職員に出席していただき、議会の録画中継について意見交換を行いました。その中で既に中継を行っている本会議については、両方向から2画面を常時映す方向で検討を進めていき、委員会の録画中継を行うことについても必要な事項を職員レベルで事務的に検討いただくことを確認しました。

また、ワールドカフェ（町民との意見交換会）について、未来戦略ミーティングの方々と実施した後、吾妻中央高校の学生さんと行っていくことで計画を進めていくこととしました。

第9回目の委員会は、9月18日に開催しました。主に議会中継、ワールドカフェ、活動報告、議員定数について検討いたしました。まず、議会中継について、事務方で検討してもらった内容について報告を受けました。ある機材を活用し、本会議の2画面化、委員会の録画中継ともに可能とのことでしたので、新年度から実施の方向で進め、試行を行うこととしました。

ワールドカフェについては、今後多様な団体等対象に実施していく、また活動報告書についても議会基本条例やなり手不足対策等々からも実施していくことといたしました。議員定数についても議論をスタートし、今回は各委員の現状での考え方について意見交換し、増、減、維持ありきでなくフラットな状態、様々な角度から調査研究していくことといたしました。

また、11月5日、6日には視察研修を行いました。5日は、千葉県大網白里市議会様にて議会中継と議会改革全般についての研修を実施し、6日は東京都の株式会社東和エンジニアリング様にて議場システムの見学及びデモ機の体験を通じてICTを活用した議場システムの調査研究を行いました。

そして、第10回目の委員会は12月6日に開催しました。これまで検討を進めてきた議会改革について、令和7年度から当委員会として実施するとした項目の確認を行いました。本会議中継の拡充化及び委員会中継の実施、議員なり手不足等々のため議員活動報告書の提出、ワールドカフェを婦人団体や子育て世代の方々等多方面にわたる団体に出向いて実施、令和8年3月の予算審議に向けた議会としての行政側へ政策提言の実施。また、議員定数についても議論を行い、令和7年12月頃を目標とし、議員定数について委員会としての結論を出していくこととしました。

以上が今回の報告となりますが、同僚議員におかれましても十分調査研究をされ、意見、情報等

の提供をお願いいたします。

以上、議会改革推進特別委員会の中間経過報告といたします。

なお、本日の本会議終了後、第一委員会室において、議会モニターさんとの意見交換会を開催いたします。活発な意見交換を行っていただければと思います。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

○

◎ 議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第8、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

（「議長よろしいでしょうか」の声あり）

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）委員会報告見させていただいたら委員会でも諮っているようなので、私が口出すことではないと思うのですけれども、派遣の1番のところ。群馬リハビリテーション病院の地元説明会が12月23日に行われると思うのですけれども、これ非常に大切な地元の意見が聞ける場で、議員全員とは言いませんけれども、文教委員ぐらいは呼んでもいいのかなと思うのですけれども、それも無理であればせめて副委員長ぐらい入れていただいて、委員会での共有を持っていたほうがいいかなと私は思うのですけれども、そのへん担当課でよく打合せしていただいて、我々地元の方の意見を聞くチャンスってこういうときしかないですから、委員長だけ、あと地元議員が呼ばれているようでも、ちょっと検討していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）ご意見いただきまして、ありがとうございます。この後群馬リハビリテーション病院と協議させていただきまして、また派遣等検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）いいでしょうか。

では、異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

○

◎ 閉会中の継続調査（審査）特定事件について

○議長（安原賢一）日程第9、閉会中の継続調査（審査）特定事件について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しました継続調査特定事件申出書のとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、本件は閉会中の継続調査にすることに決定しました。

_____ ○ _____

◎ 閉 会

○議長(安原賢一) 以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第1回中之条町議会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時36分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 佐藤 力也

中之条町議会議員 関 美香

中之条町議会議員 大場 壯次